

平成23年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成23年9月6日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成23年9月 6日

至 平成23年9月21日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 承認第 8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第11 認定第 1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 認定第 7 号 平成 22 年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第 18 決算特別委員会の設置について

平成23年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成23年9月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第14番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長	横澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
代 表 監 査 委 員	小 林 勉	総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長あいさつ

5) 議案審議

承認第8号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第39号から議案第43号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第7号まで（村長提出議案）説明、質疑

6) 決算特別委員会設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 承認第 8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告について
1. 議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
1. 議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について
1. 議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
1. 議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
1. 議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 認定第 1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
1. 認定第 7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定について

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成23年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年7月、8月実施分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書が提出されております。お手元の資料の配付をもって報告にかえさせていただきます。

また、村長から平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありましたので、お手元に報告書を配付しましたが、後日、委員会等で詳細の説明をいただきたいと思っております。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成23年8月定例会が、8月24日及び25日に開催をされました。また白馬山麓環境施設組合議会平成23年第2回定例会が、8月の29日に開催されました。内容についてはお手元に配付しました資料のとおりですので、報告にかえさせていただきます。

また、白馬村教育委員会から、平成22年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出をされましたので、お手元に配付させていただきました。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付しました請願文書表並びに陳情文書表のとおりで、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第5番太田修議員、第6番柏原良章議員、第7番田中榮一議員、以上3名を指名をいたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成23年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月21日までの16日間と決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月21日までの16日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 本日、平成23年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集をいただき、お礼を申し上げます。

梅雨入り、梅雨明けが比較的早かったことが今年の特徴でしたが、太平洋高気圧の勢力が弱く7月中旬には早々と台風6号が日本列島に大雨をもたらし、通過後はオホーツク高気圧と太平洋高気圧に挟まれて雨模様のぐずついた日が多く、その後も8月の前半を除いて、およそ夏らしからぬ不順な天候が続きました。

今回の台風12号で近畿、四国地方等に甚大な被害をもたらした雨量は想像を絶するものがあり、姉妹都市太地町とも連絡がとれず、大変心配をしておりましたが、大事に至らなかったというところで一安心しているところであります。近年は局地的なゲリラ豪雨による土砂災害の恐れが増しており、日ごろから身の回りの点検を十分に行っていただくとともに、雨天の際には危険な場所には近寄らないようお願いするところであります。

8月8日には450名近い出席者が集まり、日本三大崩壊の1つとされる明治44年の稗田山崩れから100年がたつことを契機に、歴史を語り継ぎ、土砂災害に対する教訓や新たな対応を考えるシンポジウムが小谷村で開催されました。

幾ら備えても防災には完全ということはありませんが、繰り返し起こる災害に備えるため、自主防災組織や災害時住民支え合いマップづくりなど、地域住民が相互に協力して避難誘導を図る基本的な体制づくりに取り組むことが大切だと、改めて感じたところであります。

原発事故の影響に苦しむ福島県などから、安心して夏休みを過ごすため、親子で60名を超える皆さんが1カ月ほど白馬村内に滞在いたしました。白馬村といたしましては、災害救助法の適用を受けた皆さんではありませんでしたので、余り干渉せず、行政関係の行うイベント等についてご案内をいたしました。ボランティアの皆さんや企業の皆さんにも、それぞれのお立場で協力をいただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

引き続き、本村を生活の場とされる方もいらっしゃるのとありますが、白馬村で夏休みを過ごされた皆さんが、果たしてよい思い出を胸に故郷に帰っていただけたかと、除染作業がな

かなか思うに任せない現状を報道等で見ると、複雑な思いをはせるこのごろでございます。

ご存じのように、国においては首相の辞任をめぐる政局が混沌としていましたが、退陣条件としていた第2次補正予算案、特例公債法案やエネルギー再生法案が可決されたことに伴い、8月30日には野田首相が誕生し、復興を進めるために挙党一致で野党との協調も模索しながら、国を挙げての政権運営を進めたいとしているところであります。国の対応のおくれやまずさが批判的になっている昨今でありますので、被災自治体の意向を十分酌み上げ、復興に向けて迅速なかじ取りを進めていただくよう願うところであります。

さて、平成22年度一般会計の決算状況については、この後本会議や委員会審議の中で各担当より詳しくご説明をいたしますが、概要を申し上げますと、歳入総額は56億3,642万、歳出総額は約55億3,244万で、翌年度に繰り越す一般財源約1,350万2,000円を除いた実質収支は9,047万円余となり、黒字で決算を打つことができました。また、基金については取り崩すことなく、財政調整基金に1億3,000万、福祉基金と義務教育施設整備基金にそれぞれ1億円ずつを積み立て、さらに土地開発基金に2,000万円、ふるさと白馬村を応援する基金に1,500万円、白馬村地域情報化施設基金に490万円の積み立てを行いました。これは国の経済対策により交付金が交付され、一般財源を特定財源に振りかえることができたこと、税務課の頑張りで税収が伸びたこと、各課の予算の節約により不用額が生じたこと等が要因であると考えております。今後、現状の収入構造に大きな変化がなければ、財調・減債両基金に頼らぬ予算編成ができる状況になってきてはおりますが、収入が減り厳しい財政状況となっても対応ができるよう、引き続き将来を見据え、総合計画との整合も図りながら慎重な運営をしてまいりたいと考えております。

現時点では、私自身の公約である財政の健全化については一定のめどがついたと考えているところでもあります。

村税の収入総額は15億2,955万円で、昨年度5,245万円、3.7%ほど上回りました。税務課では精力的に差し押さえ、公売等を行うなどして債券回収に努めてきたところであり、景気が低迷する中にありながらも、徴収率は前年を2.1ポイントほど上回り、県内における徴収率最下位からの脱却をようやく果たすことができました。

なお、固定資産税を中心として2,198万円余を税法の規定により不納欠損処分とし、収入未済額の累計は8億7,675万円余で、昨年比で2,463万円ほど減少しております。

財政力指数は3カ年平均0.484で、平年ベースの財政力をほぼ維持しており、実質公債費比率については3カ年平均で19.2、単年度数値では16.0に減少し、公債費負担適正化計画により公債費、債務負担は年々着実に減少しており、起債許可団体から起債協議団体へ移行できる18.0という数字が間近になってきております。

財政構造の弾力化を判断する指標である経常収支比率については、景気が低迷し税収が伸び悩

む中で、依然として投資に予算を多くは回せない状況にあります。公債費や一部事務組合への負担金が減り積立金が増加したことから、昨年度に比較して5.9ポイント減の75.2という適正な数値になっています。

また将来負担比率については、注意を要する350という数値に対して64.4という数値であり、全く心配の要らない状況となっております。

ところで、監査委員の皆様には長時間にわたり、関係諸帳簿・証拠書類の決算審査をしていただき、今定例会においては監査の報告をしていただくことになっておりますが、お礼を申し上げるとともに、ご指摘をいただきました事柄につきましては、今後の事務事業に反映をしてみたいと考えております。まことにありがとうございました。

次に、各課の事業の進捗状況をお知らせいたします。

観光農政課関係では、7月9日の梅雨明け以降、7月の観光客は登山で7,200名、対前年比88%、花三昧等平地観光への入り込みは15万8,000人、対前年比120%という状況であります。8月の数値はまだまとまっておりますが、節電や大震災の影響もあり、滞在日数が増加傾向にあることから、平地については7月同様前年を上回るものと予想しております。

農作物については、梅雨明け後の日照不足や気温が平年より低く推移したことから生育障害が懸念されましたが、8月に入ってしばらくは好天が続き、水稻の出穂期は平年に比べ若干早まりました。今後も天候に恵まれ、いもち病や病害虫が発生せず、水稻、そば、大豆等の豊作を期待するところであります。

長野県では米の安全・安心を証明するために、全市町村において放射性物質についての調査を行うこととしています。村では県等の関係機関と連携をとりながら、圃場の選定や調査に協力し、スムーズな出荷、販売等ができるように対応してまいりますので、農家の皆様におかれましてもご理解、ご協力をお願いいたします。

国民保養センター岳の湯の利活用については、3名の公募委員を含む11名の委員による検討委員会が組織され、8月9日に第1回の会議を開き、本日2回目の会議が開催される予定となっております。

環境課関係では、ごみ処理広域化につきましては、先月7日に三日町地区において2回目の住民説明会を開催したところ、当日は70名の住民の出席がありました。今回の説明会では、特に地元の皆様が不安に思われている部分を懇切丁寧に説明し、質疑に答えてまいりました。また、一昨日は候補地の視察等が行われたところでもあります。

第1回からの説明会からこれまでの間、広域連合や大町市では、自治会内にできた対策委員会への配慮から具体的な動きを控えていましたが、その垣根がなくなったことから、改めて3市村それぞれ経過説明会を開催し、また施設の必要性や候補地を紹介するケーブルテレビ特番の放映、現地見学会なども行ったところであります。地元自治会に対しましては、さらなる説明会の開催

や先進地視察などもお願いする予定となっており、引き続き粘り強く地元の理解を得られるよう努めてまいります。

7月22日に長野県が測定した白馬村における空間放射線量は、白馬村役場で0.06から0.08マイクロシーベルト、白馬南小学校では0.08マイクロシーベルトであり、自然界に初めから存在する放射線量も含まれていることから考えると、極めて低い数値でありました。

教育委員会関係では、観光レクリエーション施設A2号橋改修工事は、先月末契約を締結し、12月末までの工期で施工中であります。

第14回スノーハープクロスカントリー大会が7月23・24日の2日間開催され、最高のコンディションの中、延べ2,300人を超えるご参加をいただきました。

また、FISサマーグランプリジャンプ白馬大会は8月26日・27日の2日間、11カ国40名の選手が参加して開催され、2日間合わせて4,800名を超える入場者がありました。

それぞれの大会が準備から運営に至るまで、村内の関係団体を初め大勢の皆様にご協力をいただき、無事終了できたことを感謝申し上げます。

住民福祉課関係では、国民健康保険加入者の特定健診を6月と7月に14日間行い、944名が受診し、受診率は約40%でした。また、あわせて各種がん検診も5月から行ってきましたが、1,000人を超える方が受診をしております。なお、特定健診等都合で受けられなかった人を対象に、この9月1日にも受診の機会を設けたところであります。

また、子宮頸がんワクチン接種、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種につきましては、ワクチン不足や死亡例との因果関係調査による一時見合わせなどで空白期間がありましたが、現在は予定どおり接種を進めているところであります。

6月定例会でお尋ねのあった保養センターの入浴中止に伴う温泉入浴施設の利用助成については、高齢者・身体障害者・母子家庭の小学生以下の者を対象として1回200円、年12回分を助成することとし、現在新聞折り込み、チラシ等で周知を図り申し込み受け付けを行っているところであります。

子ども手当については、民主党のマニフェストの中でも重要な位置を占めていますが、与野党間で紆余曲折を経て、8月初めに一定の合意がなされました。聞くところによると、つなぎ法案ではなく、3月までは特別措置法、その後は児童手当法の改正により行うこととなるため、支給条件等のチェックが必要となり、今後電算システムの構築費が必要となってまいります。今定例会においても3月までの支給に関して必要なシステム改修費を補正予算として上程することといたしましたので、よろしく願いをいたします。

建設水道課関係では、7月21日の地域高規格道路長野県側ルート建設促進協議会総会の折に、長野県から豊科インター北側に予定する地域高規格道路の始点について、2つのルート案が示されました。その中で、わさび田湧水への影響が考えられるルート案は避け、東側に迂回するルー

ト案を基本に、今後調査を進めたいとの説明を受けたところではありますが、現在は地元住民への説明を進めているとのことでございます。

税務課関係では、長野県地方税滞納整理機構に20件の案件を移管し、6月から実質的な滞納整理が進められてきております。6月、7月の2カ月で約1,650万円の収入がありましたが、これは財産処分があったことによるもので、このように毎月収入があるわけではございませんのでご承知おきいただきたいと思います。

総務課関係では、行政の透明性を高め、第三者機関に事業評価をしてもらうために、信州大学山岳総合科学研究所長の鈴木教授を委員長とする事務事業評価委員会を設け、例年どおり評価する事業についての各課ヒアリングを行っていただいているところであります。評価の結果についてはこれまで同様公表し、また来年度以降の予算にも反映をしてみたいと考えております。

消防関係では、本村の消防団がポンプ車・小型ポンプ操法の両部門で大北大会において1位となり、7月31日に伊那市で開かれた県の操法大会には3年連続大北地区代表として出場いたしました。その大会に私も消防委員の皆様と応援に出向きましたが、両部門で3位という輝かしい結果を残してくれました。日ごろの練習の成果と健闘に大きな拍手を贈りたいと思うところでございます。

村内のある団体代表者から、6月に監査委員あてにケーブルテレビ白馬の指定管理者の申請受付や指定経過等が違法であるとの住民監査請求が出されておりましたが、監査委員は棄却という判断をされました。行政としても応募資格要件に反しないものに対しては、応募を拒否する理由はなく、申請年度に設営された団体には、提出を求める事業者の概要に関する書類のうち、前年度の貸借対照表や税金の未納がないことを証明する書類がないのは当然であり、全体的な審査をする上では特に問題がないと判断をして、審査のテーブルに上げたことを間違いとは考えておりませんし、法が求めている指定管理者制度運用のプロセスを十分に尊重したと考えております。募集にかかわる文書が誤解を招くような記述であったとすれば、それは今後の検討事項となりますが、監査委員の判断も示されましたので、行政としての考え方をホームページや「広報はくば」に掲載いたしました。村民の皆様にはぜひご一読いただきたいと思いますところでございます。

さて、過日の新聞紙上に県内のある市町村において、損害賠償についての議決や専決処分報告が行われていなかったとの記事が掲載されました。まことにお恥ずかしい限りではありますが、本村においても同様に、これまで道路の穴あき等によるパンク修理等、損害賠償保険の対応で支払いが済むものについては、議決や専決処分報告は必要ないとの誤った判断をして事務を進めてまいりました。

今定例会においては変則的ではありますが、近年における損害賠償事件の専決処分報告並びにこれに係る今後の対応を定める条例案件を提出させていただきたいと考えておりますので、お呼びを申し上げますとともに、ご理解のほどをお願いいたします。

今定例会に上程いたします案件は承認1件、議案5件、認定7件であり、最終日には任期満了となる教育委員に係る同意案件と損害賠償報告に関して、専決処分の指定に関する条例案件を議事日程に追加していただくことをお願いしたいと考えております。

提出議案のうち、平成23年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に8,722万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億9,462万5,000円とするものでありますが、補正の概要を申し上げますと、歳入では普通交付税の増額交付に伴い臨時財政対策債を2,200万円ほど減額をし、平成22年度繰越金3,500万円を追加することとし、歳出では消防団員公務災害補償に約570万円、災害復旧に2,500万円、道路維持補修等に1,000万円、中学プール解体撤去等に780万円、信用保証協会保証料補給負担金に560万円等を増額補正するものであります。

それぞれの報告及び議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、第3回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより承認案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第5 承認第8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告については承認案件であるため、会議規則第139条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

日程第5 承認第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第8号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、承認第8号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることといたします。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 承認第8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告について
議長（下川正剛君） 日程第5 承認第8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償についてご説明

を申し上げます。

本件につきましては、村長の開会のあいさつの中でも申し上げましたけれども、過日、新聞紙上に、県内のある市町村において損害賠償についての議決や専決処分報告が行われていなかったとの記事が掲載されました。まことにお恥ずかしい限りであります。本村においても同様に、これまで道路の穴あきによるパンク修理等、損害賠償保険の対応で支払いが済むものについては、議決や専決処分報告は必要ないとの誤った判断をして事務を進めてまいりました。おわびを申し上げますとともに、別紙のとおり過去5年間38件の保険対応事例をご報告申し上げますので、ご理解のほどをお願いいたします。

なお、示談が整った上で保険金が支払われておりますので、村からの支出は一切ございません。事例ごとの賠償内容を一覧にさせていただきますので、ご覧をいただくことで、個々の説明は省かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、村長のごあいさつでも申し上げましたが、追加議案として、今後このようなことがないよう条例案を後日上程いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑はありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第8号 道路上の事故等村の義務に属する損害賠償の専決処分報告については、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第6 議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 続いて、議案の審議に入ります。

日程第6 議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

既にご承知のとおり、ケーブルテレビ事業につきましては、本年4月から指定管理者による本

格運用を開始し、半年ほど経過したところではありますが、さらに加入促進を図るため、負担金及び月々の利用料について一部見直しを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

具体的に申し上げますと、アパートや社員寮といった集合住宅につきましては、現行条例では1室ごとの加入を原則としていることから、加入金や利用料の負担が大きく、加入になかなか結びつかない現状で、実際4月以降料金徴収が始まってから、引き込み工事を完了していながら解約を申し出た家主さんが少なからずいる状況でございます。こうした点を踏まえ、集合住宅につきましては1室単位だけではなく、1棟単位での加入も認めることとし、料金体系は別表1のとおりとし、家主一括契約と入居者個別契約の2種類の契約方法を新たに設けることとしたものであります。

あわせて、従来は認めていなかった一時休止につきましても、上下水道料金と同じ手法で再開時に手数料8,000円をいただくことで認めることとするものであります。

また、企業広告等の放送施設利用料につきましては、その料金5万、10万を、3万、4万5,000にそれぞれ減額し、1万円というスポット料金を設けることで、さらに利用促進を図ろうとするものであります。

条文の挿入と別表の削除、改正等があり、条の繰り下げ等を行ったため言い回しが複雑になっておりますが、よろしくお願いをいたします。

詳細につきましては新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、今回の改正につきましては、10月1日より施行をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第7 議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第40号についてご説明いたします。各法令の一部改正、廃止及び字句の見直しにより、本条例の一部を改正するものであります。

第1条、第2条は文化財保護法の一部改正による条項の修正。

第5条は、第2項が欠落しているため第1項を修正し第2項を追加。

第9条第8号、第10号は、森林開発公団法、水資源開発公団法の廃止に伴う修正、削除。第

18号は、文化財保護法の一部改正による条項の修正。第23号の有線放送電話業務については、有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、その定義の消滅したため削除し、放送法による有線テレビジョン放送を追加。第24号は、放送法による放送事業を放送法の一部改正により基幹放送に修正。

第13条第4項は、補欠員の任期の追加。その他は字句の修正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。質疑を終結をいたします。

△日程第8 議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例についてご説明を申し上げます。

これは国の法の改正に伴い、村の条例も一部改正をするものであります。

これまで災害弔慰金の支給範囲と順序は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順と定められておりました。今回の大震災のように、対象とするすべての方が亡くなられた場合には、同居し生計を同じくしていた兄弟、姉妹に対しても、災害弔慰金が支給されることとなりましたので、それを3号として追加の規定をするものであります。

施行日につきましては、平成23年3月11日にさかのぼり適用するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第9 議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につき

ましては、既定の歳入歳出予算に8,722万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,462万5,000円とするものであります。

それでは、5ページ第2表地方債補正をお開きをいただきたいと思ひます。

追加として、公共土木施設災害復旧に560万円、農地農林施設災害復旧に350万円をそれぞれ追加するものであります。場所につきましては、公共土木が青鬼、菅の村道、農林施設は八方の林道黒菱線であります。利率、償還の方法については記載のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

変更につきましては、交付税額が決定し、この後ご説明をいたしますけれども、交付税額の増に伴い交付税を補てんする臨時財政対策債を減額するもので、2億8,293万6,000円から2,289万9,000円を減額して、2億6,003万7,000円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法についてはご覧のとおりでございます。

次に、9ページをお開きをいただきたいと思ひます。

歳入であります。8款地方特例交付金については、額の確定により、児童手当特例交付金を167万1,000円減額し339万5,000円とするもの、及び減収補てん特例交付金については147万9,000円を追加し823万8,000円とするものであります。

9款の地方交付税につきましては、普通交付税に4,238万1,000円を追加し15億4,808万1,000円とするものであります。

10ページ、13款の国庫支出金につきましては、農地農林施設災害復旧として林道黒菱線関係に441万5,000円、公共土木施設災害復旧として青鬼、菅の村道復旧に1,000万5,000円を新たに負担金として計上するものであります。

国庫支出金の6目農林業費補助金については、村経由ではなくなった経営体育成交付金を645万円減額し、700万円とするものであります。申請者の直接交付になったということであります。

それから11ページ、14款県支出金2目民生費補助金については、地域支え合い体制づくり事業補助金として844万4,000円を追加するものであります。

17款繰入金につきましては、石神井ケルン付近の整備に、ふるさと白馬村を応援する基金から273万5,000円を繰り入れするものであります。

18款繰越金については、前年度の繰越金3,519万8,000円を繰り入れるものでありまして、これで前年度の繰越金はすべて終了となります。

12ページ、19款雑入については、北アルプス広域連合の過年度精算金185万9,000円が収入の主なものであります。

20款村債につきましては、地方債補正でも述べましたが、交付税の増額補正に伴い、補てんする臨時財政対策債を減額するものであり、災害復旧については新たに目を設定するものであり

ます。

続きまして、13ページからの歳出についてご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

各費目間における人件費の増減につきましては、6月の補正の際には、当面9月までの過不足分を補正させていただきましたが、今回は4月及び6月の人事異動の終了後の体制から、年度末までの概算を補正させていただきましたので、説明は省略いたしますが、よろしくお願いいたします。

2款総務費6目企画費のケーブルテレビ白馬管理運営事業の施設運営委託料267万2,000円につきましては、迅速で正確なりアルタイムなニュースをお届けするため、文字ニュースを提供するためのシステム構築に要する経費等でございます。

8目電算業務費のシステム委託料100万円は、電算事業の広域共同化により不要となったサーバーを、ファイルシステム等に有効利用するための費用であります。

14ページ、賦課徴収費の電算委託料133万5,000円は、24年度確定申告に向けて新システムを構築、導入するための経費であります。

それから15ページ、民生費老人福祉費の地域支え合い体制づくり事業補助金は、NPO団体体制づくりに対する県補助金の支出であり、電算委託料505万4,000円については、災害時要援護者台帳の管理システム構築に関する経費であります。

下段の5目介護保険費の広域連合負担金135万7,000円は、介護保険にかかわる負担金の追加であります。

それから、次の16ページ、子育て支援費の電算委託料100万円は、子ども手当支給に対する特別措置法関連のシステム構築費であります。

17ページ、環境衛生費の公衆トイレ管理事業の工事費106万円は、神城駅それから南神城駅のトイレの修繕工事費であります。

下段の農林業費農業振興費の経営体育成交付金は、先ほど申し上げましたが、交付金が直接交付になったことにより645万円を全額減額するものであります。

18ページ、林業費林業振興費の工事請負費107万5,000円は、火災で焼失した倉庫の撤去費用や、林道の維持補修にかかわる経費であります。

次に、飛びまして20ページをお開きいただきたいと思います。観光商工費の4目観光安全浄化対策事業の273万5,000円は、ふるさと白馬村を応援する基金を利用して石神井ケルン付近等の環境整備を図るものであります。

21ページ、商工振興事業の560万円は、信用保証協会保証料補給負担金の追加補正であります。

下段の土木費道路維持費については、村道維持補修費に600万円、区への資材支給等の原材

料費に100万円を追加するものであります。

22ページ、消防費の非常備消防費の消防団員等公務災害補償掛金570万円につきましては、東日本大震災にかかわる補償基金の不足による臨時的な掛金の増額支出であります。また、出動賃金150万円等は、消防ポンプ操法県大会出場にかかわる経費の予算化であります。

次に24ページ、教育費学校管理費の学校施設整備工事費778万7,000円は、老朽化した中学プール等の解体撤去費等であります。

25ページ、災害復旧費につきましては、黒菱林道災害復旧にかかわる経費949万1,000円と、青鬼、菅等の村道災害復旧にかかわる経費1,588万8,000円の予算計上であります。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

**△日程第10 議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）**

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第1条をご覧ください。歳入歳出予算の総額に7,680万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億2,568万8,000円とするものでございます。

内容を説明しますので、5ページをお開きください。歳入です。前年度の繰越金を7,680万7,000円追加するものでございます。

6ページをお開きください。歳出明細でございます。2款保険給付費1項療養諸費については、昨年度から増加傾向にあることから、1目一般被保険者療養給付費に1,200万円。2目退職被保険者療養給付費に600万円を。それと2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費に800万円をそれぞれ追加するものでございます。

次のページをご覧ください。9款基金積立金1項基金積立金は、繰越金のうち今回追加が必要となった額を除いた3,469万9,000円を追加して、基金に積み立てるものでございます。10款諸支出金は1目療養給付費負担金等返納金に1,563万2,000円を追加するものでございます。療養給付費負担金は概算により交付を受け、交付年度の医療費が確定した翌年度に

過不足を精算するということになっております。したがって、今回の追加は平成22年度に交付を受けた負担金の精算ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案39号から議案第43号まで、お手元に配付してあります平成23年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第43号までは、常任委員会付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第11 認定第1号から、日程第17 認定第7号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までは一括議題とすることに決定いたしました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

議長（下川正剛君） それでは再開をいたします。

△日程第11 認定第1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

**△日程第16 認定第6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について**

△日程第17 認定第7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長（下川正剛君） 最初に、日程第11 認定第1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 認定第1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ議会の認定に付すものであります。

私からは歳入全般と、議会、会計室、総務課所管にかかわる歳出について概要を説明し、その他の歳出については、各担当課長がこの後順次説明を行いますので、よろしくお願いをいたします。なお、金額につきましては万円以下を省略して読み上げることもあろうかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

また、事業の詳細につきましては、主要な施策の成果説明書等により、委員会の中でまたご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず、表紙をおめくりをいただきたいと思います。

平成22年度の一般会計決算であります。歳入総額は56億3,642万4,413円、歳出総額は55億3,244万4,636円で、差引残高は繰越明許費の一財分1,350万2,000円を含んで、1億397万9,777円となっており、繰越明許事業にかかわる翌年度繰越額は7,296万1,000円であります。

それでは、決算書の5ページをお開きをいただきたいと思います。

まず歳入であります。1款村税は、収入済額が15億2,955万8,674円、不納欠損額が2,198万9,556円、収入未済額につきましては、本年までの累計が8億7,675万1,650円となっております。税目ごとでは、村民税の収入額が3億6,233万913円、固定資産税は10億5,416万4,870円、軽自動車税2,296万800円、たばこ税5,948万8,741円、入湯税3,061万3,350円となっております。

6ページ、2款の地方譲与税、収入済額は7,875万55円で、これを構成する自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税のそれぞれの収入額と、3款から5款の利子割、配当割、株式等譲渡所得割交付金の収入額をご覧のとおりであります。

6款の地方消費税交付金につきましては1億527万3,000円、7ページの7款の自動車取得税交付金は1,763万円、8款の地方特例交付金は児童手当、減収補てん特別交付金、地域活性化・経済対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金等で、合計が5億8,068万5,000円が収入済額となっております。

8ページ、9款地方交付税については16億7,534万4,000円で、内訳は普通交付税14億6,538万7,000円、特別交付税が2億995万7,000円となっております。また、国が地方交付税で手当できない部分については村債のところで述べますが、臨時財政対策債で補てんされることになっております。

8ページ下段の、11款分担金及び負担金は7,848万1,418円で、分担金の主なものは道路改良等にかかわる地元負担金で321万6,000円、9ページからの負担金については民生費負担金の老人福祉施設入所負担金が518万1,400円、児童福祉費負担金の保育所保育料負担金が3,230万1,220円、総務費負担金の地域公共交通会議からの負担金が2,495万5,448円、これが主なものであります。

12款使用料及び手数料につきましては、6,320万2,876円で、総務使用料のジャンプ台リフト使用料が3,362万5,034円、次のページの中ほど、土木使用料の公有財産占用料が660万2,581円、ウイング21の使用料は433万5,650円等が主なものでございます。

10ページ、下段からの13款国庫支出金につきましては4億9,581万7,102円で、国庫負担金の主なものは、民生費児童手当負担金が503万円、身体障害者福祉費負担金が3,008万円、子ども手当負担金が1億1,515万円となっており、災害にかかわる国庫負担金が1,320万円であります。国庫補助金は総額3億1,932万5,007円で、民生費補助金が958万円。12ページに移りまして、衛生費の補助金が441万円、土木費補助金が4,064万円、教育費の補助金が570万円、農林業費補助金については繰越明許費の約550万円が未収となっております。

13ページの総務費補助金については2億5,301万1,000円、地域活性化臨時交付金については510万2,000円が収入済みで、4,373万4,000円が繰越事業ということで未収となっております。国庫委託金については年金事務委託金が主なもので、合計416万3,281円となっております。

14款県支出金については、収入済額2億8,896万891円で、収入の主なものは、児童手当負担金が約2,052万円、保険基盤安定負担金が約4,703万円、身体障害者福祉費負担金が約1,400万円、オリンピック施設の起債償還費補助が1,122万円、緊急雇用創出事業補助金等が2,273万円、身障者・乳幼児医療給付費等の民生費補助金が約2,653万円。15ページに移りまして、環境衛生費補助金は741万円、農林水産業費補助金が2,017万円。それから16ページに移りまして、商工費の補助金が905万円、消防費の補助金が850万円、電源立地地域対策の交付金が450万円となっております。

16ページ、下段からの委託金は9,282万9,040円で、主なものはジャンプ台の管理委託金は繰越分を含め5,359万円、県民税徴収委託金が約1,713万円、選挙費の委託金

が1, 237万円となっています。

17ページの15款財産収入は2, 500万6, 655円で、土地建物貸付収入が1, 870万円、18ページの財産売払収入として、南小付近の歩道拡幅工事に伴う村有地売り払い等に伴う収入が630万円となっております。

16款寄附金については1, 550万5, 000円で、ふるさと白馬村を応援する寄附金であります。

19ページの18款繰越金については、6, 719万9, 868円であります。19款諸収入については1億4, 493万874円で、主なものは村税延滞金1, 413万円、貸付金元利収入として商工振興資金の委託金回収金が2, 000万円、白馬メディアへの地域総合整備資金貸付元利収入金1, 052万円等が主なものであります。

20ページ、雑入については9, 897万7, 756円で、主なものはごみ関連手数料1, 621万円、損害保険料688万円、介護給付金が1, 936万円、長野県市町村振興協会の交付金が564万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金が500万円、介護保険地域支援事業受託金2, 129万円等が主なものであります。

21ページの20款の村債については、総額4億6, 311万3, 000円で、主なものは辺地対策費が5, 690万円、土木債が3, 860万円で、繰越明許費分の450万円は収入未済となっており、国の予算等貸付債は無利子で5年据え置きで20年償還となっています。また、消防債は600万円であります。22ページに移りまして、元利償還分が今年度全額交付税算入される臨時財政対策債につきましては3億3, 801万3, 000円、災害復旧債が、公共土木と農地農林業施設災害を合わせて820万円、地域活性化事業債が1, 540万円となっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

23ページをご覧ください。1款議会費の歳出額は6, 181万9, 104円で、その主たるものは人件費でありますので、数字等についてはご覧をいただきたいと思っております。

2款の総務費の一般管理費は1億9, 781万2, 723円で、各種委員、特別職、総務課職員の人件費にかかわるものが主たるものであります。これもご覧をいただくことで説明を省かせていただきます。

飛びまして26ページ、財産管理費については庁舎維持管理等に関する経費が主なものであり、総額5, 336万7, 434円であります。庁舎の管理賃金として522万円、光熱水費等の需用費に1, 443万円、点検、保険、郵便料等に839万円、庁舎保守管理、JRの乗車券販売委託等に1, 558万円、庁舎の改修工事費に878万円等が主な支出でございます。

飛びまして27ページ、交通安全対策費は交通安全協会に対する補助金、防犯対策費は防犯協会に対する補助金が主な支出項目であり、姉妹都市提携費は河津町、太地町との小学生交流等に

要する経費の支出であります。

下段の企画費は総額8億3,187万3,045円で、90%以上は28ページ下段の情報基盤整備事業にかかわる工事費で7億5,863万4,534円、その他設計委託管理等に1,986万円、このほかいこいの杜借地料が800万円、北アルプス広域連合経常経費、地域公共交通会議等への負担金に3,505万円等が主な内容であります。

29ページ、会計管理費につきましては、会計室の事務にかかわる経費でございます。

それから電算業務費については2,319万7,214円の支出となっておりますが、主なものは電算総合行政システム業務委託料に1,175万円、ハードウェア・ソフトウェア使用料に892万円等が主な支出でございます。

次に、飛びまして32ページ、選挙費をお開きをいただきたいと思ひます。32ページから34ページにかけては選挙管理委員会にかかわる費用で、総額1,449万3,904円の支出となっております。参議院議員選挙、村長選挙、長野県知事選挙、長野県議会議員選挙にかかわる費用が主なものであります。

34ページの統計調査費は、国勢調査等の統計にかかわる報酬や事務費であり、総額451万559円の支出であり、35ページの監査委員費は、監査委員の人件費が主たるものでありますのでよろしくお願ひいたします。

それから、ずっと飛びまして、65ページからの8款消防費をお開きをいただきたいと思ひます。非常備消防事業は総額2,694万3,410円で、消防団員の報酬、共済費、出勤賃金、報償費等が主なものであります。

また、66ページの広域常備消防費については、北アルプス広域連合の負担金1億1,996万6,000円が主なものであります。

消防施設費については、総額1,070万円1,550円で、北部分団森上地区への可搬積載車の購入667万円が主なものであります。また、防災費は耐震診断委託料に425万円、繰り越し事業でありますJ-ALERTの整備工事等に1,294万円等が主な支出となっております。

次に飛びまして80ページ、11款の公債費をお開きをいただきたいと思ひます。公債費は7億6,964万3,739円で、元金及び利子については記載のとおりであります。年々着実に減少し、財政の健全化に向けて順調に進んでおりますのでよろしくお願ひします。

12款諸支出金につきましては、財政調整基金や減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に関する基金の積み立て等にかかわる支出であります。税収増や経費削減、国の経済対策施策による特定財源が増となったことから、財政調整基金に利子のほか1億3,000万円を積み立て不測の事態に備えることとしたほか、ふるさと白馬村を応援する基金には1,550万6,992円、81ページの白馬村地域情報化施設基金には493万5,000円を積み立てることいたしました。

82ページ以降は、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。公有財産の土地の増減の少なくなっている減少分は、村有地の売り払い並びに寄附等を受けたことによる増の増減であります。その他の各項目につきましては、それぞれご覧をいただくことで説明を省かせていただきます。

以上で、私の関係する箇所の説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 29ページにお戻りいただきたいと思います。

私からは、2項の徴税费につきましてご説明を申し上げます。2項徴税费の支出済額が1億2,067万2,217円でございます。

1目の税務総務費は6,800万円ほどの支出でございますが、これにつきましては、職員9名分の人件費が主なものでございます。

次のページの、2目賦課徴収費でございますけれども、ここでは5,200万円ほどの支出済額でございます。主なものですけれども、賃金が220万円ほどでございます。それから委託料でございます。委託料につきましては1,700万円ほどの支出でございますが、内訳、備考の方の説明が似たようなものがあって、ちょっとわかりづらいんですけれども、不動産鑑定評価委託料につきましては、公売物件に関する不動産関係にまつわるものでございます。それからその一番下、土地鑑定評価委託料につきましては、3年に一遍の評価がえがありますけれども、これのための準備作業ということで、土地鑑定評価委託料で200万円ほどの支出でございます。

それから、次の31ページでございます。22節ですね、補償補てん及び賠償金で2,200万円ほどの支出でございますけれども、これにつきましては、昨年の6月に補正予算をお認めいただいた固定資産税過徴収分の補てん金でございます。それから23の償還金利子及び割引料につきましては、850万円ほどの支出済みでございますが、前の固定資産税過徴収分にまつわるものにつきましては、このうちの390万円ほどでございます。

私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 住民福祉課関係について説明をいたします。

31ページになります。3項1目戸籍住民基本台帳費は1,798万6,325円の支出で、職員の人件費や、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録などの電算システムに関するリース料と保守管理委託料が主な支出でございます。

少し飛びますが、37ページをお開きください。37ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は1億7,981万3,633円の支出で、職員の人件費、シルバー人材センターへの負担金。それと38ページをお開きください。社会福祉協議会への補助金2,010万円余り、福祉基金への積み立て1億円が主な支出でございます。

2目老人福祉費は5,047万7,217円の支出となっております。39ページにかけての13節委託料は、乗り合いタクシーの運行、配食サービス、在宅介護支援センター運営などに関する支出です。20節扶助費は、養護老人ホームなど福祉施設への入所費用が主なものでございます。

3目障害者福祉費は7,202万3,136円の支出で、障害者自立支援法に伴う費用を支出しています。

40ページをお開きください。支出の大きなものは20節扶助費の自立支援給付費5,800万円余りで、施設入所、介護、訓練等に対する支出でございます。

41ページをご覧ください。4目社会福祉施設費は1,824万822円の支出で、保健福祉ふれあいセンターの維持管理費用と鹿島荘の運営費、特別養護老人ホームの建設費に対する負担金が主な支出でございます。

5目介護保険費は1億6,032万4,467円の支出で、北アルプス広域連合が行っている介護保険運営に対する負担金や、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの運営費用でございます。

43ページをお開きください。6目住民総務費は1億9,274万330円の支出です。44ページをお開きください。19節負担金では、後期高齢者療養給付費負担金が6,231万円余り、28節繰出金では国民健康保険への繰出金が1億240万円余り、後期高齢者医療に対する繰出金が1,710万円余り、これらが支出の主なものでございます。

7目福祉医療費は4,246万3,292円の支出で、20節扶助費の中学生以下を対象とした乳幼児医療給付や、45ページの重度心身障害者医療給付が主な支出でございます。

2項児童総務費1目児童福祉総務費は590万3,255円の支出で、放課後児童クラブに関する費用です。7節賃金の指導員賃金485万円余りが主な支出でございます。

2目子育て支援費は1億6,452万6,787円の支出で、20節扶助費子ども手当1億4,940万円余りの支出が主なものでございます。

3目保育所費は1億4,764万8,613円の支出で、しろうま保育園子育て支援ルームの運営費でございます。保育士を初めとする職員の人件費が主なもので、支出額の約80%となっております。

47ページをお開きください。3項国民年金費1目年金総務費は855万7,431円の支出で、転入、転出、資格喪失、取得など、国民年金事務に関するものでございます。

49ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は4,884万249円の支出で、がん検診、予防注射、保健指導、妊婦健診、乳幼児健診などの費用でございます。職員の人件費と、50ページにあります13節健診等委託料2,297万円余りが主な支出でございます。

3目医療対策費は904万6,382円の支出で、休日や夜間の救急医療、病院群輪番制、冬のスキー傷害診療などに対する支出でございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 環境課関係、48ページをお開きください。

環境衛生費でございます。8,572万2,938円でございます。需用費、主なものは公衆トイレにかかわるものでございます。委託料の主なものは雑排水の収集処理委託料、トイレの管理委託料にかかわるものでございます。負担金の中では北アルプス広域連合負担金2,100万円余、また簡水統合時からの水道事業会計補助金が主なものでございます。

おめくりいただきまして50ページ、塵芥処理費でございます。決算額が1億7,426万2,000円余でございます。需用費の主なものは消耗品で指定ごみ袋に係るものでございます。

51ページの委託料3,482万5,000円に関しましては、塵芥処理委託料一切合財でございます。負担金の中では白馬山麓環境施設組合の清掃センターの負担金が1億2,863万5,000円ほど、また各地区へのごみ集積場設置補助金等がこの中に含まれてございます。

2目のし尿処理費7,281万8,000円は、クリーンコスモの負担金でございます。

次、ずっとめくっていただきまして64ページでございます。64ページの都市計画費の中の都市計画総務費35万7,600円、これはオオタカの保護監視、オリンピック以来続けておりますオオタカ保護監視員の報酬、それと廃屋対策事業の補助金でございます。

その下の都市公園費44万2,000円は、大出公園にかかわる管理費でございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 観光農政課関係について説明いたします。

51ページからお願いをしたいと思います。農林業費農業費農業委員会費でございますが、1,629万3,028円の支出済額で、主な内容につきましては、農業委員14名の報酬及び職員2名分の人件費でございます。

52ページをお願いいたします。農業総務費でございますが、4,455万1,575円の支出で、主な内容につきましては、職員5名分の人件費、振興公社派遣職員分を含んでの支出が主な内容となっております。

続いて、農業振興費でございますが、1,891万9,817円の支出で、主な内容につきましてはカドミウム対策事業、産地対策事業として村水田農業ビジョンに基づく転作作物、ソバの耕作助成、所得個別補償導入推進など、村水田農業推進協議会への負担金701万円。中山間地域等直接支払事業として、青鬼を初め6団体への交付金671万9,000円ほど。農政関係で所管をしております多目的集会施設農業体験実習館等、維持管理経費が主な内容となっております。

す。

続いて、農地費でございます。7,001万8,519円の支出済額でございます。

54ページをお開きください。主な内容につきましては、農道・農業用水路等に係る経費でございます。主なところでは、工事請負費で農業施設小規模修繕事業、森上ほか3地区、八方水路ほか水路農道補修9カ所。それから工事費委託料の繰越明許費1,180万円につきましては、平成23年度工事を実施しております野平取水口、外出の取水ゲート5事業の工事設計の費用でございます。負担金及び交付金では、事業完了となりました県営農道への負担金40万6,000円、土地改良事業償還助成金、飯森区ほか14団体2,970万5,000円ほどが主な内容でございます。

続いて、林業費になります。林業振興費でございますが、1,696万5,896円の支出済額でございます。主な内容につきましては林業振興、林道維持補修、森林整備、有害鳥獣被害対策、森林被害、森林病虫害防除に係る費用でございます。主なものにつきましては、55ページ委託料でございますが、ナラ枯れ被害木の処理の委託として63万円ほど、それから猟友会への有害鳥獣駆除の委託ということで240万7,000円ほど、緩衝帯整備として八方清掃センター周辺整備の委託94万5,000円ほどでございます。下におりまして、原材料費はナラ枯れに伴う薬剤代が主なものでございます。負担金、補助及び交付金では、間伐等促進事業補助金としまして528万7,100円でございますが、切久保、岩岳地区初め6地区への補助でございます。それから、森林整備地域活動支援交付金につきましては、森林の現況調査、それから区域界の明確化するための助成で、6団体への助成でございます。林道償還につきましては、青鬼線への償還ということでございます。

続いて、地籍調査事業でございますが、地籍調査事業2,220万8,557円の支出済額でございます。56ページをお開きください。主な内容につきましては職員1名、臨時職員1名、公社職員1名の人件費関係と、北城15区、瑞穂、八方の数値測量、一筆調査、それから北城13区、14区、これは附帯作業、硫黄処理等に係る業務委託でございます。

それから、続いて観光商工費でございます。観光総務費でございますが、4,519万2,344円の支出で、主な内容につきましては、観光局出向2名を含めた職員の人件費関係、県観光協会に整備をお願いをいたしました山小屋の償還金が主な内容となっております。57ページ、公有財産購入費のところでございますが、上から2つ目、八方池山荘排水処理施設でございますが、これにつきましては平成22年度で完了をしてございます。

下へまいりまして観光施設整備費でございますが、2,603万6,381円の支出で、主な内容としましては、山小屋や登山道の補修、修繕に要した費用でございます。オリンピック記念館、道の駅白馬、スポーツアリーナ等の維持管理費用でございます。委託料、需用費、それから役務費のところの繰越明許105万4,000円につきましては、平成22年度から23年度へ

繰り越しての事業で、きこりの道再生事業が内容でございます。58ページへお願いをします。工事請負費でございますが、改修工事請負費繰越分につきましては、道の駅白馬のトイレ洋式化とスポーツアリーナ水洗化工事でございます。

続きまして、観光宣伝振興費でございます。1億1,875万6,800円の支出済額でございます。主な内容としましては委託料、ふるさと雇用再生委託料527万4,000円、観光局雇用職員3名分の国からの補助を受けての委託の関係でございます。その下の、ナイトシャトルバス借り上げでは832万8,000円ほどでございますが、外国人観光客移動手段の確保の事業でございます。白馬村観光局負担金は1億100万円でございます。人件費、運営費、DCキャンペーン、新規事業等に対する負担金でございます。

続いて59ページ、観光浄化対策費でございます。413万9,785円の支出済みでございます。主な内容につきましては、スキー場の安全対策及び山岳美化、それから八方尾根第2ケルントイレの終末処理経費、それから山岳関係団体への負担金が主な内容でございます。

次に、観光特産費は275万9,117円の支出でございまして、主な内容につきましては、道の駅白馬農産物直売所、みそ加工の維持管理経費でございます。

60ページをお願いいたします。遭難対策費でございますが、277万6,244円の支出済みで、これにつきましては登山相談所開設に係る費用、村遭難対策センターの維持費、遭難対策協議会負担金が主な内容となっております。

続いて、商工費へ移ります。商工振興費でございますが、3,263万2,734円の支出でございます。主な内容につきましては商工会への補助、県制度融資利用者に対する保証料、それから村振興資金預託金が主な内容となっております。

ページが飛びますが、79ページをお願いをいたします。災害復旧費で、農林業施設災害復旧費の現年発生林道施設災害復旧費でございます。522万9,500円でございます。これにつきましては林道東山線、平成21年7月発生の災害復旧工事の関係でございます。

以上で、観光農政課の説明を終了いたします。

議長（下川正剛君） 次に、太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、建設水道課関係について説明を申し上げます。

49ページをお開きください。環境衛生費の負担金補助及び交付金の一番下にある合併浄化槽整備事業補助金は、下水道区域外で合併浄化槽を設置した32施設に対して、1,320万円の補助をしております。

続いて、60ページをお開きください。7款土木費について説明を申し上げます。1項土木管理費1目土木総務費は、職員の人件費の支出が主なものでございます。

61ページですが、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費では、村道台帳補正委託料と土地の借地料が主な支出でございます。

2目道路維持費は、村道等の維持補修と除雪にかかわる経費として、2億3,240万6,747円を支出してございます。7節賃金と11節需用費は、村道除雪事業に係る支出が、光熱水費は村道の無散水消雪施設の電気料がそれぞれ主なものでございます。次のページをお開きください。13節委託料の村道除雪業務委託料は、昨年度より約2,000万円減の1億5,875万4,802円の支出でございました。15節工事請負費は、舗装の穴埋めや道路構造物補修の工事費の支出です。繰越明許費の1,630万円は、きめ細かな交付金事業でございます。16節原材料費は、道路凍結防止剤と、各地区へ支給したU字溝資材や碎石などの購入費用でございます。

3目道路新設改良費は、村道4路線の改良舗装事業などに8,637万8,617円を支出してございます。繰越明許費は神城山麓線の地下歩道設計委託料と工事請負費でございます。13節の委託料は、神城山麓線の実施設計監督補佐業務の委託料が主な支出でございます。15節工事請負費は神城山麓線と青鬼線の改良舗装工事などが主な支出でございます。

4目交通安全施設整備費は、ガードレールの修繕と村道への区画線設置などの支出でございませぬ。

3項河川費1目河川総務費の19節負担金補助及び交付金については、砂防事業や河川事業促進を目的とした同盟会等への負担金が主なものでございます。

次のページをご覧ください。4項都市計画費3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金2億4,700万円の支出でございます。

5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅16戸の維持管理に要する支出でございます。

続いて飛びますが、79ページをお開きください。10款災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費については、21年度からの繰越分村道2カ所と、22年に発生した村道2カ所の災害復旧に要した費用で、2,744万7,974円支出しております。

以上で、建設水道課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 午前に引き続き会議を開きます。

平林教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 教育課、スポーツ課関係につきましてご説明いたします。

決算書の35ページをご覧ください。スポーツ事業総務費は、職員3名分の人件費であります。

次に施設管理費ですが、ジャンプ競技場に1億27万円余り、スノーハープに7,346万円余りの、計1億7,373万円余りを支出してあります。修繕費の主な内容は、ジャンプ競技場圧雪車点検修理に260万円、スノーハープ圧雪車点検修理189万円であります。36ページ、

施設管理委託料等の主な内容は、ジャンプ競技場管理業務4, 785万円、雪どめネット着脱業務735万円、人工降雪設備点検業務212万円余りであります。設計監理委託料は、スノーハープ7号橋の改修工事に伴う設計監理業務990万円余りと、4カ所のコース改修に伴う施工管理業務16万円余りであります。

施設改修工事費は、ジャンプ競技場アウトラインマット張りかえ工事357万円、インラン部、スノーチャイナ修繕工事147万円、原動機器修繕工事1, 400万円と、スノーハープ7号橋の改修工事4, 286万円余り、4カ所のコース改修工事404万円余りであります。なお、ジャンプ競技場施設管理費に県委託金3, 959万円、リフト使用料3, 362万円を充当し、スノーハープ7号橋コース改修事業に辺地債5, 690万円を充当してあります。

次に、スポーツ事業振興費ですが、負担金補助として、全国小中学生マウンテンバイク大会に500万円、白馬少年スキー大会に400万円、全日本スキー選手権大会等に908万円余り、スキークラブに230万円余り、スキー選手育成会に1, 000万円、白馬高校スキー部に100万円を支出してあります。

次に、9款の教育費ですが、決算書67ページをご覧ください。教育委員会費の主な内容は、教育委員4名の報酬と大北市町村教育委員会連絡協議会等への負担金補助であります。

次に、事務局費の主な内容は、教育長及び職員3名分の人件費と、68ページになりますが、安曇養護学校スクールバス介助員2名分の賃金161万円余り、クマ被害防止事業の臨時スクールバス運行費に127万円余り、平成21年度繰り越しの地域活性化きめ細かな臨時交付金事業で、南小学校児童用トイレの改修工事840万円、中学校ベランダ手すり改修工事に309万円余り、白馬幼稚園に就園奨励費補助金として20名分331万円余りの支出と、義務教育施設整備基金に1億5万円余りを積み立てました。

次に、教職員住宅費であります。教員住宅の助成事業として176万円余りを支出してあります。

69ページ、小学校管理費ですが、用務員2名分の賃金と、小学校2校の維持管理経費であります。修繕費の主な内容は、北小学校体育館屋根破損修理325万円余りであります。

次に、教育振興費の主な内容は、講師5名分の賃金であります。

71ページ、中学校管理費は、用務員1名の賃金と、校舎の維持管理経費であります。

次に、教育振興費の主な内容は、講師2名、外国語指導助手、図書室司書計4名分の人件費と、72ページになりますが、47名の生徒に対する遠距離通学費補助142万円余りであります。

73ページ、社会教育総務費の主な内容は、社会教育指導員職員1名分の人件費と、ウイング21ホール公演事業として、京都茂山狂言、県民コンサート、きぬという道連れ、ふれあいトリオを開催しました。

74ページ、公民館費の主な内容は、公民館長、分館長の報酬と英会話、ふれあい教室、パソ

コン教室、続白馬塾、里山道中、文化財紀行等の委託料及び講師賃金であります。

次に、図書館費の主な内容は、司書2名分の人件費と、図書565冊の購入費であります。

75ページ、人権教育費は講座に係る講師謝金であります。

次に、文化財保護費の主な内容は、76ページになりますが、元気づくり支援事業で青鬼地区の年間を通した映像制作費207万円余りと、液晶モニター等の映像機器の購入費52万円余りと、伝統的建造物群保存地区の母屋改修事業に対する補助金867万円余りであります。

次に、保健体育総務費の主な内容は、職員1名分の人件費と総合型地域スポーツクラブ、体育協会への補助であります。

77ページ、体育施設費ですが、ウイング21維持管理に2,954万円余り、その他体育施設管理費に1,314万円余りを支出してあります。ウイング21の主な内容は、臨時職員賃金495万円余りと、煙探知機交換294万円、環境衛生消防設備管理業務125万円余り、非常用自家発電設備改修工事640万円余りであります。その他体育施設の主な内容は、B&Gプールスタッフ賃金165万円余りと、グリーンスポーツ施設管理業務委託料240万円であります。なお、ウイング21使用料435万円、その他体育施設使用料239万円を施設管理費に充当しております。

78ページ、学校給食費ですが、共同調理場と南小の学校給食にかかわる経費であります。共同調理場が2,924万円余りで、主な内容は共同調理場調理員7名分の人件費と、トイレ、下処理施設等の改修に144万円余りであります。南小学校が1,265万円余りで、主な内容は栄養士1名、調理員3名分の人件費であります。79ページ、扶助費の準要保護就学援助費ですが、南小3名、北小32名、中学19名の児童・生徒の給食費を援助しました。

以上で、教育課、スポーツ課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、日程第12 認定第2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 認定第2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の88ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1款1項国民健康保険税の収入済額は3億1,957万3,141円、不納欠損額は135万6,618円、収入未済額は6,189万3,868円となりました。不納欠損の理由は、死亡

3件、行方不明8件、資産がない13件、以上でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税の収入済額は2億9,393万2,292円、2目退職被保険者国民健康保険税の収入済額は2,564万849円でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金は2億1,724万6,598円の収入済額で、療養給付、介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業に対する負担金でございます。

89ページをご覧ください。2項国庫補助金は7,704万7,745円の収入済額でございます。

3款療養給付費等交付金は6,300万2,800円の収入済額です。退職被保険者の療養費に対する交付金です。

4款前期高齢者交付金は1億7,117万6,822円の収入でございます。

5款共同事業交付金は1億2,794万886円の収入済額で、90ページ上段にあります、2款1目保険財政共同安定化事業交付金が主な収入でございます。

7款繰入金は1億249万9,000円の収入済額で、一般会計からの繰入金でございます。

92ページをお開きください。中段にございます10款県支出金は、5,337万733円の収入済額で、1項県負担金は高額医療費や特定健診に対するもの。2項2目県財政調整交付金は医療費給付費、介護納付金、後期高齢者支援金に対する補助金です。

次に歳出の説明をしますので、93ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は2,197万4,484円の支出で、職員の人件費が主なものでございます。

94ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費は5億4,715万3,336円。2目退職者被保険者療養給付費は4,722万1,979円。3目一般被保険者療養費は705万5,107円と、それぞれ支出してございます。

2項高額療養費は7,442万6,503円の支出でございます。

95ページをご覧ください。中段にあります4項出産育児諸費は、918万1,476円で、22件に対する出産育児一時金でございます。

96ページをお開きください。3款老人保健拠出金は620万5,637円の支出、4款後期高齢者支援金は1億1,790万8,468円の支出です。

97ページになります。中段にあります6款介護納付金は7,727万8,767円の支出。

7款1項共同事業拠出金3,767万935円等。

98ページをお開きください。2項保険財政共同安定化事業拠出金1億1,001万6,552円の支出でございます。

8款1項特定健康診査等事業費は1,163万7,481円の支出で、受診率は47.3%でございました。

100ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額11億5,660万3,000円、歳出総額10億7,978万5,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額7,681万8,000円で、23年度へと繰り越しとなります。なお、繰越金のうち3,400万円余りを今定例会に基金積み立ての補正を提案してございます。

101ページの財産に関する調書は、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の104ページをお開きください。まず歳入でございませう。

1款1項1目後期高齢者保険料は、収入済額が4,345万3,400円、収入未済額が52万3,900円となりました。

3款繰入金は1,713万8,000円の収入済額で、一般会計からの繰入金でございませう。

続いて、歳出を説明いたしますので、106ページをお開きください。

1款総務費は80万1,097円で、保険料徴収に関する費用を支出してございませう。

2款分担金及び負担金は5,991万6,217円で、白馬村が徴収した後期高齢者保険料や、白馬村が負担すべき医療給付費を負担金として支出したものでございませう。

107ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は6,081万9,000円、歳出総額は6,072万1,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は9万8,000円で、23年度へ繰り越しとなります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

この特別会計については、平成19年度をもって老人保健制度が廃止され、平成20年度から過誤調整等を行っております。22年度についても過誤調整等を行ったものです。それで、この会計につきましては平成22年度をもって終了となりました。

それでは、決算書の110ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1款支払基金交付金は6万7,114円、4款繰入金は6万4,523円、5款繰越金は16万7,549円の収入済額となっております。

次に、歳出を説明しますので、112ページをお開きください。

1 款医療諸費は13万6,806円の支出で、医療給付費の支出でございます。

3 款諸支出金は16万5,578円の支出で、支払い基金と国庫への返納金でございます。

114 ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は30万2,000円、歳出総額は30万2,000円、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

以上で、白馬村老人保健特別会計の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、日程第15 認定第5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。

太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、認定第5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を申し上げます。

説明については、決算書、事項別明細書で行いますので、決算書の117ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1 款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で、収入済額は1,624万7,100円で、収入未済額は1億5,792万円余りとなっております。

2 款の使用料及び手数料は下水道の使用料金で、収入済額1億8,967万8,230円、収入未済額は2,268万円余りとなっております。

3 款の繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度より900万円少ない2億4,700万円となりました。

6 款村債は、財源不足を補う下水道資本費平準化債が、昨年同様の1億1,000万円でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

1 項総務費1目一般管理費ですが、13節委託料は上下水道システム保守管理と、東部農集排の公共下水道への統合に係る業務委託料が主なものです。次のページをご覧ください。27節公課費は消費税です。

2 目施設管理費の11節需用費は、浄化センター及び下水道管のポンプ施設にかかわる電気料が主な支出でございます。13節委託料は、浄化センターの運転管理委託と汚泥処理委託が主なものです。

2 項下水道建設費1目公共下水道建設費ですが、次のページをご覧ください。15節工事請負費は、公共ます5基の設置工事が主な支出です。19節負担金の共同配水設備設置等補助金は、ポンプ施設や下水道管理設を行った11件に対する補助金でございます。

2款公債費は4億7,489万1,360円で、起債の元利償還金です。平成33年ごろまでは、公債費については多額な状況が続くと見込んでおります。

次のページをご覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は5億7,070万6,000円、歳出総額は5億6,123万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は946万7,000円で、23年度へ繰り越しとなります。

122、123ページは財産に関する調書です。

以上で、下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を申し上げます。

説明については先ほど同様、事項別明細書で行いますので、決算書の126ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1款の使用料及び手数料は東部及び野平地区の農集排の使用料で、863万4,290円となっています。

2款の繰入金は一般会計からの繰入金で、2,500万円となっております。

4款の諸収入240万円余りは、東部及び野平地区からの起債償還にかかわる地元分担金が主な収入です。

次のページをご覧ください。歳出を説明いたします。

1項農業集落排水事業費1目一般管理費は、農集排の使用料を徴収するための事務費でございます。

次に、2目施設維持管理費です。11節需用費は、東部及び野平の処理場及び管渠にかかわる電気料及び修繕費が主な支出です。12節労務費では、汚泥処理費用が主な支出です。13節委託料は、東部及び野平の処理場の運転管理と保守管理の委託料が主な支出となっております。

次のページをご覧ください。2款公債費は2,636万2,861円で、起債の元利償還金です。

次のページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は3,643万8,000円、歳出総額は3,522万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は121万6,000円となり、23年度へ繰り越しとなります。

また、次のページは財産に関する調書です。財産の増減はありません。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定について説明を申し上げます。

決算書の131ページをお開きください。収益的収入及び支出では、水道事業収益の決算額は2億9,729万8,368円、水道事業費用の決算額は2億6,309万2,586円です。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出です。資本的収入の決算額は697万4,785円、資本的支出の決算額は1億3,475万8,035円で、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額を、当年度分損益勘定留保資金などで補てんしております。

次のページをご覧ください。左側の損益計算書から説明をいたします。内訳については137ページからの収益費用明細書で後ほど説明をいたします。

下から3行目をご覧ください。22年度の純利益は3,346万6,996円となり、本年度も利益を計上することができました。右側は剰余金計算書です。まず、上段の利益剰余金では、減債積立金と建設改良積立金は9,891万521円、また未処分利益剰余金は3,434万9,925円となりました。下段の資本剰余金は15億8,206万3,467円となりました。次のページをお開きください。左側上段は剰余金処分計算書です。22年度の未処分利益剰余金を減債積立金と建設改良積立金に充てていきたいというものであります。

左側下段と右側は貸借対照表です。

固定資産の年度中の増減につきましては、140ページの固定資産明細書でご確認をいただきたいと思います。

流動資産は3月31日の決算時で、現金預金3,917万3,825円、未収金は5,591万109円となっています。

流動負債は未払い金が947万2,228円です。未払い金の主なものは、3月に使用して4月に支払いになる電気料や消費税などでございます。

資本金では、自己資本金が3億5,126万8,040円、借入資本金の企業債借入残高は8億1,376万6,979円です。企業債については、140ページに明細書がありますのでご覧をいただきたいと思います。

次のページをご覧ください。事業報告書です。左上段の表は、21年度との数値の比較であります。主要建設改良工事は右側の下段に記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次のページをお開きください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ21年度との数値比較であります。事業収入は前年度より約99万円の減額、事業費は前年度より約1,080万円の減額となりました。

次のページをご覧ください。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入の関係では、水道使用料が2億7,028万9,017円で、総収入額の95%ほどを占めております。営業外収益の他会計補助金は、落倉と嶺方の簡易水道事業起債償還利子に対する一般会計からの補助金です。

水道事業費用ですが、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費で、支出額の主なものは職員人件費及び浄水場の管理に伴うものでございます。

配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出額の大きな

ものは、各配水池の電気料が1,194万円ほどで、あとは職員の人件費でございます。

次のページをお開きください。総係費は水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございます。

本年度の減価償却費は1億1,523万円ほどです。

営業外費用の支払い利息は、起債の利息分でございます。

特別損失の過年度損益修正損42万950円は、不納欠損の額でございます。理由は自己破産1件、会社倒産3件、行方不明が10件となっております。

次のページをご覧ください。資本的収支の明細書です。資本的収入の主なものは3項他会計補助金で、簡易水道事業で借り入れた起債の元金の償還金に対する一般会計からの補助金でございます。

資本的支出の1項建設改良費は、職員の人件費や老朽化した施設の改修工事費などが主な支出でございます。

2項企業債償還金は元金の償還金で、前年度より約360万円減額の1億1,935万円余りとなっております。

次のページをお開きください。固定資産の明細書でございます。構築物、機械及び装置、工具器具及び備品の増加は、水道管の布設がえや水道メーターの更新等に伴うものでございます。

次のページは、企業債の明細書でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで、小林代表監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

小林勉代表監査委員。

代表監査委員（小林 勉君） それでは、決算監査の報告を申し上げます。

監査は、議会選出の横田監査委員さんと、私、小林の両名で行いましたが、代表して監査報告を申し上げます。

平成22年度白馬村一般会計、特別会計及び企業会計のそれぞれの決算並びに基金の運用状況について審査を行いましたので、その結果の概要と意見を報告申し上げます。

これらの審査に当たりましては、村長より提出されました各会計の歳入歳出決算書と主要な施策の成果説明書などについて、事務を所管する課等から事情を聴取するなどして、主に次の点に着眼して審査をいたしました。決算の計数は正確であるか、予算の執行はその目的に沿って適正かつ効果・効率的になされているか、事務処理は関係法令を遵守し適正になされているか、財産管理は適正になされているかです。

その結果、審査に付された一般会計及び特別会計5件並びに企業会計1件の、合計で7つの会計の決算状況については、関係書類や経理の証拠書類等は関係法令に基づいて作成されており、決算内容も適正に表示されていて、計数、計算も符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、基金も適正に管理運営されていることを確認しました。

なお、今後の行財政運営に当たっては、引き続き健全財政を堅持しながら、行政サービスの充実と地域の活性化を図る施策を展開していただきたいと思います。

そこで、お手元の決算審査意見書に沿って概要を述べさせていただきます。

一般会計と特別会計のいわゆる普通会計の決算の状況、実質収支の状況、財政状況が2ページにあります。どの会計も実質収支は黒字でした。財政状況では、標準財政規模が8,500万円の増となりました。財政力指数は横ばいでした。経常収支比率は5.9%の減となりました。財政調整基金は1億3,000万円の増となり、基金残高は6億3,200万円に達しました。公債費負担比率は0.7下がり、普通会計の地方債現在高は4億5,000万円も減少いたしました。全般に健全財政が堅持されていますが、これは税収の伸びと地方債償還額の減によるものです。また、臨時財政対策債は昨年度より9,400万円増えています。

さて、総括意見を述べさせていただきます。意見書の9ページの、6総括意見をご覧ください。

最初に、収入未済についてですが、景気低迷により、徴収に関しては困難をきわめる状態が続くと思われまます。村税、国民健康保険税、下水道関係の分担金、負担金などの収入未済額の対策は、全庁を挙げて早急に対策を立てなければならない問題です。徴収体制を強化し、法に基づいた適正な措置を講ずることが、公平性の確保と財源の確保に通じます。不動産、動産、債券の差し押さえや公売など滞納処分や、コンビニ収納の活用など、さまざまな工夫や精力的な取り組みは評価できます。全庁的に理念が合意形成され、担当課の施策を理解し、問題意識が共有され協力できれば、住民も村も変わると思います。

次に、適正な財産の管理についてですが、ここ数年は財政調整基金を初めとする基金への積み立てが行われています。経済対策交付金などにより可能だったこともあります。関係機関団体や住民の協力があつたからだと思ひます。取り崩し等に当たりましては、慎重に検討していただきたいと思ひます。

次に、各種事業の推進と行政区問題についてですが、ハード事業だけでなく、ソフト事業でも、行政区の住民の方々の協力をいただかなければできないことが多々あります。今回の決算審査でも、行政区問題が解決されなければならない、根本的な解決に至らない問題が散見されました。個人の権利やプライバシーなど微妙な問題ですが、ぜひ取りかかっていたいただきたいと思ひます。

最後に、特に個人の権利や債権、債務に係る事務事業を行っている職員等におかれましては、事務処理には正確を期していただきたいと思ひます。伸び伸びと、しかし、緊張感を持って業務に当たっていただきたいと思ひます。

次に、平成22年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について報告いたします。

村長より提出されました健全化判断比率の状況等により、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の5項目を審査いたしました。いずれも関係書類等か

ら数値を反映して作成されており、計数、計算は符合していて誤りのないことを確認しました。

実際に算定されている実質公債費比率と、将来負担比率について報告をいたします。

実質公債費比率は19.2%で、将来負担比率は64.4%です。いずれも早期健全化基準を下回っていますが、引き続き財政の健全化に努めていただきたい。また、保有する資産や債務を正確に把握した上で、より精微な財務諸表を整備し、それをコスト分析や施策評価に活用することを目指していただきたいと思います。また今後、地方公共団体の会計の方法が変わると予想されておりますが、これに対応する準備を進めていただきたいと思います。

なお、各会計等の審査結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書等をご覧いただきたいと思います。

以上で、審査報告とさせていただきます。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第18 決算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第18 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。認定第1号から認定第7号までは、いずれも平成22年度の決算認定についての案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置をし、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置をし、これに付託をする上、審査することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から9月の14日までの間を休会とし、その間、お手元に配付してあります日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月の15日午前10時より本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月の14日までの間を休会とし、その間、各委員会等を行い、9月の15日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時47分

平成23年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成23年9月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された8名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番小林英雄です。このたびの質問事項は2つでございます。

1つ目は、原発事故に伴う今後の対応について。2つ目は、住宅リフォーム助成制度についてであります。

最初に、原発事故に伴う今後の対応についてということで、この質問に入ります前に、冒頭申し上げておきたいことがございます。この問題は、私は電力が先か、愛する人の命が先か、こういう選択を迫られているのではないかと思います。

さて、冒頭に申し上げておきますけれども、私たち日本共産党は1961年中央委員会総会におきまして、原子力問題に関する決議を採択しております。これは半世紀前のことでございます。それ以来、安全性抜きの原発建設に一貫して反対をしてまいりました。国会論戦を行ってまいりました。

1つだけ、極めて今日的課題であります、このたびの福島原発事故にかかわる、これは衆議院の予算委員会の席だったと思いますけれども、地震による大津波による原子炉の地震が起きる、大津波が来る、原子炉の冷却電源が喪失されれば冷却不能になる。したがって、炉心溶融、メルトダウンという言葉で言われておりますが、その危険になる。そういう危険に襲われると。そのための備えをしてはどうかと、当時、経済産業大臣二階大臣、それから安全・保安院長、これは広瀬さんという方でしたが、その2人を相手に2006年3月1日のことでございます。このと

き既に、福島原発事故を想定してのやりとりがございました。このとき、我々が主張していた備えをしておけば、このたびの福島原発事故は起こらなかったのではないかと、そういうふうには思っております。このことを一言最初に申し上げて、質問に入ります。

原発事故に伴う今後の対応についてであります。1番目の、6月上旬に信濃毎日新聞社が県下77自治体首長に行ったアンケートでございます。「国内の原発はどうあるべきか」という設問でございました。太田村長は「現状維持」と回答されました。その理由と現在もその考えが変わっていないかをお尋ねいたします。

2つ目は、原発事故で放出された放射能物質は、大気や海流に乗って広がり続け、被曝の不安が広がっています。とりわけその影響を受けやすい子どもや妊婦にとって、事態は深刻であります。私は子どもたちを被曝から守る立場から、子どものいる家庭の避難受け入れを、村としても検討すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

この2点でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。原発事故に伴う今後の対応ということについて、2つのご質問をいただいております。

最初に、アンケートへの回答についてお答えをいたします。ご質問の趣旨は6月上旬に信濃毎日新聞社が県下77自治体の首長に行ったアンケートの中で、国内の原発はどうあるべきかについての問いに、私が「現状維持」と答えた理由と現在も考えが変わっていないかのご質問であります。アンケートの問いへの答えとしては「現状維持」との答えを書いて提出をいたしました。また、その理由についても書いて提出をいたしました。紙面の都合で省かれたのではないかと思っております。

そのときの書いた理由といたしましては、理想としては原子力発電所撤廃が望ましいが、撤廃したあとの電力不足が明白であるにもかかわらず、国としての具体的な代替エネルギーの確保、対策がされていない状況下での全廃は、国民生活に多大な不便を来すとともに、企業の海外移転に拍車がかかり、結果として産業の空洞化を招き、雇用の場を失うことにつながる。こうしたことから、現有施設の一層の安全・安心が担保しながら、代替エネルギーの量的確保とのバランスを図りながら、計画的な廃止にもっていくことが望ましいとの、私の考えを記してお答えをしております。

現在もその考えが変わらないかのご質問であります。基本的には変わっておりませんし、脱原発・推進という2項対立の議論で結論を出すのは、いささか性急な感を持つと同時に、原子力発電への依存度を下げていくことは、必要なことだと考えております。

2つ目の、子どものいる家族の避難受け入れについてのお尋ねであります。本会議初日、冒頭のあいさつでも申し上げましたところでありますが、原発事故の影響に苦しむ福島県などから、

子どもたちが安心して過ごせる夏休みを求めて、親子で60名を超える皆さんが白馬に滞在をいたしました。村といたしましても、グリーンスポーツで開催をしていた白馬自然体験村への参加等に、多少の便宜を図ったところでもあります。民間の企業の皆様にもご配慮いただいたように伺っており、心から企業の皆さん方にもお礼を申し上げるところでございます。

私自身も、滞在をされている皆さんにご挨拶をする機会があり、お話を伺いましたが、子どもを持つ親の不安と恐怖は当事者でなければわからないであろう、深く、大きなものであると感じておりました。滞在された皆さんのほとんどはお帰りになりましたが、一部2世帯8名の親、子どもさんは、村内に居住を確保し、お住まいになられておられます。

村では、現在、こうした自主避難された方々が教育、保健、福祉の面でご不便をかけないよう対応をし、北小学校に区域外就学児童2名、しろま保育園でも広域入所としての4名のお子さんを受け入れており、予防接種、乳幼児健診の受診なども適切に処理をしているところでもあります。今後もこうした家族が当村へ避難された場合は、最大限、村としても安心して滞在できる環境づくりに努めてまいります。

ただ、費用負担が定められ、受け入れ可能施設を事前に把握した災害救助法の適用を受けた被災者受け入れと異なり、村としてどのくらいの対応ができるかは不明確な状況でもあります。例えば数十単位の家族が自主避難された場合、村有施設で住居として提供できるものは乏しく、小中学校についても受け入れられる人数には限りがあり、実際しろま保育園では、現在でも定員に近い保育を実施しております。

個人的な考えではありますが、福島県では7月末現在で、3万4,000人の方が県外へ転出をしており、住民票の移動を伴わない避難を加えると大変な規模の人口移動が起きており、こうした現状での避難受け入れに関しては、村単独で対応をするより、広域連合単位、さらには県単位で取り組むことが、被災者の立場に立ち混乱の少ない円滑な対応が図られるのではないかと感じておりましたところ、9日の県知事の会見によりますと、今まで災害救助法適用者に限っていた被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を、原発からの自主避難者にも適用をするとのことで、その中で村としても協力できることは積極的に行ってまいり所存であります。

そして、野田首相が声高らかに「福島の再生なくして、元気な日本再生なし」との表明したとおり、福島県の再生を支援する特別措置法や復興基金創設など、福島第一原発事故終息に最優先で取り組んでいただき、福島県の子どもたちが思い切り外で走り回れる日が、一日も早く来ることを願っているところでございます。

原発事故に伴う今後の対応についてのお答えは、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第10番（小林英雄君） アンケートへのお答えをいただきました。現状維持ということで、それは変わらないという、まあそういうお話でございます。

我々日本共産党はこの原発事故に関して、またこの原子力問題に関して、原発に関して異質の危険という言葉を使っております。さまざまなアンケートを77市町村長の答えられている、それぞれの項目について目を通していただきましたが、それはさておき、今申し上げた異質の危険ということ、これはさまざまな、世の中にはさまざまな自然災害なんかがあるわけですが、事故があるわけですが、この異質の危険ということについて、ちょっと申し添えておきますけれども、全部で3つあります。

1つは空間的、2つ目は時間的、3つ目は社会的、こういうふうに私どもは規定をいたしております。それでは、この空間的ということはどういうことかといいますと、今のアンケートのお答えは、後ほどまた触れさせていただきますけれども、つまり空間的ということは、まあこの放射能の問題ですが、これらの目に見えない、そして聞くこともできない、触れることもできない。つまりどんなに五感を働かせてもわからない、感知することができない、そういう意味で空間的というふうに呼ばしていただいております。

ご存じのとおり、長野県というところは、全部で8つの県と隣接をしております。それで空間的という意味でいいますと、まず隣接県の中では今日も静岡のお茶のことが話題になっておりますが、既に汚染地域は静岡にまで広がっております。それから、もう1県は埼玉県であります。そして、かなり隣接の距離が大きい群馬県であります。もう既に空間的ということであれば、ここまで汚染は広がっているということでもあります。そういう意味で、異質の危険の1つは空間的という、そういう意味であります。

それから時間的ということですが、これはもうご存じのとおり、チェルノブイリの原発事故で、25年たってもまだ収束していない。そして今盛んに言われているのは、これから先、どういう原発、あるいはガン・白血病、さまざまな事情があるにしても、事例があるにしても、とにかく9,000人の人は亡くなるであろうという、そういう予測が今出ております。つまり時間的に、これは実際には、あの事故から25年たっているわけですから、半永久的というふうに言いたいんですけれども、それに近い状況が時間的には言えるのではないかと。

それから社会的、これも異質の危険という意味で社会的という言葉を使わせていただいておりますが、福島は既にもう10万人近い人たちがふるさとを捨てて、ふるさとを失っていると言ってもいいと思います。もう福島には帰れない、そういう村や町が幾つもございます。もう人は住めないというふうに、はっきり明言している専門家もたくさんいらっしゃいます。ますます増えてくるだろうと思います。つまりそういう意味で、非常に異質な危険を持っているんだということです。

改めて、村長に再度しつこいようですが、こういう異質の危険が迫っている、空間的、時間的、社会的、これら今私が申し上げたことを一応お聞きいただいたわけですが、改めて原発に関する質問の最初の「現状維持」との回答については、これからも変わる意思、変える

意思是、今のところないということでしょうか、明快な答弁をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。お答えをする項目が6項目くらいある中の1つが現状維持、それから推進、いろいろまああった中で、私としては非常に状況が定まらない中で、今全廃をするということは無理があるのではなかろうかという気持ちで、一番私にとっては自分の気持ちを表現するのに、そのときはよかったのかなと、こんな思いで現状維持という言葉を使ったわけでありましてけれども、この現状維持というのは今ある原発をすべて稼働をさせるという現状維持で使ったわけではございません。既に今ある稼働しているものも含めて、全廃ということになれば、国民生活に与える影響、企業に与える影響、そういったもろもろの非常に負の社会状況が多く出てくるということから、稼働できる安全・安心が担保できて稼働できるもの、そうしたのも想定の中に入れながら、徐々に原発に依存をしない代替エネルギーを考えていくべきだというのが、私の考えであります。

したがって、その原発推進とかいう意味で言っているわけでないことは、ぜひご理解をいただきたいと思います。可能であれば、全廃に持っていくことが望ましいと考えているところは、最初に答弁をしたところでありますが、ただ単に原発推進・全廃という2項対立の議論ではなくて、国民に、そして福島県被災地の皆さん方の気持ちを十分推測をしながら説明をし、この問題を収束してほしいというのは私の願いであります。小林議員とも大きく違うところは、ないというふうに思うところでありまして、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） お答えをいただきました。今アンケートにこだわるようですけども、1つだけ紹介を改めてさせていただきますけれども、このアンケートで原発に関する質問に対して、これは停止・撤廃をはっきり明言した村長さんも何人かいらっしゃることは、ご存じだと思います。

これは山形村の清沢村長の話ですけども、「危険なことがわかったので、自然エネルギーへの転換を推進すべきである。」と、まあそういうコメントを残しております。かなり明解なコメントだと思います。

それから、筑北村の飯森村長の弁ですが、これは「次世代に影響が残る原子力より、自然エネルギーへの転換をすべきだ。」と。これも明解であります。

それから、木島平村の芳川村長は、「私たちには将来に対し同じことを繰り返さない責任がある。」という、そういうコメントを残しております。

それから、野沢温泉村の富井村長ですが、「今回の事故を受け、自然エネルギーを求める声がかからも高まっていくであろう。」というようなことを言われております。紹介させていただきましたけれども、それからアンケートにこだわるようですけども、その「原発の新設、増設

を一切認めない。」こういうコメントを阿部知事は方針として打ち出されたようであります。長野県の阿部知事は、4月に共同通信社が実施した全国知事アンケートで、原発や関連施設の新設、増設を求められた場合の対応について、「一切認めない。」というふうに回答をされております。

それで少し長くなって恐縮ですけれども、原発の安全性が確認できれば、新增設を認めるという、そうした自治体が、これは国の関係ですけれども、原発の安全性が確認できれば、新設、増設を認めるとした自治体、これはかなり心強いと思うんですけれども、17%にとどまっているということは、これはいわゆる安全神話と呼ばれているものの、ある意味では崩壊を物語っているのではないかと思います。そういう意味でこのアンケートに示された、各市町村長のコメントも含めて、流れとしては新設、増設、ないしは今動いている原発の停止、撤廃、こういう方向性が、これからも大きな流れとして、全国的な大きな流れになるのではないかとというふうに私は思っております。

それから、もう1つだけ申し上げておきます。先ほど3つの空間的、時間的、社会的という意味での異質の危険ということを申し上げましたけれども、異質の危険という意味では、原発を運転することによって、使用済み核燃料が必ず出る。これはもう、どうしようもないわけですね。それで問題は、それをどう処理し、どこに置くのかという問題は、これは解決されていないんですね。核の廃棄物の危険性は、幾世代にもわたって人類につきまとうことになり、つまり核のごみですね、放射能、これは半永久的というふうに言われております。これまで、ここまで実際に危険なものが、日本列島の至るところに処理もできずに放置されている。これからも放置され続けるということは、大変な問題だと私は思います。

2番目の子どもさんの問題について、先ほど答弁をいただきました。これはできる限りの努力はされるという答弁でありましたけれども、私たちは未来を担う子どものために、大人がやるべきことがたくさんあると思います。

そこで、もう一度お伺いをいたします。国や、それから電力会社、東電と言っていいと思うんですけれども、これは大変なことになっているんですね。シーベルトという、そういうこれは被曝した放射線量をあらわす単位だそうですね、日本で定められている年間被曝許容量は、平常時で一般の人で1ミリシーベルト、こういう許容量を設定しております。福島原発事故を受けて緊急時ですね、緊急時として現場作業員と避難指示を出された地域住民に対する年間被曝の安全基準を決めました。これは20ミリシーベルトといわれております。この20ミリシーベルトは、平常時放射線業務従事者のみに許される値なんですね。これを大人も子どもも同じ20ミリシーベルトにしたこと、これが私は大問題だと思うんです。というのは常識的に大人よりも乳幼児や小さいお子さんは、その4倍の被害をこうむるわけですから、大人も子どもも同じ20ミリシーベルトという安全基準を定めた、許容量を定めたということは大問題だと思いますが、大人も子どもも一緒にしているんですね。このことについて村長はどうお考えでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私も専門家ではありませんのでわかりませんが、今、小林議員がおっしゃっておられるようなことは、連日テレビ、あるいは新聞等で示されているところであります。そうした記事を読みながらも、今、小林議員おっしゃっておられます成人した大人と、育ち盛りの子どもたちを同じ規格の被曝量を許容範囲とするというような設定の仕方については、素人判断ではありますが、いかがなものかという思いをしているのは一緒でございます。

ただ、具体的に専門家でないがゆえに、明確なお答えはできないというのが、したくでもできないというのが実情でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） もう1つだけ触れさせていただきますと、これは4月19日のことなんですけれども、文部科学省、それから原子力災害対策本部、原子力安全委員会、これが一定の基準を発表しております。これによりますと福島県内の学校の校舎、あるいは校庭等の、そこでこういうところを利用するその判断材料ですね、これを発表しております。校庭とか庭園とか。つまり子どもさんやお母さん方も含めてですけれども、とにかく子どもさん、今この問題は子どもさんのことが主になっておりますので、子どもさん中心に考えていただければいいと思うんですけれども、校庭や庭園で、これはね、驚くべき数字なんですよ。3.8マイクロシーベルトということ。これだったら通常生活の放射線量は、1時間当たり0.05シーベルトというふうに言われているんです。私も専門家でないですから、数字を並べているだけですけれども。これは3.8マイクロシーベルト、これだったら遊んでもよろしいと、駆け回ってもいいという、そういうことを文部科学省、原子力災害対策本部、そして原子力安全委員会が、こういうことを言っているわけですよ。

これはどういうことかと言いますとね、20ミリシーベルト先ほど申しました。これが土台になった基準なんです。そうすると子どもさんの場合は、例えば20ミリシーベルトの場合は、子どもさんだったら80ミリシーベルトということになります、単純計算で。こういうことを文部科学省、原子力災害対策本部、そして原子力安全委員会が、こういうことを平気で言っていると。これに対して5月20日に大変な母親が抗議集会が開かれたということなんです。しつこいようなんですけれども、村長、こういう事象に対して感想で結構ですから、一言お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私も素人でありまして。ただ感覚的なお答えで恐縮でありますけれども、やはり、この被曝した放射能除線等についても、今朝ほど何かまた新しい報道がされているようでもあります。国に対する、国の対応のまずさ等も言われている中であります。私も素人として、やはりいずれにしても量的なこともさることながら、早く安全・安心だという、そういう収束を一日も早く迎えられるような対策をぜひ講じてほしいと、そういうふうに思っているところであります。

す。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、再質問3回が終了をいたしました。

次の質問に入ってください。小林議員。

第10番（小林英雄君） 住宅リフォーム助成の制度の問題について入る前に、一言だけ申し上げておきますが、私たちは随分この1つ目の質問に対しまして、答弁をいただいたわけですけれども、我々もわからないことがまだまだ多い、課題も多いということがよくわかります。

私たちは、ご存じだとは思いますが、2度ばかり有志でもって、この原発問題に関する勉強会を2度ほど持ちました。3回目を計画しております。わからないことがまださまざまあります。そういうことに対して引き続き勉強をしてまいりたいと思っております。また改めてお呼びかけをいたしますので、ぜひともに学ぶ姿勢を、ぜひあらわしていただきたい、そういう希望を申し添えておきます。

住宅リフォーム助成の問題に移らせていただきます。

住宅リフォーム助成制度について、住宅リフォーム助成は、総工事費はおよそ1億3,000万円になったと聞いております。その効果について、どのように評価されているか、簡潔にご答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員2つ目のご質問でございます、住宅リフォーム助成制度についてのお尋ねにお答えをいたします。この住宅リフォーム助成制度の総工事費の経済効果は、どのくらいになるかのご質問であります。この6月定例会の補正予算におきまして1,000万円、7月の臨時議会においてさらに1,000万円をお認めをいただき、総額2,000万円の補助金の枠で事業を進めてまいりました。そして、7月下旬には補助金枠に達したため、受付を終了したところでございます。

現在のところ130件ほどの申請のうち、29件の実績報告がなされております。実績報告等を加味した総工事費は、約1億3,000万円となっております。専門的な経済効果については、よくわかりませんが、数字をもとに推測をしますと、6.5倍の経済効果と考えているところであります。

経済活動が低迷している時期において、住宅リフォーム資金補助制度により、1億円を超える総工事費となったことは、直接工事を請け負った事業者のみならず、資材等を扱う事業者への経済効果や、さらには、それら事業に従事する方々への経済効果があったと思っているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 2回ほど補正を組んでいただいたということで、これで打ち切りという

ことも何か言われていたようですけれども、1つだけ事例を紹介させていただきますと、この住宅リフォーム助成制度、これは私もこの小布施町の事例を、いろんな大工さんですとか、あるいは塗装屋さんですとか、ガラス屋さんですとか、いろいろな事業をなされている方々のところへ照会に歩いた経緯がございます。

それをちょっとご紹介させていただきますと、小布施町の場合ですね、2011年2月2日議会で可決をされております。つまり助成制度ですね。このときには国庫補助金きめ細かな交付金、これが450万円だそうです。一般財源が550万円で1,000万円、これで出発をした。

ところが、余りにもその要望が多かったために、2011年2月に一般財源で1,000万円、これがすぐ、あまり人気があり過ぎて、これもすぐいっぱいになってしまって、二月たつたたない4月15日、これも一般財源ですけれども3,000万円を組んだ。これでも間に合わなくて、2011年7月15日、これも一般財源として5,000万円で、計1億円を組んだと。これでいきますと2,007件の処理を行ったという、こういうデータを送られてきたわけですが、もうこれでどうなんでしょう。2度補正を組まれて、それでもうこれで打ち切りということで、そういうふうにしてしまうのかどうかということなんですけれども、いかがでしょう。引き続き、まだまだ要望が多いんじゃないかということで、引き続きこの制度を、また新たな形でやられるおつもりはないか、ご答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。小布施町の状況もお聞きしました。こうした経済対策については、それぞれ町村の事情によって、町村が独自にお決めになられることでありますので、我々の村も、小布施のようにどんどんできれば結構なことだと思いますけれども。私は私なりに村の長として、できる限りのことをしていきたいという気持ちを持っているのは、小林議員と私は一緒だと思っております。

そうしたことの中で、これへの補助金として、正式に議会の議決をいただいたことは、他町村に先駆けてやったと思っております。そうした点では、非常に村民の皆様のご理解をいただいたと思っております。このお隣の池田、松川村では、今定例会でご議決をいただくような話も聞いております。私どもの村として、昨年度、商品券を補助事業として入れたところではありますが、それはそれなりに効果があつた部分もありますし、反省する点もございました。そうした経過を踏まえて、今回リフォーム補助金に変えたわけでありまして。

今後の予定については、また新たに考えてはいきたいと思っておりますけれども、今年度の計画の中には、まだ入れていないというのが実情でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 今年度の計画には、ちょっと難しいということなんですけれども、これは第1次第2次と、この応募については先着順で処理されたようですけれども、ともに10日間

程度の短期間で打ち切りとなったということなんですよ。それで私はまだ申し込みがおくれたために受け付けられなかったという、そういう方々の声も聞きます。まだまだ続行してほしいという強い要望も伺っております。

それから、あんまり適切な言葉ではありませんけれども、多少公平さを欠いた部分があるのではないかというようなこともお聞きしております。第2次募集で打ち切られた。これは受けられなかった人からの声なんですけれども、具体的な理由をね、もう少し示してほしいというような意見もございますので、緊急経済対策として、私はさらに続行していただきたいという気持ちは改めて強く持っておりますけれども、本当に今年度は全く考える余地はないということなのかどうか、再度お尋ねをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 現在のところ考えていないというか、今年はこれで終わりにしたいと、当初の計画から、そういう考えでございました。

ただ、非常に大勢の皆様、やってもらってよかったという声が強いは事実ではありますし、私自身もやってよかったと。できることならまだやりたいという考えは、小林議員と一緒にございます。

ただ、世の中なかなか難しいもので、すべてで数の上でいけば、大きな声ではありませんけれども、前回の一般質問でも、この制度に対する一般の村民の不満の声を聞いているかというお尋ねもいただきました。また、村長室へじかにおいでになり、このリフォーム補助金に対して不満だという、大変おしかりをいただいた経過もございます。

ぜひ、今後やる状況の中では、小林議員が言われたように、村民にとっていいことだと、そういう話題が出たときには、議員のほうからもぜひ積極的に、こうした事業に参加、手を挙げていただければと、こんなふうにも思うところであります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それぞれの市町村の台所事情と申しますか、それは十分私も承知した上でお話しをさせていただいているんですけれども、ここでこれは長野市の事例ですけれども、これもご存じだと思いますけれども、今月の1日から受け付けが始まった長野市の住宅リフォーム助成制度、これは泊まり込みで順番を待つ人もあらわれ、予算枠を大きく超える700人以上が列をつくったという記事でございます。申し込みの前日の8月31日には、午後10時40分ごろの市役所前で1人で申請を待つ女性に話を聞いたと、こういう記事でございますが、まあとにかく大変な人気だったそうです。

ただ、30万都市の長野市にしては、4,000万とか5,000万とかっていう数字は随分小さな数字だなというふうに思っておりますけれども。この長野市の場合は、また来年に向けてもいろいろ策を講じるということが言われておりますので、この制度については、引き続き今年

度難しければ継続して、この制度そのものをより有効に生かすような形の施策を、何としましてもお願いしたいと私は思います。

もう、これは昨年暮れあたり、あるいは昨年の秋あたりから全国的に広まった、この住宅リフォーム助成の大変な人気で、全国各地に広がったわけでございますけれども、それぞれの市町村でそれぞれの事情はあるにしても、非常に喜ばれている制度だということだけは、はっきりしていると思います。それでまだ大北、この近隣の市町村でも、これから取り組むというところもたくさんあるわけですので、引き続きこの制度に対して、もう少しさまざまな工夫を凝らしながら、できるだけこの村内で仕事が生まれる、遠くの方までわざわざ朝早くから働きに出なくても、できるだけ村内で仕事が受けられるような、そういう意味で、この住宅リフォーム制度というのは大変意味があると私は思っております。

そこで、しつこいようですけれども、引き続きこの制度をよりよく練り上げて、引き続きこの制度を充実していただきたいということをお願いしておきます。再度、今年度がだめなら、これから先、そういう先をどうするか、来年をどうするかというようなところまで、改めて村長の気持ちをお聞きして、この問題を終わりにしたいとおもうんですが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今後については、果たして住宅リフォーム制度がいいのか、さらに発展させたい制度がないか、そうしたことへも留意しながら、できるものなら前向きに考えていきたいということは、もうお答えをしておりでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問が終了をいたしました。第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修でございます。今回は3問について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、平成22年度の決算についてお伺いをいたします。2点目といたしまして、子ども安全・安心マップの作成についてお伺いをいたします。また3つ目には、体育施設の整備計画についてお伺いをいたします。

それでは、まず第1点目の、平成22年度決算についてお伺いをいたします。

景気の低迷に伴いまして、スキー産業が影響を大きく受けているわけでございます。県内のスキー観光地を中心に、税の徴収率の低下が指摘されているところでございます。白馬村にとりましても、平成12年度から10年間にわたり、県下最下位の税徴収率でございました。行政の熱意とまた努力によりまして、今年11年ぶりに最下位を脱する結果となりました。また、世界同時不況や円高等も懸念される中でございますが、景気の回復への不透明感はいまだあり、行政にとっても、そしてまた納税者にとっても大変な時期を迎えております。村政運営に当たりまして、

負担の公平性の観点から、何点か質問をさせていただきます。

まず1点目に、人口の流出などによる個人住民税の確保策についてお伺いをしたいと思います。

また2点目では、県地方税滞納整理機構の進捗状況についてお伺いをいたします。

また3点目といたしまして、下水道事業特別会計の受益者負担金の未納状況と、その対策をどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

また4点目では、水道事業会計の未納状況とその対策。

以上、4点をお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員のご質問にお答えをしております。まず最初に平成22年度の決算について、4項目にわたってお尋ねをいただいております。

まず最初に、人口流出に伴う個人住民税の確保策についてのご質問であります。ご指摘のとおり、平成17年には9,500人までいった村内人口も、ついに9,000人を割るところまで減少してきておりました。個人住民税の確保のみならず、村政の根幹にかかわる問題として、非常に憂慮しているところであります。

この大きな原因としましては、やはり観光産業の低迷に伴う雇用環境の悪化が、特に若者の定住を阻んでいることが挙げられます。企業の誘致につきましても、交通網や積雪寒冷地といった条件から、なかなか一筋縄にはいかない状況もございまして、やはり観光産業の再興、特に今後は広域連携による観光施策を推進しつつ、雇用の確保に結びつけていく施策が、非常に重要になっていくものと感じております。そんなことから、特産品開発に向けて頑張る起業家、そういった方たちを積極的に応援をしていきたいと考えております。

また、転出に伴う税の確保につきましても、転出される方は住民福祉課窓口で転出の手続きにおいでになりますので、そこで確認表を渡して、関係する各課を回っていただいておりますが、税務課では滞納があれば納税相談をしていただくこととなっております。また、転出先で支払いたい場合には郵便振替用紙等を渡しますし、その後、滞納が続くような場合には資産や収入の状況を調査をし、差し押さえ等を行ってまいりたいと思います。また、転出時に住民税の申告が済んでいない方には、申告をしていただくように指導を行っているところであります。

2つ目の、県地方税滞納整理機構の進捗状況につきましては、本議会の冒頭のあいさつでも若干申し上げましたが、この機構は市町村と県とが協同で滞納整理に当たっていくことが有効と考えられることから、大口困難案件についての滞納整理業務の共同化を行う組織として、昨年12月末に総務大臣の許可を得て設立したものであります。白馬村からは20件の移管を5月までに行い、6月から事実的な滞納整理を推進しております。

内容は徹底した財産調査を行い、厳格な滞納処分を行うものであります。収入額では6月が134万円ほど、7月が1,516万円ほど、8月が102万円ほどとなっております。7月に

は財産処分がありましたので、金額が多くなっているところでもあります。分納誓約につきましては、10名の方から約2,500万円の誓約をいただいているという状況でございます。

3つ目の、下水道事業特別会計の受益者負担の未納状況とその対策についてのお尋ねでございます。下水道区域における受益者負担金については、9月7日現在の未納額は1億5,875万4,956円でございます。その対策についてであります。誓約書をいただいている未納者に対しては順次催告書を発送したり、内入れをお願いをしております。また、それらに応じられない方については、滞納処分が必要な方については、差し押さえ等の実行を検討をしているところでございます。いずれにしても、この問題については滞納をさせないような対策は、さらに検討をしていかなければいけないと、このように思っているところでございます。

次に4つ目の、水道事業会計の未納状況と対策についてでございます。水道使用料について、9月2日現在の滞納額は5,245万6,660円でございます。前年同月比と比べると135万6,010円の減となっております。白馬村の特色である季節滞在者に対応するため、アパート、寮、外国人に対しては滞納の期間や滞納額にかかわらず、個別対応を積極的に行うようにしております。また、こうした方々は現行の給水停止処分取り扱い要項に準じると、停水不可能な時期に転出をし、行方知れずになってしまうことが多いことから、その期間を短縮すべく、停水要項の見直しを現在進めているところでございます。また、支払い誓約者に対しては、その内容を定期的に見直し、不履行の際には停水勧告をするようにしているところでございます。

平成22年度の決算について、4項目にわたってのご質問にお答えをさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 1問目の、人口流出などによる住民税の確保についての再質問をさせていただきます。村長さんの答弁にもございましたが、9月1日現在で、村の人口が9,000人を13人ほど割り込んだというような状況になっております。

また、過去最高だった平成7年度に比べますと、557人の減というようなことで、また、逆に世帯数は75軒増加しているというような状況下でございます。この辺をどのように行政側として考えているのか、また、観光低迷の若者の流出に伴う高齢化世帯の増加、あるいはまた世帯分離等が考えられると思います。その辺の行政のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、国では第2次補正予算の通過に伴いまして、東日本の震災にかかわります復興、復旧等で、また原発事故に伴います汚染改良事業が最優先される現状下にあろうかと思っております。そんな中、村民人口の減少は、地方交付税の減額等にも影響してくる関係から、財政の弱体が懸念されるところでございます。今後、村の人口定住化対策についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから2番目の、地方税滞納整理機構の推進状況でございますが、今、村の滞納額につきましては、過去3年ほど8億円後半から9億円の前半を推移しているような状況でございます。村

税の合計が約15億円に対しまして、その収入未済額は過去年を含めまして、57から61%を占めているというのが現状でございます。これにつきましては、急に大口滞納額になるわけではございませんが、そうした体質から脱却するためには、現在、村が基本としております自主納付だけではなく、滞納額を計画的に支払えるよう積極的なアドバイス等ができていのかどうかについて。

また、村は納税相談などで対応していると伺いをいたしました。水道事業、先ほど村長の答弁の中にもございましたが、6カ月間が続いた場合に停水を通告し、停水するというような状況でございます。この6カ月間が本当に適正かどうかというところもございますが、どの家庭にとりましても、月々の支払いの中に半年分の水道料金を上乗せしていくというのは、非常に厳しいのではないかとと思うところでございます。初期の段階で何とか相談、あるいは指導を実施するような考え方、考えがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上、1、2の再質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。細かいことについては、それぞれ担当課長に答弁をさせますが、総論として、最初のお尋ねにあります項目、人口の流出などによる個人住民税の確保策でありますけれども、人口は減っているけれども、要するに世帯数は増えているということの状況は、いろいろな状況があらうかと思えます。

しかしながら、答弁をいたしましたように、観光産業の低迷による人口の流出の方が大きいことは事実でありますので、何とか定住人口を増やすような努力はしていかなければいけないと思っておりますし、そのために、今いろいろ頭を悩ませているところでございます。何としても観光人口が落ち込んでいる設備供給過多という状況を、何とか解決をしながら、新たな雇用の場を創出していくということは、何としても取り組んでいかなければいけないということで、今その取り組みも進めているところでありますので、たまたま取り組んでいても、この問題もすぐに効果が出てくるわけではございませんので、何としても当面は観光の振興に精いっぱい力を注ぐことで、こうしたことも解決ができてくるものと、このように思っております。

それと補正の部分についてでございますが、大変、今後の財政状況が心配されるところでございます。というのは、東日本の大震災に向けての復興への予算総額が、もうとても足りない状況の中で、従来形の形のように緊急経済対策、あるいはきめ細かな事業等の補助金が、我々の自治体には回ってこないだろうと。逆に削減されるような傾向すらちらほら聞かれる中で、村の財政状況が好転してきたとはいうものの、やはりシビアに将来へ向けての計画を立てていかなければいけないと、こんなふうにおっしゃるところであります。以上です。

議長（下川正剛君） 横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 私の方から、税金の滞納につきまして若干お話をさせていただきたいと

思いますけれども、自主納税ということは原則でありますけれども、払ってもらうのを待っているということではございません。やはりこの滞納整理機構ができたことで、大口困難案件が今年の場合には20件移管してあるわけですけれども、それを渡して安心ということでは決してございません。件数としては残っている、それ以外の件数が非常にたくさんになっておりまして、これの滞納解消に向けて日々努力をしているということですが、やはりなかなか今まで少額のところへ細かく通知を出すということもできない状況ではあったんですけれども、今年新しいシステムを入れたことによりまして、そういうものもできる件数が多くなってきているということで、納税相談も随時講じておりますし、なるべく少額なうちから意識を高揚していただいて、大きく膨らまないようにというようなことにも力を入れていっておりますので、村としては、その20件以外のものに、さらに力を入れて努力をしていくということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 太田修議員の質問の中でございましたが、村長の答弁にもございましたが、6カ月滞納をしている方に対して、給水停止の通知を出すということについて、今後、この6カ月の期間を短くするべく、現在検討をしております。

また、もちろん生活されている方にとって、給水停止は非常に不便となるわけでございまして、給水停止処分取り扱い要項の中にも、6カ月以上滞納している者の次に、水道料金の滞納が6カ月以下の者であっても、過去において給水停止通知書により通知を受けたことがある方については、6カ月以下であっても給水停止の通知を出すというような要項がございますので、その辺で対応していきたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。増やしたくて増やすものではないんですけれども、結果的に大口になり、だんだん厳しくなるというのが現状ではないかなあと、そんなふうに思っております。また、今、税務課長さんの答弁の中に、今年からシステムを改善したというようなお話も聞いておりますので、ぜひ大口になる前に対策の強化をしていただきたいとそんなふうに思います。

それでは、1の3問目、4問目についての再質問をさせていただきます。下水道事業特別会計の受益者負担金の未納状況とその対策についての再質問をさせていただきます。

大町市では、昨年5月に下水道受益者負担金1,500万円の徴収不能との報道を受けて、小谷村も調査した結果、今年の3月に小谷村でも1,300万円の徴収不能があったというような報道を聞いているところでございます。

村では、平成22年度の決算で、白馬村公共下水道受益者負担金に関する法令、あるいは施行規則、あるいはまた徴収規則に基づいて、受益者負担からの加入分担金の賦課がえということで、

平米900円から平米1,350円、100分の150に変更されたという計上がございました。下水道事業受益者負担金に関する条例の第11条3項には、排水施設を下水道に接続しない土地の負担金の一部又は全部を3年間経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課がえすることができるものとするがございます。

今、村の経済状況を考えたときに、非常に逼迫している経済の中で、きついのではないかなあと思います。そんな状況を見合わせた中で見直しをする計画があるのか、あるいはまた徴収の方法をどのように検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

また一番大事なことは、その内容を十分に村民に周知されているかどうか、この辺が一番大事になってくるのではないかなあと思いますが、周知されている内容等について、お聞かせをしていただきたいと思います。

また、民法145条及び都市計画法の受益者負担金第75条7項には、負担金及び滞納金を徴収する権利は、5年間行わないときは時効により消滅するとあります。過去でそういった事例があったのかどうか、その辺についてお伺い。それから特に役場は組織上、担当者がどうしても変わりやすい体質がございます。そんな中で村民の財産として、しっかりと引き継ぎをされているのかどうか。また、それに対する書類の整理等はどのようになっているのか、その辺を含めてお伺いをしたいと思います。

また、水道事業会計につきましては未納金が年々増加傾向にあります。20年度では5,380万、21年度では5,468万、そしてまた22年度では5,591万円といったような状況でございます。この原因と、その徴収方法をどのようにお考えになっているか。

そして、こういった施設は管路等の老朽化が伴うわけでございますが、建設改良積み立てが実施されております。20年で1,490万、そしてまた22年度会計では1,210万円ほどが積み立てをされております。今後想定される管理費等のバランスを考えたときにどうなのか、その辺のとらえ方をどのように感じているか、お伺いをしたいと思います。

また、加入金での滞納状況について、加入金の滞納があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは説明を申し上げます。まず、たくさんあったのですが、ちょっと落としている部分もあるかと思うので、ご容赦願いたと思います。

初めに、下水道の受益者負担金の関係でございますが、こちらの方、過去、近隣市村で問題になったのは事実でございます。おっしゃるとおりでございます。白馬村ではそのようにならないために不納欠損処理をせず、加入分担金に賦課がえ、先ほど議員おっしゃるとおりでございますが、賦課がえ処理をするという規則を、平成13年度に制定いたしております。それによって、

近隣市村のような、いわゆる徴収不能ということを防ぐことができます。

また、都市計画事業で土地の付加価値が上がることに對して、それらの土地を持つ住民の公平の確保を、また図っておると考えております。

また、その加入分担金について、いわゆる1.5倍という100分の150という金額が、今後検討できるのかということに對しては、この1.5倍というのは、当時の担当者に確認したところ、当時の利率等で計算根拠をつくっておるということで、約10年たった今、今後この100分の150を見直す必要があるということであれば、対応していきたいと考えております。

また、水道の関係でございますが、水道の滞納分について使用料の滞納でございますが、22年度については現年の調定分、いわゆる22年度使用した料金に對する調定、それに対する収入は97.26%です。滞納については2,395万8,000円ありまして、滞納分の収入については642万4,000円ということで、去年も四十数万円の不納欠損をしておるんですが、なかなか滞納分について、一気には入れていただけないと。いわゆる誓約書をとって、毎月の収入に上乗せで数万払っていただくというようなことで、誓約をいただいているものですから、どうしてもなかなかこの2,000万円と、まあ現在この2,000万というのが、なかなか早く収入済みにならないというのが現状ですが、使用されている方も、もちろんその停水等の措置をされると商売にも影響するわけで、その辺は誓約書を守っていただき、過去の使用分を私どもは誠意を持って払っていただくというように、利用者の方に対して指導をしていくということでございます。

あと水道の加入分担金についてですが、こちらの方は滞納はございません。それは水道の場合は、給水装置の竣工検査前に必ず納入をしていただく、その納入を確認したところで竣工検査をするというのが決まりですので、それは滞納はございません。

以上ですが、お願いします。

議長（下川正剛君） 5年間のうちに過去に、そういう実例があったかという質問、それから書類整備がちゃんとされているのかどうかという質問、さらには水道の関係で、管路の老朽化が進んでいるというようなことで、その対応についてというような、そんな再質問がありましたが、その答弁についてお願いいたします。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 下水道の受益者負担金について、いわゆる時効でございますよね、時効が過去にあったかということでございますが、それはございません。それで村長答弁にもございましたが、時効にならないように、いわゆる誓約書を書いていただく。また、内入れで入金していただくということで時効を停止させて、またもちろんその時効が停止になると、そこからまた5年間の徴収権利が生まれますので、その辺で対応をしていきますとともに、先ほど申しましたけれど、加入分担金への賦課がえという規則がございますので、それにて、いわゆる滞納物件については対応していきたいという考えでございます。

それから、書類整備の関係ですけれど、例えば、これはもちろん電算システム等を使っております。例えば受益者負担金の関係でも322件、1億5,875万4,956円というのは、リストでもう出ております。

それから、加入分担金への賦課がえについても539件、7,479万7,254円ということで、これも書類の方は整備されております。

また、過去に下水道の場合は5年で、全納というものもあるんですが、5期分納するということもできますので、その辺もいわゆる滞納者リスト、納入リスト等書類は整備されております。

それから、老朽化に伴う水道管の布設がえでございますが、二十数年前は、みそら野の分譲地を初め非常に老朽管の漏水がございましたが、毎年更新をしまして、現在のところは過去に比べては、大分漏水事故というものも少なくなっておりますが、やはり有収率を見ますと、漏水も多いという中で、ではどういった分析をしているかということ、昔は本管で漏水しているのが多かったんですが、今現在は宅内のメーターの外で漏水しているという現象が非常に多いです。7割近くがそういう状況の中で、なかなか民地を掘り込んで、漏水箇所を発見するというのは難しくなっております。

ただ、どうしてもメーターまでは村の管理でございますので、その辺は今後対応を、もちろんその有収率も地区によってわかるものですから、その給水管で漏水の多い地区に関しては、今後その修理等については検討をしていくということでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。再質問の2問目が終了いたしました。太田修議員、質問はありますか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ご答弁いろいろありがとうございました。既に事業が始まって10年を超え、これがまだ継続していて、なかなかその滞納が整理できないというような状況でございますので、何とかこう村民にいろいろな今ある条例、要項等を説明をしながら、それぞれの立場になって、ぜひ説明会なり、あるいはまた窓口的なものを開いていただいて、現実化していただきたいなと思っております。

また、水道事業の中で、宅外の漏水はほとんどなく、最近宅内の漏水が多いというようなお話がございました。これも他村であった事例なんですけれども、役場の水道課はメーターできちっと分かれているんですけれども、メーターから宅内の方で要請を受けたときに、そういった対応がしているのかどうなのか、あるいはする場合はどういう形で行っているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 給水管の漏水でございますが、やはりメーターの手前では、なかなか発見はできません。表に出てこない限りは、なかなか発見は難しいんですけれども、もちろんメーターの中ですと、メーターが回っているんでわかります。それで住民からここ二、三カ月多

いんだけどという連絡があれば、我々職員、もしくは嘱託、臨時の職員が行って、各バルブへチェックしたりしながら、漏水箇所を一緒に見るというようなことはしております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、3問目の再質問が終了いたしました。次の質問に入ってください。太田修議員。

第5番（太田 修君） 滞納等につきましては住民サービスを実施していく中で、非常に足かせになっているかと思います。地方自治法の中でも、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないというようなことも記載されております。どうか効率を高めた施策を、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは、2問目に移らせていただきます。

子どもの安全・安心マップの作成について、質問をさせていただきます。

児童・生徒の安全確保に向け、学校や家庭、地域間での情報の共有化を図り、子どもを守る安心の家、交通あるいは水路といった気をつける場所等など、また冬期間での危険箇所など、理解して注意喚起を徹底し、危険予測、あるいは回避する力をはぐくみ、安全の確保を目指しまして、子どもの安心・安全マップを作成について、お伺いをしたいと思います。

まず第1点目に、子どもを守る安心の家の状況はどのようになっているか。

そしてまた、2点目といたしまして、通学道路及び地域内での危険箇所の調査や周知をどのように行っているか。

また、3点目といたしまして、冬期間危険箇所の予測を生かして、どのようにしたらいいか、そういった周知をどのように行っているか。

そしてまた、4番といたしまして、冬季日没時間帯での下校、安全下校対策についてどのようにお考えか。

以上4問、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（福島総一郎君） 太田修議員さんの、大きな2つ目のご質問にお答えいたします。

2つ目は、子どもたちの安心・安全の関係についてのご質問でございます。教育委員会といたしましても、子どもたちが日々事故もなく、安全に学校生活を送られることを願っているところでございます。質問の項目の4つにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず1点目は、子どもを守る安心の家の現況についてということでございますので、少し細かくなりますけれども、お答えさせていただきます。まず、子どもを守る安心の家の関係につきましては、地区ごとをお願い等をしてきておりまして、内山地区で2軒、佐野地区で3軒、沢渡地区で4軒、三日市場地区で2軒、堀之内地区4軒、飯田地区8軒、飯森地区5軒、深空地区2軒、みそら野地区1軒、白馬町地区11軒、八方口地区2軒、瑞穂地区2軒、エコーランド地区1軒、八方地区3軒、和田野地区2軒、大出地区2軒、蕨平地区1軒、森上地区5軒、塩島地区2軒、

新田地区3軒、どんぐり地区1軒、切久保地区1軒、落倉地区1軒の、合計68軒ございます。

このまた安心の家の内訳でございますけれども、神城地域で住宅が6軒、営業施設や事務所等で22軒の合計28軒。北城地区が住宅で4軒、営業施設、事務所等36軒の計40軒でございます。状況、現況については以上でございます。

2つ目の、通学路及び地域内の危険箇所の調査と周知についてでございますけれども、危険箇所の調査の関係ですけれども、毎年4月にPTAの校外生活指導部で、児童とともに登校していただきまして、危険箇所がある場合には、現場で指導を子どもたちにしたりしております。

また、下校時児童が昇降口に集まって下校等したりしているわけですが、教職員が安全等についての危険箇所があれば、具体的な指導をして、気をつけて帰るということで指導をしているところです。

また、季節や状況によって、いつ危険な箇所が出てくるかということもありますので、そういった箇所が発見された場合には、学校から教育委員会、あるいは教育委員会の方でいろんな情報を聞いている場合は、学校の方へ報告をしたりして周知をし、また行政の中の担当課で改善が図れるものについては改善をしてきておりますし、また大町建設事務所等、道路の関係等については、担当課を通して上部機関に修繕等の依頼をするようお願いをしてきております。

また、ご存じのとおり、クマの出没というようなことが多発した場合については、臨時にスクールバス等の運行を行ってきている状況でございます。

3つ目の、冬期間の危険箇所への予測や周知についてでございますけれども、冬の通学路の点検等につきましては、毎年の降雪状況によっても異なってきますけれども、その雪の状況により教職員がパトロールを実施するなど、またPTAの校外生活指導員等で適宜行っており、危険と思われる場所につきましては、学校等からの報告を受けまして、教育委員会で協議を行いまして、直せるもの等については担当課の方へお願いをし、対応をしてきているところでございます。

4つ目の、冬季日没時間帯での安全下校策についてのご質問ですけれども、小学校の下校時間は学年によって違いがございます。高学年については午後4時5分になっております。なお、冬期間につきましては繰り上げて午後3時40分。大まかにいうと、そういうようなことになっておりますが、小学校においては、特に毎週水曜日は時間を早めて、職員会議等もございまして、一斉下校というようなことも行っている状況でございます。また、特に降雪の多い日につきましては職員が同行、あるいはパトロールを実施しているということでございます。

中学校の下校時間につきましては、午後4時30分ということで、中学校は部活動というものがありますので、部活をしている生徒については、季節によりまして細かく下校時間を変更して対応しております。最も日の入りが早い11月下旬から1月中旬までは、完全下校時間を午後4時15分として、子どもたちの安全の確保をしている状況でございます。

また、項目の冒頭でご質問のありました安全マップの関係については、簡単なA4版のサイズ

でありますけれども、イラストマップというようなことで作成をしてございまして、その中に、この信号機のところは気をつけろとか、ここのあたりは人がいない、林が多い、見通しが悪い、留守の家が多いというようなことを、場所場所でそのマップに記載をして、子どもたちの安全確保に努めている状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁を含めあと14分です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 子どもを守る安心の家の関係につきましては、東北の震災後の調査で、4割の人がすぐに避難せず、自宅へ戻って家族を捜したり、あるいは迎えに行った、あるいはまた過去の地震で津波がなかったなどと答えておりますが、避難者の6割の人が車で避難をしているというような状況で、そのうち34%の人が渋滞に巻き込まれたとの回答をされているわけでございます。

大人でもさえ、なかなか冷静さを失ってしまうような結果のあらわれではないかと、そんなふうに考えておりますが、児童、そしてまた生徒の登下校時につきましては、緊急時の発生したときの安全の家、あるいはまた避難等につきましては、今ご説明をいただきましたが、どうしても避難誘導看板等は必要ではないかというようなことで、前回議会でお願ひをし、今回補正予算で7件の70万の計上をされているというふうに聞いておりますが、継続的に事業を進める計画があるのかどうなのか、その辺についてお願ひをしたいと思います。

また、2点目の、通学路及び危険箇所についてでございますが、この問題につきましては、大町教育委員会が今年の9月から市のホームページのガイドマップを活用して、危険箇所への注意事項や写真などを表示したり、また学校を超えて遊びに行く生徒もあり、地域の人たちの危険箇所を把握してもらいながら、児童の安全につなげたいと、そんな計画がされているようでございます。

白馬村は、夏冬の観光シーズンでは、特に車の乗り入れが急増するわけでございます。生活、そしてまた産業道路等が併用しているために、危険度も非常に高いわけございまして、また冬のスリップ事故等への巻き込まれ等が心配されるところであります。

そういった中、マップを活用した児童安全の指導等の充実を図っていただきたい、どのように図っていただけるのか、その辺についてお願ひをしたいと思います。

また補正予算、今回の第3号の中で、災害時住民支え合いマップの策定等の費用として、505万4,000円の計上がございました。今後、子どもの安全等のマップにも、そういったものが使うことが可能か不可なのか、その辺について検討をしていただけたらと、そんなふうに思います。

また、3点目の、危険箇所の予測の関係でございますけれども、これは新学習指導要領の中で、子どもたちの現状を踏まえ、ゆとりでもなく、詰め込みでもなく、生きる力をはぐくむ理念のもの

と、知識、技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を重視して実施するものでございますが、また村長さんの公約の中でも、子どもたちは地域の宝です。地域の力を養い、そしてまた健やかに育つような施策に努めますという公約がございました。具体的にどのような取り組みをされているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 太田修議員、まだ1問質問事項が残っておりますので、端的にお願いいたします。

第5番（太田 修君） はい、わかりました。それでは、4番の日没時間帯での安全下校の関係でございまして、これは村長さんの公約の中で、元気な子どもの創出、スクールバスと福祉バスを兼ねたコミュニティーバスの運行などを行いますとあります。

そしてまた、白馬村のふれあい号につきましても、本年度は65歳から50歳に年齢を引き上げたりと、そういった施策がとられているわけですが、来年度からは本格営業に向けて、全村民対象を視野にして利用できるような検討を進める中で、ぜひこの冬期間の児童・生徒の下校時にあわせた配慮ができないものか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 太田修議員さんからは、子どもたちの安全・安心の確保の関係で、幾つか再質問をいただきました。避難、誘導の危険箇所の注意をどのように呼びかけていくのか。また、お客さんが入って夏冬車が多くなってきて危険度が高くなってくる。また冬には車のスリップ、そういった事故も多くなってくる中で、指導充実をどのように。また危険箇所の関係について再度、お答えした部分もありますけれども、こういった子どもの安全・安心の確保の指導につきましては、学校等と毎月、校長、教頭との会議等もありますし、校外生活指導員との会議も春と秋にありますので、そういったことの中から発言で、危険箇所があるというようなことにつきましてはすぐ対応をして、子どもたちの日々安心・安全で登下校ができるように確保して、また努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、支え合いマップの関係は、また違う部署でお答えになろうかと思っております。

またスクールバスの関係は、前にも一度、教育委員会の関係ではお答えをしましたが、中学、それから小学校、それぞれ帰る場所等も違いますし、中学は部活をやっておりますので、なかなか現在運行している中での時間帯で利用が可能という子どもたちは、少ないのが現状でございます。そういったことについて、今後さらにどのような対応ができるか、教育委員会としても担当の住民福祉課等と、また検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） これから整備する支え合いマップと通学路等々の危険箇所について、

活用できないかということだと思います。支え合いマップのシステムと、児童・生徒の危険箇所というところでいくと、もう使用目的が違ってくると思います。

活用は児童・生徒の本人、またその保護者の方々ということです。支え合いマップについては、個人情報の保護という観点があります。その辺も含めて、できるできないという話でいけば、検討はしてみたいと思いますが、多分併用するとなると、プラスアルファの経費がかかってくるのではないかというふうには思います。

ただ、地図情報も入れますので、そういう地図情報の活用というのは、このシステムとは別にできる可能性はあろうかと思っています。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 児童・生徒を観光のバスへ乗つけるという件につきましては、21年度にそのような実施もした経過もございます。その中で利用がほとんどなかったというような経過もございまして、22年度はそのような形の中から、現在のような運行になったということもございます。また、そういうような状況もありますので、再度また考えていくような形で検討させていただきたいと思っています。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は、答弁を含めあと5分弱です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） それでは、3番目の方へ移らせていただきます。

1の方の現有村営施設の整備計画でございますが、端的に言いますと、南部のグラウンドにはナイター施設もあるわけでございますが、表面のレベルが全然違っているというような状況で、こういったものを直す計画があるのかどうなのか。また、北部グラウンドも含め、ベンチ、備品庫等の改修計画はあるか。

そしてまた、グリーンスポーツにつきましては、他の議員さんと重複するところもございまして、今年度ランニングコースが新たに新設をされましたけれども、これに伴いますスノーハープ、あるいは大出公園、あるいはまた八方エリア等への周遊的な多目的コースが、整備計画があるのかどうなのか、その辺についてお伺いをします。

また、2点目の関係でございますが、施設の受付等は総務課、観光農政課、スポーツ課などがございまして、これを統一化することができないのか。そしてまた団体予約については、開始時期が遅いというようなことがよく耳にされますけれども、それを早めることができないのか。

そしてまた、3点目といたしまして、行政イベント等の管理上、草刈りとか、いろいろ発生するわけでございますが、こういった問題について協力団体、あるいはボランティア等の、募集計画みたいなものは考えているのかどうなのか、その辺についてお伺いをいたします。以上です。

議長（下川正剛君） 今、太田修議員の現有村営施設の改修計画、そして有効利用に向けた維持管理、受け入れ態勢ということで通告をしてございますので、時間が大分押し迫っておりますけれ

ども、答弁を求めたいと思います。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、3つ目のご質問、体育施設等の整備計画についてのお尋ねでございます。2項目にわたっておりますけれども、答弁時間がないようでありますので、ごくごく簡潔に答弁をさせていただきたいと思っております。

1つ目の、現有村営施設の改修計画につきましては、体育施設としては北部グラウンド、南部グラウンドを初め、B&G、クロスカントリー競技場、ジャンプ競技場等多々あるわけですが、必要に迫られているものを除いて、今後に向けては、計画的にまた改修をしていくことは必要であろうと、このように思っております。

そうした中で、24年度につきましては、B&Gのプールの大規模な改修を予定しております。修理内容についてはウエアシートの張りかえ、プールサイドの改修、鉄骨の塗装、更衣室等の改修、通路の改修、ろ過器の交換等であります。

また、平成24年度以降につきましては、クロスカントリー競技場に陸上競技場の建設を計画しております。何とかスノーハープの活用を図りたいということで、検討委員会を立ち上げて十分検討をしていただき、その答申をいただいております、陸上競技場として使用できるよう、優位な起債を活用して、できるだけ早く所期の目的を達成したいと、このように思っているところでありますが、それぞれ使用目的の違いから、まだまだいろいろなご意見がありますので、それらを集約しながら、その解決ができ次第、工事着手に向けて取り組んでいきたいと、このように思っているところでございます。

また、現有施設以外に、新たに本年度グリーンスポーツにランニングコースを整備いたしました。今非常にこのランニングについては、国じゅうでこの志向が大きくなってきているところから、このランニングコースを何とか設置してまいりたいと、こんなふうに思っております。

この施設の有効利用に向けた維持管理、受付体制についてでありますけれども、この貸出期間等については、限られた期間の中であることから、どうしても予約が重複し、その調整が大変難しいというのは毎年のことでありますけれども、そうした中でも何とか調整をし、それぞれの利用者の皆さんからも提言、ご意見等もいただきながら、その体制づくりをしていきたいと思っております。幸いにして各施設とも例年より伸びていることは、利用率も高まっているということで、ありがたいことと思っております。

また、1つつけ加えますけれども、本年度東北にあった震災のおかげといえは語弊がありますが、サッカー、それから陸上競技にかかわる団体の予約申し込み等も数ありました。しかしながら、施設が少ないというようなこと、その時期がみんな重なるというようなことから、何件もお断りをせざるを得ない状況であります。そうしたことを考えても、最低限のやはりこの白馬村も観光立村として今後取り組んでいく以上は、ある程度の施設の充実は必要かと、このように考えているところであります。よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしました。第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

副村長が公務のため遅参をしておりますので、報告をいたします。

第12番松沢貞一議員の一般質問を許します。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 12番松沢貞一です。私は人口減少と財政計画について、観光振興策についての2項目につきまして、質問をさせていただきます。

初めに、人口減少と財政計画について質問をいたします。

白馬村の人口は、先ほど来話が出ていますけれども、9月1日現在9,000人を割り込み、8,987人となりました。平成15年から17年ころの9,500人台がピークで、17年から減少に転じ、予想より速いペースで減少し、ついに9,000人を割り込んだわけです。そこで、人口減少による村財政への影響と、今後の財政計画についてお伺いいたします。

(1) 人口減少が地方交付税に与える影響は大きいと聞いています。国の財政改革において、地方分権と言いながら、財源委譲を伴わない、いわゆる三位一体の改革が行われた結果、税源に乏しい特に人口の少ない地方が疲弊しました。このため地方にとって生命線とも言える地方交付税について、その後、見直しがなされてきています。

そのような中で、白馬村は人口減少の過程に入っているわけですが、この人口減少により、地方交付税はどうなっていくのか、その影響についてお伺いいたします。

(2) 白馬村は、いわゆる三位一体の改革が行われた際、緊急事態に対し、1年で1億円の基金を取り崩したと聞いております。また、この緊急事態に対応すべく行財政改革プランを策定し、全庁を挙げて経費削減や事業見直しを行い、財政の健全化に取り組み、その結果、ここ数年その成果が数字にあらわれてきているものと認識しております。

また、ほぼ時期を同じくして、白馬村第4次総合計画が策定されました。これは長期的な見通しのもとに、村の政策目標としての将来像を掲げ、目標達成のための施策の対向を明らかにするもので、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度としています。そのための基本計画は10年間の基本構想をもとに、前期5カ年、後期5カ年の計画を策定するものですが、本年度は平成27年度を目標年度とする後期5カ年計画が策定され、スタートしたところです。また、この基本計画を実現するために、毎年度ローリング方式により、3年間の実施計画が策定されています。少ない財源を有効的に活用し、活性化に寄与していくために、今まで以上に財政運営の効率化、健全化が求められると思います。

そこで、第4次総合計画を基本とする中で、人口減少や地方交付税の減額といった課題を踏まえて新しい財政計画を策定し、白馬村のさらなる発展のための基盤づくりに取り組むべきではないかと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

(3) 平成22年度一般会計特別会計の成果説明書によりますと、地方交付税について、次のように書かれています。「普通交付税の決算額は14億6,500万円で、前年度比5,700万円、4.1%の増となりました。交付額を算定した総額、普通交付税と臨時財政対策債を足したのですが、1億5,100万円ほど増加しましたが、臨時財政対策債への配分の方が大きくなる(9,400万円増)という結果となりました。」とあり、臨時財政対策債が増額となっています。小冊子、「市町村議員のためのわかりやすい地方交付税」、月刊「地方議会人」の別冊によると、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法を見直して、財政力の弱い自治体には優位に変わってきたとあります。

しかし、臨時財政対策債は国の地方財政対策において財源不足を補てんするために講じられた措置であり、いわば地方交付税の収入不足を補うための苦肉の策といえます。有利であるとはいえ、地方交付税の先行きが不透明な状況下で、過度に依存することは、財政健全化の観点からは問題が多いと思いますが、この点について財政運営上どのようにお考えですか、お伺いいたします。

(4) 財政健全化の基本は、入りをはかつて出づるを制すということですが、1円でも多くの財源を確保することと、むだを省き、その財源を有効活用することに尽きると思います。

しかし、緊縮予算ばかりを続けてさらに経済が悪化し、縮小再生産に陥ることは避けなければなりません。そして、住民が本当に必要とする事業に投資し、安全・安心で住みやすい地域づくりをしていかなければなりません。白馬村発展のための将来計画や村民の要望を実現するためには、いわゆる投資的事業を実施することが必要となる場合が多くあります。

臨時的財源の活用に過度に頼るのではなく、財政健全化を進めながら、さらなる地域の活性化に向けた投資的事業をどう実現していくべきか、お考えを伺います。

議長(下川正剛君) 答弁を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 松沢議員から、人口減少と財政計画について、4項目にわたりお尋ねをいただいております。それぞれ関連がございます。順を追って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、人口の減少が地方交付税に与える影響についてお答えをいたします。

ご存じのとおり、地方交付税は人口10万人を標準規模として行政経費を算定し、各市町村の規模にあわせて補正を行って算定をしております。各種行政事務の算定がありますが、その中で人口を算定基礎にする場合は、国勢調査人口で算定がなされております。平成22年度の交付税算定までは、平成17年度国勢調査人口9,500人が使用されておりました。平成23年度の交付税算定では、22年度の国勢調査人口9,207人が使用されております。人口基礎ベースに

算定では減額算定となりますが、その他の算定基礎などもあり、普通交付税の総額ベースでは単純に減額とはなりません。今後5年間は、この22年度の国勢調査人口を使用するため、ここ数年に限っては、現在の住民基本台帳の人口の減少が交付税に及ぼす影響は、それほど大きいものではないと推測をしております。

次に、財政計画についてであります。第4次総合計画の財政推計においては、税金、交付税等の国からの依存財源などは減少傾向で推計をしておりますので、改めて財政推計を行う考えは、今のところ持っていない状況であります。

臨時財政対策債のご質問ですが、臨時財政対策債は通常の地方債と違い、地方交付税の交付にかえて地方債の発行額が配分されるものであり、財源としては一般財源扱いされるものであります。その配分額の元利償還金に当たる金額は、後年度の普通交付税に算入され、臨時財政対策債の新規発行により、地方の財政状況に悪影響を及ぼさないように配慮がなされているものであります。配分されている金額は、地方自治体が地方債として発行する限度額でありますので、実際の発行については地方自治体の裁量にゆだねられております。

白馬村では財政状況を検討し、毎年度、限度額までの地方債発行を行っております。後年度に元利償還金が交付税措置されるとはいえ、公債費として支出は伴いますので、公債費の削減という観点からは、財政状況が許せば限度額まで新規発行をしない方向も検討をしていきたいと考えております。それについても、財政の健全化が第一であろうと考えているところでございます。

次に、健全化と投資的事業のバランスについてのご質問にお答えをいたします。

白馬村では五輪施設等の集中先行投資により、公債費負担が増加をし、公債費負担適正化計画に沿って、公債費の縮減に努めているところであります。

平成22年度の決算数値では、実質公債費比率は19.2%となり、計画どおり公債費負担は減少してきております。ちなみに、単年度で見ますと、22年度は16%となっているところでございます。公債費がピークにあった平成11年度には15億ほどでありましたが、平成22年度では7億6,000万ほどに減少しており、今後の新規発行を考慮しても、平成27年度には6億円台に減少する見込みとなっております。

地域活性化のために、投資的事業をいかに実現していくかとのことではありますが、財政推計では、税金や国からの依存財源も減少傾向でありますので、第4次総合計画を基本とし、実施計画や地域懇談会の意見を参考にすることで、投資金額が単年度で大きな負担とならないように、有利な補助事業や起債事業、また特定目的基金などを活用し、財政の健全化を堅持しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、人口減少と財政計画についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 白馬村ではオリンピックがありまして、特に公債費的な負担が大きくて、

それにつきまして公債費削減計画、あるいは財政健全化計画等で実行してきました、今の財政内容になっているわけだと思いますけれども、そういう中で、やはり財政計画というものを長期的な視野で持っているということは、大事なことではないかと思っております。

何年か前の合併問題のころには、起債の償還がある程度進むまでは忍耐が必要だけれども、計画に従って償還が進めば、平成23年度あたりから苦しいところは過ぎるというようなことを聞いておりましたが、今年がまさに、そういうところに差しかかっているわけですが、そういう中で、村長の議会の開会のごあいさつの中にもありましたけれども、財政の健全化については一定のめどがついたというようなお話でございました。

決算特別委員会の中で私どもに渡された資料の中に、いろいろな数字があるわけですが、その中で元利償還金の額とか、あるいは標準税収入額等は、それほど変わっていないんですけれども、臨時財政対策債の発行可能額というのは、結構増えているような状況があります。こういうようなことを考えながら、先ほど来の投資的な予算をどういうふうに行うかというようにあるかと思っておりますけれども、そういうことを考えるにつけても、やはり長期的な視野に立った財政計画というようなものは必要になってくるのではないかと思いますので、その点もう一度お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。今、議員ご指摘のように、オリンピック開催時は世紀の大イベントというようなことで、相当な出費となり、それが負担となって、今まで行政にかかわるものも大分苦勞をしてきたわけでありましたが、当時のことを考えれば、やむを得ないことだったというふうにも推測をしておりますが、そうした事情を受けて、ここ数年、予算編成に当たってはマイナスシーリング、さらにはゼロシーリングというようなことで、正直なところ地域要望等もさることながら、大きな事業も実現できてこなかったわけでありましたが、国の、前の自民党麻生政権のときの緊急経済対策、さらには民主党政権になってからの、きめ細かな事業等の補助事業が創設されたことにより、ご存じのように白馬村の財政状況も、ある程度ゆとりを持てるようになってまいりました。

全体的に見ますと、基金と言われるものの総額も、22年度決算では13億を超える額になり、厳しいときの倍に近い数字になったということは、国の補助事業のおかげと同時に、税収等による増が、この財政内容を大きく変えたものと、こんなふうには思っております。

オリンピック関連にかかわる返済についても、25年度の1,000万を割る金額で、全体とすればささいな金額で、すべてを終了することになるわけでありまして、そういった点ではほっとしていると同時に、その補助事業が導入されたことによって、21年度から22年度にかけては、私が就任して以来、地域の要望にも相当こたえてきたつもりではありますが、まだまだ完全とは言えない状況でありますので、24年度に向けての予算編成に当たっては、地域の要望等

もさらに聞くことのできるような予算編成、そしてまた5年、10年の長期展望によった大きな投資等についても慎重に健全財政を大前提としながらも、地域の活性化に役立つ事業の導入に向けては積極的に取り組んでいきたいと、こういうふうに思っているところであります。以上です。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 財政計画につきましては、おおむね計画どおりに進んでおることから、先ほどの答弁の中では、今のところはそういう計画はないというお答えを村長がしたところでありまして、この後、急に税収が非常に少なくなるとか、今ある東日本大震災の影響で交付税が少なくなるとか、そういう事態も当然考えられるわけでありまして、そういうことがあった場合にも対応できるように、3カ年を見据えた財政ローリングというのを、事業計画と同時に毎年行っておりますので、必要が生じれば、当然、松沢議員ご指摘のように財政計画をローリングをしてまいりたいと、そのように考えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。

第12番（松沢貞一君） ただいまの答弁ですが、今、財政の健全化に向かひまして、例えば実質公債費比率ですけれども、平成20年度で21.9、平成21年度で19.7、平成22年度16.0というような数字がありまして、3年間の実質公債費比率の3年間の平均が19.2というようなことで、これも基準とされています起債の許可団体から協議団体への数字であります、18という数字があるんですが、それも近々達成できるというような見込みになっておりまして、非常に財政健全化という面では実行されているというふうに思っておりますが、先ほど話がありましたとおり、この東日本大震災の復旧への予算の増額というようなことで、交付税の減少というようなことも想像されますし、また、この世界的な不況の関係等いろいろありますので、そういった意味では、その都度の臨機応変的な対策が必要かと思っておりますが、そういうところを今後、何といたしますか、十分対策を考えながら進んでいっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。2番として観光振興策についてでございます。

今年、まず1番として、観光大使の起用についてということでございますが、今年の5月に議会と観光局のあり方を考える会の方々との懇談会を開き、意見交換をしましたが、その際、白馬は自分たちが思っているほど知名度は高くないという意見がありました。白馬の知名度については、同様の話を何年も前から聞いていますし、自分自身でも体験したり、感じたりしたこともあります。

また、長野オリンピックから13年が経過し、今や白馬村の中でも、白馬村で冬季オリンピックが行われたことを知らない子どももいるという話も聞いております。スキー業界が華やかになりしころから時間がたちまして、時代が変わったことを痛感させられます。日本じゅうの観光地が、特に地方においては、長引く景気低迷や観光客の減少により、大変厳しい経済環境が続いており、生き残りをかけて誘客に努めています。

白馬村も例外ではなく、観光局を中心として官民一体となり、1人でも多くの観光客においていただくために、さまざまな事業を展開しているところであります。そのような状況の中で、白馬村としての知名度を上げるために、余りお金もかからず、今すぐにも実行できるのが観光大使の起用ではないかと思えます。白馬村に關係する有名人や、白馬村が好きで熱心に支援してくれる人に観光大使を依頼し、白馬村の知名度を上げるために活動していただくという方法はどうか。

例えば、山岳写真家の菊池哲男さんという人がいます。この人は高校時代から30年以上も白馬に入れ込んでいる人で、山岳写真家として今や知名度もあり、ファンが多い実力派の人です。先日、白馬岳の3冊目の写真集「白馬岳 自然の息吹き」という本を山と溪谷社から出版し、そのお祝いの会が東京であり、私と篠崎観光局長が出席いたしました。7月24日の信濃毎日新聞の書評欄にも取り上げられています。2007年9月には和田野に作品を常時常設展示する菊池哲男山岳フォトアートギャラリーをオープンし、通年開店しております。白馬村とは大変かかわりの深い人であり、白馬村を何とかしなくてはと常に話をしている人で、観光大使にはうってつけの人ではないかと思えます。

このような人は、ほかにも大勢いるかと思えますが、特に大きな資金がいるわけでもなく、すぐにもできることではないかと思えます。行政としての支援を含め、村長のお考えをお伺いいたします。

2、冬季シーズンの誘客対策について。

オーストラリアを中心として、冬季シーズンのインバウンドの観光客、スキー客は関係各位のご尽力により年々増加してきたわけですが、3月11日の東日本大震災津波による福島原発事故の放射能汚染により一気に引いてしまいました。その上に過去最高の円高が重なり、この冬はインバウンドの観光客は激減するのではないかと懸念されています。50%減少とか七十、八十%減少とか言われていますが、相当の落ち込みは覚悟しなくてはならないと思えます。予想される減収分を少しでも補うために、冬季シーズンに向けてどのような誘客対策を講じるのか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員、2つ目のご質問であります観光政策について、観光大使の起用についてのお尋ねであります。

議員おっしゃられたとおり、この白馬村の認知度は大変低いということは、皆様方にかねがね申し上げてきたところでございます。この辺のところは、お互いに白馬村民みんなが認識をしながら、観光立村白馬村の再構築に取り組んでいかなければと言うと同時に、観光大使のような人を村の看板としてお願いをしていくことも重要だと考えて、かねがねいろいろ案も練ったところでございます。

そうした中で、今日、松沢議員からご質問をいただいたわけでありますけれども、観光大使は観光のPRや村のイメージアップを図るために、ゆかりのある芸能人、有名人、マスコットやイメージキャラクターなどを委嘱することは多いようであり、全国的に多くの自治体や団体でも、実質実施しているようであります。

白馬村でもゆかりのある方々が各分野で活躍をされておりますので、有名な方々に村の観光やイメージアップにかかわっていただければ効果的であり、かつ有効な手だてとなるものと思っております、松沢議員と意を同じくするところでございます。

村では、観光大使の委嘱までは現在してはおりませんが、上村愛子選手など各種イベントなどに参加をいただいているのが現状でありますし、また観光ファンや、一般住民を対象としたふるさと大使などについても行われているところでありますので、村にもふるさと応援し隊などの組織もありますので、それらも含めながら検討をしてみたいと思いますので、議員各位からも、また提案、ご提言をいただければありがたいと、このように思っているところでございます。

前段で申し上げました、白馬村の認知度がどんな位置にあるかと、こういう調査も、民間調査団体でありますブランド総合研究所というところから、この調査をして、上位100市町村が発表をされております。このブランド総合研究所というのは地域ブランド、企業ブランドの研究とコンサルティングを行う専門企業であります。その調査によりますと、白馬村のブランドとしての位置づけは、全国で本年度は88番目ということであります。それでその魅力度については、20.9%ということであります。ちなみに軽井沢町が14位、それから安曇野市が56位であります。この安曇野市などは「おひさま」等テレビドラマ、さらには「岳」などの山岳映画等で非常に認知度も高まったのかなあと思うと同時に、やはりこうした表に出る売り方というもの、今後、白馬村としても対策を考えていかなければいけない。その一翼をこういう観光大使等の起用で担っていくことも大事なことで、このように考えておりますので、村としても、局としても前向きに考えてまいりたいと、このように考えております。以上です。

すみません、2番目の冬季シーズンの誘客対策について、答弁漏れをしてしまいました。改めてお答えをさせていただきます。

本年3月に発生をした福島原発事故及び超円高により、外国から訪れるお客様への影響は、白馬村のみならず海外からの誘客を推進している方々も含め、大変大きな懸念材料となっております。原発事故に関しましては、徐々にではありますが、その影響は少なくなってきていると、このように考えておりますが、加えての超円高につきましては、大変懸念をすべき状態であろうかと、このように思っております。

白馬村観光局では、本年度から新たにJNTO、日本政府観光局の会員となり、JNTOが主催するキャンペーン等に参加をし、セールスを展開するとともに、JNTOの海外事務所からの情報を得て、的確なマーケティングをしていきたいと考えております。

また、本年は長野県スキー発祥100周年という節目の年であり、次の100年に向けたスノーリゾート構築を目的化した組織である、スノーリゾート信州プロモーション委員会を長野県が立ち上げ、スキー発祥100周年関連事業、スキー人口拡大事業等を展開することとなっております。プロモーション委員会では、国内向け事業のほかに、インバウンド事業として、海外での商談会等の開催、海外メディア招聘による情報発信、留学生モニターツアーによる情報発信といった事業を展開をし、誘客に努める計画であります。

白馬村としましては、観光局とともに長野県及び索道事業者を初めとする関係団体と事業推進を行い、誘客に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、冬季誘客対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 観光大使のことですけれども、通常、今は観光大使というようなことが各地で行われているわけですけれども、有名人とか、芸能人の有名な人とかを頼むようなこともあります。ふるさと大使というようなことで、地元の熱心な人とか、あるいはその地域を応援してくれるような人たちを頼む場合もありますが、こういった人たちのある意味で、その地道なといいますか、そういった活動というのが、非常に重要な面がありますので、名前はともかく、ぜひそういった人たちの活用を考えていくことが必要ではないかというふうに思っております。

また、安曇野市はかつて穂高町だったときに、何年前ですけれども、映画監督の篠田正浩さんと岩下志麻さんの夫婦を観光大使に任命して、かなりマスコミの注目を浴びたようなこともありますし、今、先ほど村長のお話にもありましたように、NHKの「おひさま」でかなり脚光を浴びて、名前が全国銘柄になっているというようなこともあります。

白馬村もスキー関係を中心に、そういった意味では全国的な銘柄にはなっているかと思いますが、そういう中で知名度として少し落ちているような状況もありますので、ぜひこういった点を、ファンとか支援してくれる人たちの活用というようなものを考えていただきたいと思います。

それから、この冬の誘客対策ですけれども、スキーが伝わって、昨年新潟の高田に伝わりまして100年、今年長野県に伝わって100年というようなことで、スキー関係はそういったことで100周年をタイトルにして、いろいろな事業等を考えているところでございます。

長野県としても、先ほど話がありましたとおり、信州プロモーション委員会等を立ち上げて、この冬のスキーシーズンの誘客に向けて、いろいろな企画をしているところでございます。

したがって白馬村でも、こういうことを利用しながら、どのような層、どのようなターゲットというようなことを考えながら、誘客をしていただきたいと思います。観光局の方では、いろいろと対策、あるいはイベント、それから誘客のためのキャンペーン等々を考えているようですけれども、白馬村としてもバックアップをしていただきたいと思います。

また、先ほど前の質問にもありましたけれども、白馬村だけではなくて大町市、小谷村等広域

的な面も必要かと思いますが、そういった面で白馬村として他の市村への誘客の呼びかけ等も行っていたきたいと思います。広域的な面ではどのようなことが考えられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） それでは、松沢議員のご質問でございますが、先ほど長野県の今回スノーリゾート信州、こちらの関係につきましては、白馬村、それから白馬村観光局も入って、県全体で誘客に努めてまいるということで展開をしていきたいというものでございまして、その中でございますが、子どもたちを中心としましての、スノースポーツの人口の増加をねらったもの。それから学生からシニアまで含めて、世界に通用する長野のブランドの、いわゆるスキーのブランドとしての確立をしてまいるための展開をしていく。そのような中で、スキー場に行きたくなるようなイベントを展開をしていくような、そんな企画。

それから、先ほども話が出ておりますインバウンドの取り組みとしまして、アジア圏を中心に招聘していく、そんなような内容のもの等を計画をしていくような、今、段取りで進めていくということになっております。

それから大町市、それから白馬、小谷、こちらの3市村の協議会の方でも、JR関係を中心としましての誘客に、村の方では努めてまいると、そんな形で進めておりますので、よろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありますか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 小谷村にも小谷村観光連盟がありますし、大町市は大町市観光協会というのがありますが、それぞれ個々の誘客対策等は、かなりそれぞれの地域で一生懸命やっているところですけども、ぜひ広域的なことにつきましても、一緒になって誘客対策をしていただくように、今度ともお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第12番松沢貞一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番田中榮一です。東北、栄村の震災から半年、8万人を超える多くの方々がまだ避難生活を強いられておりますし、また福島第一原子力発電所事故関連の方々は帰宅のめどすら立っていません。中にはふるさとを捨てなければならないような人もいらっしゃいます。東日本大震災復興の日はいつやってくるのでしょうか。一日も早く穏やかな日常生活が東北地方や栄村の人々に戻りますように、心から願うものであります。

今回も、3つの質問を用意をいたしました。地域高規格道路について。それから、生活環境整備について。それから、防災計画についてであります。

初めに、地域高規格道路について、村長に伺います。

長野県建設部は、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路について、このほど長野道を豊科インター北の光付近で分岐し、Aルート、Bルートで現道の高瀬川右岸道路に接続する2つの概略ルート案を示されました。この案について、県民からの意見、提案を募集し、道路実現に向けて具体的な調査や検討を進めていくとしております。

そこで、白馬村としても早急に検討委員会を立ち上げ、概略ルート案を村民に示し、村民からの意見、提案をいただきながら、県建設部と連携をとり、進めていくべきと考えますけれども、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から3つのご質問をいただいております。

まず最初に、地域高規格道路についてお答えを申し上げます。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の安曇野地域の概略ルート案につきましては、議員おっしゃるとおり、長野県は去る7月の21日に公表をし、現在、地元の安曇野市において住民説明会が開催がされ、意見集約が行われているとともに、県のホームページ等でパブリックコメントの募集が、今月末まで行われております。

安曇野地域のルートが決定されますと、いよいよ大北地域に入ってくることとなります。大北地域の取り組みとしては、大北5市町村の道路推進に対する考え方や、県への要望内容等を統一していく必要があるため、2名の地元県会議員と5市町村長、各市町村担当で定期的に集まり、検討会や勉強会を行ってきております。このほど現時点での大北地域の要望をまとめ、明日16日に長野県建設部と長野県議会に提出をすることとしております。

大北地域の要望としては、小谷村雨中地区の早期工事着手、河川沿いについては、高水域等を道路としての活用をすることによる建物移転の回避、大北地域の各市街地の調査、検討区間の早期ルート定着についてであります。

白馬村内ルートについては、白馬商工会が村内全区長と各種団体に組織した、松本糸魚川連絡道路建設促進白馬村実行委員会において意見集約した結果のルート案を、平成22年に村に要望書として提出をいただいております。この要望書を大町建設事務所にも届けてあるところであります。

その中で長野県が言うところの村内のバイパス案を含め、さらなる調査検討を行う区間については、姫川沿いの東ルート案を提示していただいておりますが、このルート案については、今後の参考にさせていただきたいという考えでおります。今後につきましては、大北5市町村で足並みをそろえる形で、村内ルート検討委員会等を再度設置をして、県とも連携をしながらルートの定着を推進してまいりたいと考えておりますので、また議員各位のご協力もお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 今、答弁をいただきました中で、私も住民の方々に、行政に聞きたいことは何かというようなことをよく聞くんですけども、やはり今行政に一番聞きたいことは、何と言っても松糸道路はどうなっているというようなところがすぐ返ってきて、2番目はごみの問題とか、そういうのが出てくるんですけども、とにかく村民は、本当に注目していることだというように思います。

総合計画の中にも、村民の悲願の道路と書かれておりますし、今まで行政側も費用対効果というところも十分検証してきているというように思います。明日、村長が大北地域をまとめて報告をするというふうなお返事をいただいたんですけども、やはり今、村民が一番知りたいというところは、さっき検討委員会を立ち上げるというふうにおっしゃったんですけども、やはり、いつ立ち上げるのかっていう、そういうところをどうしても聞きたい。来年になるのか、再来年になるのかっていうことになると思うんですけども。やはり日にちといいますか、期日といいますか、そのところを、いつから始めるというところをきちっとこう表明していただくのが、村民に対しても誠意を見せるところではないかなというように思いますが、どんなものでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。田中議員言われることは、よくわかりますけれども、検討委員会でルート決定をする権限を持っているわけではありません。やはり今、仮称であります豊科北インター周辺の整備に向けて、県も取り組んでいるところでありますけれども、この検討委員会を立ち上げて何をやるかということになれば、今までの経過をきちっと聞くと同時に、村民の要望をもう一度上へ上げていくということになるかと思えます。そうしたことをすることにより、工事着手等が早まる1つのきっかけになってくれればありがたいというふうに思っているところでございます。当然、こうした委員会には、大町建設事務所の意向も聞きながら、やはり正確な情報と、今後のあり方を再度検証、検討していくことが大事だと思っております。

そういうことから、この検討会については来年ということではなくて、本年度中にも、早い時期に何とかつくっていききたいと。従前の検討委員会がまだ解散されているわけではありませんので、その辺の整合性も図りながら検討はしていきたいと。そして継続をするのであれば、その会を生かしながら、早い時期に再度、早期着手についての要望の声を大きくしていくことが大事ではないかなと、こんなふうに思っております。

ただ心配されることは、県の県単工事といえども、やはりその大方は、国からの補助に頼るところになりますので、東日本の復旧復興に向けての財源確保がままならない状況の中で、その辺のところはどんな影響を及ぼしてくるのか、今、私どもにはちょっと想定がつかないところでありますけれども、そういうことはそういうこととして、この大北地域の要望として、少なくとも白馬村の要望だけでも、きちっと届けていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） やはり、県が示したAルート、Bルートというような概略案というものが示されておりますし、白馬村としても、やはり一本に絞るということではなくて、Aルート、Bルート、Cルートでもいいんですけれども、やはり概略のやっぱりルートっていうのを、ある程度早目に示して、住民の方々に提案とか、そういうものをですね、県と同じようにお聞きをするということが、今後大事じゃないかなというように思うわけでありまして。

じゃあ次に移ります。次に、環境整備についてお伺いをいたします。

福島原発事故後の節電意識の高まりから、全国的に防犯灯を長寿命で消費電力が少ない発光ダイオード、いわゆるLEDに切りかえる動きが加速しております。白馬村内の防犯灯設置については、各区に補助金を出して任せているのが現状でありますけれども、防災、防犯、交通安全、環境の面からも切りかえが必要ではないのかなというように私は考えます。

質問でありますけれども、今補助金を出していただいているんですけど、その補助金を増額をいたしまして、積極的にLEDに切りかえを促す考えがあるのかどうか。

それから、2つ目として、国道148号線歩道にある、道路にある防犯灯については、村の事業で設置したらどうかというように考えますが、どんなものでしょうか。村長に伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります、生活環境整備についてのお尋ねにお答えをいたします。

1つ目の、LED切りかえについてのご質問でございます。このLEDの照明につきましては、その特徴として長寿命、高信頼性と低消費電力、低発熱性を備え、一度設置すれば交換の手間が省け、供給される電力の多くが発光に使われ、発光効率が高いため、従来の照明に比べ必要な電力が少なく済むという、まさに省エネ、日本全体が節電に取り組む今、大変時宜に即したものであると認識しております。

また、新聞報道によりますと、国の3次補正にもLED電球などの省エネ製品の復旧を促すための省エネポイント導入が検討されているとのことで、その動向を注視をしているところでございます。

村としても、この東日本の震災が起こる前から、こうしたLED照明にかえたらどうかというようなことを考え、まずそれをやるには、公共施設に導入したらどうかというようなことを想定し、この庁舎に、LEDに切りかえたときの経費を見積もった経緯がございます。そのときの結果として500万円余りにもなり、大変高額になるということから、その時を含め慎重にならざるを得ないなという状況でございました。

そこで今、防犯灯のLED切りかえに補助金増額の考えはないかとお尋ねであります。各地区が管理をしています防犯灯を、地区の判断で切りかえることには全く異存はなく、積極的に

検討をいただきたいと思っております。そこで従来の補助制度では電球だけの購入は対象外としておりましたけれども、LEDへの切りかえのための購入等については、補助対象としていく方向で検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

ただ、各地区からどの程度の要望があるか不明でもありますので、現行の補助率、上限額は当面据え置きで対応をしてみたいと、このように考えているところでございます。

次に、国道148号線の道路防犯灯についてのお尋ねでございます。現在、国道148号線には長野県が設置、管理している街路灯が93基ございます。街路灯は歩道を歩行者が安全に通行するための道路照明施設でございます。防犯を目的に街路灯を設置するのであれば、設置する道路数と管理の面から、長野県に設置していただくのがよろしいかと思っております。

村に必要な箇所を調査して、県に設置の要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 今、村はですね、各区に対して、この防犯灯のその補助金ですけれども、10万円を上限として、街灯整備に3分の1の補助金を出しているわけでありまして。

昨年度は、22年度の決算によりまして、使われたのが行政区29のうちの7件であったということで、今年は今のところどうだと、ちょっと係の方に聞いたんですけども、4件か5件ほどではないかというようなことが、答えが返ってまいりました。

この白馬村の行政区が29あるうちに、その区の数からして、本当にこれは少ないのではないかとこのように思いますし、区の役員の方々が、街灯整備は一応終わっていると、そういうように判断をしているのか、やり方、やりたいが金額に問題があるのか、やはりこのことは総務課の方できちっと調べる必要があるのではないかとこのように私は思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 田中議員さんのご質問でありますけれども、具体的な調査をしたことはございません。ただ、私見になりますけれども、いろいろ集落によって電球でやっているところ、あるいは水銀灯でやっているところ、はたまた今言うようなLEDに切りかえているところ、いろいろあると思います。

ただ、今まで集落懇談会等で出てきた問題で多いのは、集落と集落のつなぎ目、どちらの集落の管理になるのかわからないというようなところの防犯灯の設置が、非常に要望はされているけれどもうまくいっていないという状況でございます。

各集落の要望が出てきているところは、新たに新設するというか、新しいものにかえていくという要望が多い状況だということに私は認識をしております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 先ほど村長の答弁にありましたように、やはりLEDに切りかえていくことによって、本当にこのメリットが大きいというようなところを答弁をいただいたんですけれども、私は本当にそう思うわけです。

もっと詳しく言いますと、もう10年、LEDに切りかえて、電球などとか蛍光灯など10年以上使えて、消費電力は蛍光管や白熱灯の3分の1であると。それから二酸化炭素の排出量の削減にもつながるといいますし、高齢化や電球や蛍光管の交換などの維持管理が難しい区なんかは、非常にこれ助かるというように思います。先ほど電球とか蛍光管の方にも、まあどうにかしたいということで、非常にいい答弁をいただいたんですけれども、まさに各区で払っている防犯灯の電気料金というものは、削減につながっていくのではないかとこのように思います。

もう少し踏み込んでですが、信号機や横断歩道など、大きな水銀灯はともかくとしても、やはりもっと言えば、5年くらいですべての村内の街灯をですね、本当にLEDに切りかえていくんだというような強いお気持ちを持たれたらどうかというように思うんですけれども、その点はどうですかね。

それで私はですね、何度か国道を歩いて、まあ白馬町から飯田まで歩いていくことがあるんですけど、決して足元は明るいとは言えません。時間帯にもよりますけれども、走っている方や歩いている方、通学の生徒や学生、時には旅行者と思われる外国の方などが、本当に歩いたり走ったりしているのが見受けられます。

沿線で管理している防犯灯の数は、やはり不足しているのではないかと。例えば深空の方へ歩いて行きますと、電柱、そうですね、3本に対して1つというような間隔で街灯があるんですけれども、やはり電柱1つ1つに同じような街灯を設置していくと、非常にその道路が明るくなるのではないかと。非常に夜いろいろな歩いている人たちに、いい道を与えるというように思いますので、ぜひ国道の方は、まず村としていろんなアピールをする意味で、どうにか頑張ってやっていただきたいなあというように思うわけです。その点。

そういう意味で、国道をですね、ぜひ明るくするという事は、観光客のお客様にしても、白馬に入った瞬間に、非常に明るい、それで防犯にも注意をしている、観光にも注意をしている、そういうイメージというのは、非常に観光地としてはいいアピールができるのではないかとこのように思いますが、その点どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。田中議員がおっしゃられることは、まさにそのとおりであり、そうできれば大変簡単なことでありますけれども、1つちょっと参考までにお話を申し上げますけれども、この街路灯と防犯灯を兼ねながらというようなことに関して、前の何日前ですかね、千国北城線のあの暗い中へ、防犯灯を兼ねた街路灯の要望等も出ました。県の方へもその要望をしたところでありまして、県の事業としては無理だということでお断り

をされた経緯がございます。そうした経緯がありますけれども、今回このLEDの問題については、一つまた違った意味で転機になっているのかなと思っておりますので、上へはつなげて要望を上げていきたいと、こんなふうに思っております。

そして、また省エネとか、エコポイントという点で考えた場合には、やはり公共施設としてではなくて、やはり各お宅、個人個人もやっぱりそういう認識に立つことも大事なことでないかなあと、こんなふうに思っております。

地域については、先ほどお話ありましたように、本来29地区、地域と地域を結ぶ間の暗いところをどうするかというような問題についても、必要だとか、要らないという地域もございます。そうしたことも過去の経緯の中にはありますので、これから始まる、また地域懇談会等において、その実情を把握しながら、村の方針を固めていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 私はですね、なぜこのような質問をしたかと申しますと、国難とも言える大震災が起こって、国政も今は正常に機能しているというような状態ではないというように思います。白馬村として、先ほど同僚議員が言いましたように、9,000人を切ったこの小さな村として、国の復興再建にどう向き合っていくのか。そして率先、実行して、国のつくり直しにどうこの村として参加していくのか。そういうことがやはり問われているのではないかとこのように僕は思います。

まずは、やはりスピード感をもってできること、それがこのLED化だというように私は考えるわけです。先ほど村長がおっしゃいましたように、エコに対して家庭もやはり取り組んでいかなければいけないというようにおっしゃってございましたけれども、やはりそのエコに対する取り組みっていうものは、白馬村は積極的に今進めております。ごみの問題もそうですし、エコツーリズム、エコの観光を目指していると。やはりそういうことも含めて、やはり一石二鳥の施策ではないかというように思うわけです。だから、「がんばろう日本」の施策として、来年度からぜひこのことを取り組んでいただきたいなあというように思います。

次の質問に移ります。前回の定例会にもお聞きしましたが、防災計画について伺います。

またまた大きな災害が発生をいたしました。台風12号は紀伊半島に上陸し、和歌山、奈良県に大きなつめあとを残しました。被災された方に何とお悔やみの言葉をおかけしていいのかわかりません。日本列島は安全なところが本当にあるのでしょうか。

この台風12号により、和歌山県では岩盤から崩れる深層崩壊が起き、被害を広げた可能性が指摘されております。国土交通省の資料によりますと、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域に、北アルプス一帯も示されておりました。この前、小谷で行われました稗田山100周年の会がありましたけれども、あの100年前の小谷稗田山崩れも、今回の台風12号のような豪雨により

崩壊したものと思われます。

繰り返して起こる災害に備えるために、村長は今定例会招集あいさつの中で、「避難誘導を図る基本的な体制づくりが大切。」と述べられておりました。いつどのような形で取り組むのか、村長に伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります、防災計画についてお答えをさせていただきます。

避難誘導を図る基本的な体制づくりについてのお尋ねについては、平成22年8月に国土交通省が発表しました深層崩壊推定頻度マップでは、過去の事例から得られた情報をもとに、深層崩壊の相対的な発生頻度が推定をされているところであります。このマップを見ると、確かに北アルプス一帯は発生頻度が特に高いと色分けされていますが、国土交通省の資料にもありますように、この結果は簡易な調査によるもので、各地域の危険度を示す精度のものではございません。国土交通省では発生頻度が特に高いと推定される地域において、より詳細な調査を進めているそうですので、その結果を注視してまいりたいと考えていると同時に、今、議員ご指摘の、この精度は低くても発生頻度が高いという事実は、認識として持って対応をしていかなければいけないと、このように考えているところでございます。

ご質問の、避難誘導を図る基本的な体制づくりについてお答えをいたします。

緊急時の避難誘導は、地域の消防団や自主防災組織の皆さんに担っていただくこととなります。避難誘導は住民の生活に関する情報、道路や水路の状況などのきめ細やかな情報に基づいて、適切かつ確実に行わなければなりません。

平成22年度から、地区別に災害時住民支え合いマップの作成に取り組んでいただいておりますが、このマップは地域の皆さんが避難誘導を行う上で重要なアイテムであると同時に、その作成過程には、共助の意識や地域の防災力を向上させようというねらいもございます。地域においては、このマップの整備、活用を通じて、情報伝達体制や避難誘導、支援体制の整備を進めて、推進していただきたいと考えているところであります。

災害時住民支え合いマップづくりは、どちらかという地域が主体となって取り組んでいただく事業ですので、村として取り組んでいる事業につきましては、引き続きご説明をさせていただきます。

まず、避難行動については、災害が発生するまでに避難を完了することが原則であり、事態の進行や状況に応じて、適切な避難行動をとることが必要であると考えております。住民の確実な避難には、適時、適切な避難情報が必要でございます。避難行動における住民の安全確保には、品難路の状況把握と伝達、危険個所を避けた避難路の選択が必要でございます。

避難情報に関することについては、平成23年1月に定めた避難情報にかかわる発令の判断基準の中で、適切なタイミングで適当な地域に避難情報を発令すること。避難準備情報、避難勧告、

避難指示、それぞれの発令基準と住民に求める行動、住民に伝達すべき項目と伝達文案、伝達手段などを定めております。

特に、住民への情報伝達手段については、これまでの豪雨災害の事例から、迅速性においても最も優位である同報系防災行政無線を主要な手段として、情報の種類や地域特性に応じて、戸だたき訪問や、広報車によるアナウンスなどを組み合わせることで、より確実性を高めることとしております。

台風12号が猛威を振るう中、ある町では災害対策本部と地区を結ぶ連絡手段のすべてが絶たれたために、避難勧告の発令を断念したとの報道も承知しておりますので、この事例を教訓に、白馬村では、まずは孤立の可能性が高い山間集落を中心に、新たな衛星携帯電話を配備することを計画をいたしました。

避難路に関することとしましては、本年度から5カ年計画で、村内避難所への案内看板の設置の計画をしております。本年度は7カ所への設置を予定しており、その設置費用は、本議会の議案として上程している補正予算案に盛り込んでいるところであります。加えて、指定避難所や危険箇所などを記したマップに、災害に対する備えを記事として加えた、防災ガイドブックの作成にも着手をいたします。こうした取り組みによって、いざというときの避難に備えるとともに、避難行動における住民の安全確保に結びつけてまいりたいと考えております。

最後に、災害が発生し、真に切迫した状況では、生命を守る最低限の避難行動を選択する判断力と行動力が、何よりも必要だと考えられます。災害による被害を最小限に抑えるために大切であるといわれる自助、共助、公助のうちの自助であります。そのためには、住民一人一人の災害対応力を高める必要がありますので、住民の防災意識や、知識を高める機会を提供していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で、防災計画についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 台風12号に襲われた地域にですね、避難勧告の数値を示されていなかったところが非常に悔やまれるというような報道がありました。私もちょっとこのところをよく理解はできないんですけども、避難勧告においてはA段階、B段階、C段階というか、そういう段階というのはやはりきちっと、やっぱりつくっておくことが大事だというような報道だというように思うんですけども、私もこの村の防災計画を見ても、避難勧告のところ、やはりそのところが、やはり欠けているのではないかというように思うわけです。

それで今、村長もおっしゃったことは、非常にいい答弁をいただいたんですけども、一番はもう災害が発生をする前に、いかにこう自分の身を守る、村民が自主的に行動を起こすかという、その指針といいますか、そういう数値っていうのが、やはり一番そのところが大事ではないかというように思うわけです。ここのところをきちっと白馬村として、村民に示していくというこ

とが大事なあとというように思うんですが、その点をお聞きをいたします。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 田中議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

平成21年の10月に村では、白馬村避難支援プラン全体計画というものをつくりまして、避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示、そういう先ほどご質問のあった一応内容をつくってあります。1つの例を申し上げますと、避難勧告であります。1時間の雨量が50ミリを超えて大雨警報が出されたら、そして地域からの情報で、擁壁や道路等にクラックが発生する等の前兆が見えたときに、避難勧告をかけるという形になっております。しかしながら、実際にはこの辺の判断基準が本当にすぐできるかというところ、非常に難しいところがございます。

それから、今現在の大雨警報の基準でございますけれども、白馬村に格子のメッシュを引きまして、50ミリを超えると大雨警報がどこでも出るようになっておりますので、極端なことを言いますと、山岳にうんと雨が降ると、白馬村に大雨警報が出ると。ですので、議員の皆さんもどうしてこんなに雨が少ないのに大雨警報が出てるんだやということもあったかと思っております。そんなことで、気象庁との話し合いの中で、来年からは平地、少なくともやっぱり住民生活に影響のある平地での雨量の50ミリを超えた場合に、大雨警報を出してもらおうような形に変えられないかというような話も進めております。

しかしながら、そうなっても、先ほど申し上げましたように、どうしても地域からの通報とか、川が非常にあふれて危ないとか、そういう通報を頼りにしながら、村の中で住民に対する避難情報、あるいは避難勧告というものを、精度のあるものをしっかりやっていきたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 国はですね、1961年に災害対策基本法をつくったわけです。国や自治体がリードしながら、設備、警報マニュアル、被害想定図などを整えて、これは本当に世界最高水準に達したというように、どっかの文書で私見たんですけども。しかし、それが住民たちを、極端なことを言えば過保護にいたしまして、次第に受け身や指示待ち、無防備になったんじゃないかと、このようにある大学の先生がおっしゃっていたわけです。

今、やはり東北の震災、それから台風12号ということで、白馬の村民も本当にこの大災害を目の当たりにしまして、求められているのは住民、先ほど何度も言っているんですけども、やっぱり求められているのは住民自身が自然に立ち向かい、主体的な姿勢で、つまり自分の命は自分で守るという原点にやはり戻らなければならないのではないかと、やはり村として、やはりその原点に戻ると、そういう防災教育っていうものを、積極的に取り入れてやっていかなければならないのではないかと、このように思います。

特に住民が、先ほど何度も申しますように、住民が自主避難の目安となるもの、そういうもの

を、こうでありますよというところを、子どもたちも含めて、防災教育をしていくということ、ぜひお願いをしたいというように思いますが、再度村長にお伺いをいたします。防災教育のところの。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。今、田中議員が言われた自助に当たる部分でありますけれども、東北で被災を受けられた地域にある小学校、中学校の生徒が、日ごろの訓練のおかげで、特別用事があって学校を休んでいた生徒は除いて、全員が避難をして助かったと。皮肉なことに休んでいた2人が亡くなったというような報道がたしかされていたと思います。そうしたことから、いかに事前の訓練が必要かということ、改めて感じさせられたと同時に、白馬村においても、そうした避難訓練は大事なことだと、こんなふうを考えておりますので、また教育委員会等とも話し合いをしながら、その辺の充実を図っていかなければいけないと、こんなふうに思うところでございます。

そしてまた村民への啓蒙、啓発については、やはり議員ご指摘のように、村はやるべきことはやっていきますけれども、それに基づいて、いかに自分たちが自分たちの命を守るかということ、やはり自助の精神を、やはり果たしていただかなければと、こんなふうに思っております。

この白馬村の昭和30年以前、暴れ川といった平川、松川も、続いてきた直轄による砂防工事のおかげで、最近ここ10年来、両河川で堤防を越流するような大洪水というものはありません。したがって、今あの両岸は人家が建って、本当に平和に暮らしておられる方も大勢おられるわけですが、そういう方々も、過去の歴史を知らない方が大勢いると思います。そういった面では、この過去の歴史を知っていただく、そしてやはり一朝有事の際の避難方法等については、やはり村の指針に基づいた行動を、主体的に実施していただくというようなことは、大事なことだと考えております。

まさに考えは、議員ご指摘のとおりで私もありますので、そうした啓蒙、啓発については、村も再度検討していきたいと、こんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 質問ではないんですが、終わりに当たりまして、昨日ですね、大町合同庁舎において信州大学の名誉教授の小坂共栄先生による、大北地域の地震防災について考えるというような講演がありました。終わりの言葉を引用させていただいて、私、終わりたいと思います。

先ほど村長が申したことを、幾つか入っているかと思えます。4つありました。終わりの言葉に「自然の成り立ちを正しく理解する。」つまり、生まれ育った大地、住んでいる土地に科学的な目を向けるということで、白馬の地質を、やはりしっかり理解をしなきゃいけない。

それから、「自然災害をよく知る。過去の災害事例に謙虚に学ぶ。」先ほど村長がおっしゃい

ましたけれど、松川がはんらんしたことは、私たちの年齢ではよく知っていることであります。過去の災害事例に謙虚に学ぶこと。

それから3つ目に、「災害を恐れないじゃなくて、恐れることが大事だ。」と。それで制御不可能な自然の力を恐れろと。それから砂防とか、そういう技術に余り過信をしてはならないということもおっしゃってありました。

それから4つ目に、大事なことですけれども、「災害は忘れたころにやってくるのではなくて、災害は忘れずにやってくる。」ということ、常に頭の中に置いていただきたいということをおっしゃっていました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第7番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日9月16日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日9月16日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞様でございました。

散会 午後 2時31分

平成23年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成23年9月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了をしておりますので、本日は4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。通告に従いまして、大きく3つの一般質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、財政と事業計画についてお伺いを申し上げます。

このたび、平成22年度の決算が出されてまいりました。細かな数字の列挙は一々ここではないと思いますが、財政の物差しとなる各指標を見ますと、太田村長の公約であります財政の健全化には、ある程度の方向性と成果を見ることができてきていると思われま

しかし、村内の景気動向を見ますと、本年夏の入り込み客数は増加したものの、それが村内景気の安定した回復につながるには、まだまだ難しいものがあると言わざるを得ないと思われま

当村の主産業である観光産業は、自然災害や天候不順、さらには円高など、国内景気、国外も含めて景気全般の影響を受けやすいという、非常に流動的な側面を持っているため、今後の安定した景気回復に向けては、さらに一層の努力が、それぞれに望まれるところであると思われま

村として、この財政健全化の先に明確な村の将来計画を示すこと、それに連動した財政計画を明らかにすることにより、村民と一体になっての景気回復実現への牽引役となることが望まれるところであると思ひます。そこで、次についてお伺いをいたします。

平成22年度決算で財政調整基金に1億3000万円余り、その他の基金である義務教育施設整備基金に1億円、福祉基金に1億円など、合計で約3億円を超える積み立てがなされてきま

たが、目標とする各基金の積立額をお伺いいたします。あわせて、財政調整基金や義務教育施設整備基金、福祉基金などの取り崩しをどのような場合として、具体的に想定をされているかをお伺いいたします。

次に、債務の償還予定と、例えば公共施設や道路の建設費、維持補修費、また教育費、福祉、環境などの関連費などに関する将来的な事業計画と、それに基づく財政計画をどのように描いているのかを、あわせてお伺いいたします。

最後に、今後の村内の景気刺激策については、どのような対策をお考えになっているかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

最初の財政と事業計画について、そのうちの基金造成についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

22年度決算で3億円以上の基金積み立てをしたことに伴いまして、その目標額と今後の取り崩しの考え方のお尋ねでございますが、財政運営の側面から見れば国の政策、景気の低迷に常に立場が左右される小規模自治体として、積み立ては幾らあっても多過ぎるということは正直ございません。お尋ねの中で基金積み立てにご理解をいただく発言もありましたけれども、まだまだ近隣市町村と比べた場合に、まだ我が白馬村は少ない方に位置をしてる状況でございます。

ただ、今回の積み立てができましたのは、国の各種交付金があり、一般財源の持ち出しが特定財源に振りかえられ、結果として積み立てができたことが1つの理由であります。

また、徴税に取り組んだ職員の努力を初め、計画的な財政運営に努めたことによるものである、2つ目の理由でございます。

行財政運営は、計画的に執行をしていくことが第一であり、幾ら一般財源が浮いたからといえ、計画にない事業をいきなり行うようなことはせず、とりあえず基金に積み、今後の事業執行に備えるというものでございます。

今回の義務教育施設整備基金、福祉基金に積んだのは、この10年ほどで1億円余りあった義務教育施設整備基金を活用し、さまざまな小・中学校施設の整備を進め、3,000万近くまで減っていたこと、福祉基金も同様に、平成17年以来、しろうま保育園建設や福祉行政運営に約1億円を取り崩していたこともあり、その回復をも考え合わせたものであります。

財政調整基金は減債基金と合わせ、小泉内閣時代の三位一体改革の影響等で、平成15年からの3年間で3億7,000万円余りを取り崩したものを、今回の積み立てで、ようやく取り戻したところでございます。

国の財政状況も大変厳しい中、事業執行に当たっては、国の補助率がよくて2分の1、平均的に見ると3分の1程度が平均的な補助率というふうに考えております。補助残については、一般

財源もしくは起債等により財源確保をすることになってまいりますので、こうしたことを考えると、基金をある程度持っていないと、住民要望にこたえられる大きな事業等については、計画的な運営が進められないことも想定をしながら、検討を加えていく状況になっていると想定をしております。

そうしたことから、今後この取り崩しを想定する場合がありますが、財政調整基金については、最も厳しい状況は脱したといっても、国の政策により、一挙に億単位の取り崩しを余儀なくされた経験を教訓として、基金運用は検討を慎重にしていきたいと思いますと考えております。

また、義務教育施設整備基金は過去20年を振り返っても、小学校だけでも校舎改築、体育館、プール、耐震化、アスベスト対策、北小東校舎建設と、二、三年周期で大きな事業執行をしてきております。今後も老朽化施設の更新が想定されておりますし、福祉基金についても、ますます需要が増すであろう介護や福祉施設整備への負担等、さまざまな活用の場面が想定をされます。こうしたことを議会の皆さん方にもご相談を申し上げながら、計画的な執行、そして安定した基金運用で行財政運営ができるよう努めてまいりたいと、このように思っております。

2つ目の、償還予定と財政計画についてのお尋ねであります。

まず、地方債の償還推計ですが、平成22年度末の一般会計地方債残高は60億6,200万円ほどでございます。23年度以降の新規発行債を考慮せずに償還を計算しますと、平成23年度は7億900万円ほど、平成25年度は6億1,000万円ほど、平成28年度には5億円を切る償還額となり、起債残高は29億2,500万円ほどまで減少していく予定でございます。

元金償還額が年間平均で約5億円ほどでありますので、公債費適正化のために、現在は投資的経費にかかわる新規発行債は1億2,000万円を目安に抑制をしているところであります。今後も投資的な起債を1億2,000万円台で発行した場合を推計すると、平成25年度の償還は6億3,000万円ほど、平成28年度は5億6,000万円ほどとなる見込みでございます。

ご質問の、公共施設建設費や維持補修、教育、福祉、環境などの事業計画は、平成22年度に策定しました第4次総合計画を基本として、地区懇談会でのご意見や、実施計画のローリングなどにより、計画的に進めていきたいと考えております。

白馬村の平成22年度決算では、地方交付税など国からの依存財源が30%以上を占めており、国の施策に大きく影響をされることから、財政状況の推計は非常に厳しいものがございます。第4次総合計画では交付税、譲与税等、依存財源は減少傾向と推計し、平成27年度には平成22年度に比較して3億円余り減少するものと見込んでおります。

歳出においても、公債費が2億円余り減少する見込みであります。歳入面も減少見込みになってまいりますので、潤沢に投資や福祉に予算を計上する状況とはならないと思われ、さきの基金積み立てのご質問でもお答えいたしました。大きな投資が一時的な財政負担とならないように、今から特定目的基金に継続的に積み立てをし、事業の執行には財政上有利な補助事業や、

起債事業や、特定目的基金などを活用し、各年度の予算が平準化され、後年度に大きな負担とならないような財政運営を行っていく考えでありますので、よろしく願いをいたします。

3つ目の、村内の景気刺激策についてのお尋ねでございます。

景気刺激策については、何とか村内経済が活性化するようにと、頭を悩ませているところでございます。最近の施策としては、平成21年度に白馬プレミアム商品券1セット1万円、5,000セットを商工会との連携で発行し、2割のプレミアム分を村が負担し、村内商工業の活性化を図ってまいりました。

また、本年度はご承知のとおり、住宅リフォームに対する助成を6月補正で実施をいたしたところでございます。小林議員にも回答したとおり、これには申請が殺到し、7月に追加補正で対応するというほど好評であり、対象を村内事業者に限定し、対象事業も広く設定するなどして、ある程度村内の景気刺激にはなったものと考えております。

しかし、何といたっても村内の景気を上向きにするのは、国内経済の浮揚が第一であります。白馬村においては観光産業の振興が第一と考えております。白馬へお越しになる観光客、お泊まりいただく観光客を増やすことが、一番の景気刺激策であると考えております。

こうした認識のもとに、観光局を拠点に、まずこの冬シーズンに向けた誘客対策は、松沢議員にお答えしたとおり鋭意取り組んでまいります。また、長年の懸案である特産品開発を何とか形あるものにして、農家の所得安定へもつなげられないかと考えているところでございます。

観光にのみに頼る村の基盤は、景気の影響を受け、行財政運営には大変厳しいところがあることは、篠崎議員も十分ご存じのことだと思っておりますが、こんなことを念頭におきながら、企業誘致にも取り組んできた経緯もございますけれども、いろいろ事情があり、企業誘致は決して容易なことではないということも実感をしたところでございます。

しかし、観光に関連するビジネスチャンスは十分考えられる状況だと思っております。こうしたことから、村内で起業を志す人のバックアップに、今後は力を入れたいとも考えているところでございます。

常に白馬村が元気になるためには、どうすればいいかを模索するのは村長の使命であり、さまざまな方策を検討し、講じてまいる所存でございます。これについては、議員各位からも積極的にご提言、ご支援をいただければありがたいと、このように思うところでございます。

以上で、1番目の財政と事業計画についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま基金の方のお答えをいただきました。まだまだ幾らあっても多すぎない、まだまだ足りないのだという現状、あるいは借金がまだ実際のところ60億以上あるというところを考えますと、非常に今のところは村長の公約とされている財政健全化の路線は、さらに続けていかなければならないということは、よくわかっております。

しかしながら、財政健全化のためだけではなくて、やはりさっき一番最後のところにございましたけれども、いろんな分野での経済の刺激策、そういったこともやりながら、財政の健全化を図っていくというのが一番理想としてのスタイルになると思います。

ただいま基金の取り崩しについての、どのような場合を想定されているかということについてのお答えをちょうだいいたしました。いつ起きるかわからないという言葉がたびたび出てまいりました。いつ起きるかわからない、例えば国の補助額が減額するであるとか、あるいは設備の方に対して、必要になるお金に対して、基金を積んでいるのだというお話がありましたけれども、大きな負担がいつ起きるのかということではなくて、財政を組み立てていく場合に、特にポイントになるのは、既存の施設の維持改修、あるいは将来的な投資といったものは、将来的な投資計画当然大きな影響を与えてくるものであると思います。既存施設の耐用年数はもちろんではございますけれども、耐用年数前であっても、住民安全・安心のために必要とされる改修、維持、補修などを、現在はどのような体制で把握され、検証されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。基金の造成については、これはもう、ただためればいいということではございませんけれども、ただ、参考までに近隣の状況を見てみますと、基金全体の総額は、白馬村は少ない方だというふうに認識をしております。そういったことがすべてではありませんけれども、先ほど計画的な多額な費用を要する投資等については、当然、村の大きな負担も、一般財源の持ち出しが必要になってくるわけであります。

1つの例を例えますと、10億円の投資を必要とするときに、率のいい補助金を利用したとしても2分の1、そうするとあとの残は、一般財源を持ち出さなければいけないというような状況になります。そうしたときに、ある程度の基金を持っていることが、やはりそうした要望に沿った事業を遂行していくためには、担保される貴重な財源だと考えておりますので、そうしたことも基金造成については、定期的にやっぱり積み立てをしていくということは、これは大事なことでないかと思えます。

そうした積み立てが、将来にわたって計画的な投資につながっていく。無理のない財政運営をしなくても済むところにつながってくるんだろうと思います。この辺については、民間で考えることも一緒でありますし、そうした安全策を、健全な対策をとることも必要であろうと、こんなふうに思っております。

そして、この基金についての使用に、計画についてのお尋ねでありますけれども、今、白馬村で持っている公共施設と言われるものは数多くあります。そうしたものに当面の最大の注意点は耐震診断というようなことで、地域の皆さん方にも情報を流しながら、その耐震診断については助成をしたり、今後その結果によっては、多額な投資をしなればいけないところも出てこよう

かと思えます。

この庁舎においても、まだ耐震診断はしてございませんけれども、この耐震診断をするだけでも数千万円かかるというような推測もされるところであります。各地区に公民館もございます。関連する施設もあります。そうしたことも、今当面の課題としては考えているところでありますし、教育関係についても、今までためてあったものが減ってきたと。少なくとも減る以前に戻したいということでの取り組みをすると同時に、目の前にはウイング21の屋根の塗装の問題、あるいは白馬中学校の屋根の塗装の問題、それらを取り上げただけでも数千万円になるというような状況でございます。

そうしたことを計画的にといいますか、今後想定されることを計画的に実行していく、基金を使いながら実行していく細かな計画を立てていかなければと、このように思っていますし、そういう計画に基づいた執行をしていきたいと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） お伺いしたかったところは、現在そのようなことを、どのような体制で把握され、検証されて計画を立てている、そういった体制があるのかということをお伺いしたかったわけでありまして。

また、今のお考えを聞いていますと、やはりよく財政には言われますが、入るをはかりて出づるを制するというふうに言われておりますけれども、国の財源も、地方自治体の財源も縮減されて小さくなっていく中で、いつまでもそれでは実際のところはできなくなってきているのではないかという考え方も、一部にはよく出されております。

それを私が先ほど申し上げたのは、計画を先に、何が必要で、何年後に何が必要というのは、絶対必要というものは必ず出てきますよね。そここのところをきちんと図って、住民とその意識を共有して、今後の財政計画を立てていく。何のために基金を積んでいるのか。いつも想定外の大きな出費に対して基金を積んでいる、そういうことではなくて、もちろんそれは目的なんですけれども、住民と財政健全化の先に、どのようなビジョンを一緒に共有をして、財政の健全化、基金の積み立てをしているんだというところを、一緒にやっていくというのが大事ではないかと。

いつまでも、その入るだけであれば、お金がなければ何もできない、お金が終わればそれで終わり、それでは今後に向けて、子どもたちに向けての、将来に向けての村はつくっていけないということになると思います。ですから補助金頼みでやっていて、最初のスタートはいいですが、補助金が終われば、それでもって終わってしまうというようなことでは困る。足りなくなったら基金を使えばいい、それでは困るわけです。だから中長期的な目的、あるいは子どもたちにこの村の将来を渡していくという意味において、村の長期的な必要となるお金をまず考えて、そここのところは、出るをはかるということですね。出づるを制するの逆になるんだと思います。

自分たちはどこの部分を我慢して、今このためだから、基金を積んでいるんだから我慢しよう、

あるいはこちらのところは行政がやる、こちらのところは民間がやるというところを、お互いに協働で考えるということが、村長公約にもございます住民との協働というところの一番の原点になると思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員がおっしゃられること、もつともなところもあります。お金の使い方については、私も長年商売をしてきております。篠崎議員に言われるまでもなく、十分その辺は理解をしているつもりでございます。今後に向けては、当然ある程度の財政的なゆとりと申しますか、住民要望に沿った計画に沿えるという基礎、基盤ができて、ようやく計画に移していけると、このように思っております。

理想と現実との乖離もあります。協働の精神も大事なことであります。しかしながら、そうした協働にやるを進めるに当たっても、行政側で、または議会の皆さんとも一緒になって村民を引っ張っていく、そのリーダー的な部分を發揮することも大変大きなことだと、このように思っておりますし、その計画がいいか悪いか、それについても、議会の皆さんの判断も仰ぐことになりますし、議員おっしゃられる筋書きとしては、私もそのとおりだと思っております。

お金がなければ実際の計画も立たないと、それぞれ基金を流用してやろうということは、事前から計画をすることも大事なことでありますので、1つの例にしても、私が公約であった地域情報基盤整備についても、村の財源を使えば9億円近くなる、補助金があったからできた。それは国のそのときの補助金等も有効に利用することも大事ではなかろうかと。それも1つ村の健全化にもつながっていくわけでありまして、今回はこうした大きな事業も、国の補助があつてできたわけでありまして、自分の村の一般財源だけですべてを運営していくということは、いずれにしても数字的にも無理な状況であります。

ただ、ともに協働で進もうという気持ちは大いに大事にしたいと思っておりますし、そうした協働の力を、ともに出せるような環境づくりをすることが、今求められている時代だと、このように思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、先ほどの一番最初のご答弁をいただいた中にございましたが、村内の景気刺激策についてという中で、村長のお答えの中に、起業支援のバックアップをこれから考えていきたいというような前向きなお話がありましたが、具体的にはどのようなことを想定されていらっしゃるかお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと長くなるかもしれませんが、私が企業誘致で、就任当初2年間くらいで相当の企業を回ってみました。単純にそのお答えは、社会資本の整備もされていない、そしてまた企業にとっては雪がデメリットだというようなことから、そしてまた税制優遇措置等

のことも言われますと、企業誘致はなかなか難しいなと考えたわけであります。

しかしながら、私は今の社会情勢の中で、スキー人口が減少してきていると、なかなかお宿だけでは成り立たない、雇用の場があれば転業したいという人も数多くおいでになります。そうした人たちを救うというか、やはり活力ある村に戻していくには、やはり雇用の場を創出することは何よりも大事であり、今この観光という中でも、観光と農業の連携は、もう欠くことのできない状況になってきております。

そうしたことから、特産品、あるいは地産地消、そういうものを生かしながら、観光と連動できる起業、ビジネスチャンスというものは相当あるというふうに認識をしております。本当に1つの企業を興して特産開発をやる、あるいは開発したものを販売する会社をつくりたい。いろいろな手法はあろうかと思えますけれども、そうした起業、起こす業ですね、起業を目指す特に若者がまとまってくれたならば、そういうところへ積極的に要項等に整えば、金銭的なバックアップをする、またシェア獲得等についても、行政の立場で応援をしていくと。そうした手法はいろいろとれるんじゃないか、そうしたことに少し力を入れていきたいと、このように思っております。

また、今企業を営んでおられる方のさらなる拡大にも、今まで以上にやっぱりバックアップをしていかなければいけないことは、言うまでもないことですので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の再質問は3問目でありますので、次の質問に入ってください。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいまのお話は、若者の定住化に向けても非常に大事なお話であると思えます。金銭的バックアップ、あるいは行政としての支援というところを、ぜひ実現化していただくようお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。グリーンスポーツ施設についてでございます。

グリーンスポーツの森は昭和53年の施設建設以来、既に30年以上がたちますが、この長きにわたる間、夏の平地観光においての拠点として、非常に重要な役割を果たしてきております。

手元の資料で、ここ3年間の入場者数を、開設期間であります4月から11月までの入場料のみで単純に概算してみました。それによりますと、平成20年度が約3万8000人、平成21年度が2万9,700人弱、平成22年度は2万4,000人ほどとなりました。これは入場料に関しては3歳以下の方は無料でありますとか、休日等もあることから、すべての入場者数を反映しているとは思いませんが、およその推移はわかると思えます。そうしますと、およそ過去3年間でも2万5,000人から3万人近くの方が、夏の間だけでも利用しているのと同じと見ることができると思えます。

施設については、たびたび必要な改修などがされてきていると思えますけれども、また今後も

安心・安全の面からも、見直しを常にかけていかなければならないことと思います。そこで以下についてお伺いをいたします。

グリーンスポーツのトイレに関してです。特に屋外トイレと管理棟内のトイレは、いまだに水洗化をされておられません。特に屋外トイレはキャンプ場の水場、これは2カ所ございますが、そのうちの1カ所からも非常に近く、衛生面から見ても、現在の施設では甚だ残念ではないかと思われる。

また、レストハウス食堂附属のトイレについては、簡易水洗化されてきておりますけれども、特に中に入ってみるとわかりますが、ドアの腐食や色落ちなどが非常に激しく、利用する際のイメージを悪くしていると容易に想像することができます。職員が衛生的に施設管理に努めておりますが、それだけではカバーし切れない施設そのものの老朽化が激しく、観光地の施設としては非常に不十分な印象を受けております。これらトイレ設備の充実についてのお考えをお伺いいたします。

続きまして、グリーンスポーツは多くのお客様が集う場所でありまして、体を大いに動かす場所、屋外施設でもございますので、安全性という観点からAEDの備えはあるのかをお伺いいたします。また、もし備えていない場合は、今後設置をどのようにお考えになっているのかをあわせてお伺いいたします。

また、既存の建物や特に遊具ですね、これらの耐震性はどのようになっているかをお伺いいたします。

最後になりますが、これは過去からたびたび指摘されてきていることかもしれません。歴史民俗資料館及び古民家についての利活用の現状、そして中身の充実も含め、どのようにこれから位置づけて、今後の事業を進めていくのかをお伺い申し上げます。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員2つ目の質問、グリーンスポーツ施設についてお尋ねをいただいております。

まず最初に、トイレ設備の充実についてのお尋ねであります。

グリーンスポーツ内のトイレの状況については、今議員ご指摘のとおり、駐車場に下水道接続の公衆トイレ、浄化槽のグリーンスポーツハウス、簡易水洗の歴史民俗資料館、くみ取り式のつり橋西側と4カ所のトイレがあります。また、自然体験村等のイベントの際には、仮設トイレを設置してイベントを開催をしているという状況であります。

トイレの設備の充実について、どう考えるかというご質問であります。グリーンスポーツ施設は振興公社が指定管理者ということで、管理に関する協定書により、平成24年3月31日まで維持管理を委託しているところであります。土地につきましては、共有地の地権者の皆様から借用しており、昨年賃借料の改定に当たり、いこいの杜財産管理委員会との覚書の中でいこいの

社のあり方、トイレ整備を含め実施すべき事業を精査し、深空区地権者と十分協議した上で優先順位を付して行うことが取り交わしてございます。

グリーンスポーツ内のトイレの改修をすることになれば、当然下水道への接続に伴い、ポンプアップが必要となり、多額の事業費がかかるために、財政状況を勘案しながらグリーンスポーツ全体の完全計画を立ててまいりたいと、このように考えているところでございますけれども、ご指摘のトイレについては、何とか優先して解決をしたいということで、トイレ設備についての見積もりを、アバウトでありますけれども業者にお問い合わせをした経過もございます。1カ所をやるだけで数千万かかるという結果で、1つだけにお金をかけることはいかがかという結論になり、現在のトイレすべてをどのように解決をしていくかということから、解決に向かっての対策を立てていかなければいけないと。

あわせて食堂部門のトイレも、トイレもさることながら、あの建物そのものも非常に老朽化しているということから、それを一体的に考えた計画を立てなければいけないと、こんなふうに思っているところであります。

そうしたこと、後のご質問とも関連いたしますけれども、やはり平地観光の拠点という位置づけの中で、今後あそこを整備をしていくということは、もう避けて通れないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の、AEDの設置と既存建物、遊具の耐震性についてのお尋ねでございます。

AEDの設置は現在してございませんけれども、今の状況を考えたときには、来年のシーズンからは使えるようにAEDの手配はしてまいりたいと、このように思っております。

次に、既存建物、遊具の耐震性についてのお尋ねでございますけれども、グリーンスポーツハウスは53年建設、先ほどのお答えと重複いたしますけれども、この耐震診断が必要となっているグリーンスポーツハウスについては、耐震診断以前に今後あの建物の利用方法から考えていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

遊具につきましては、皆様からいろいろご指摘をいただき、また、おしかりを受けておりましたけれども、本年度からすべての遊具を使えるように補修もし、大勢の皆さんに利用をされたと、このように思っておりますが、この安全かどうか、耐震診断はというお尋ねも入ってございましたけれども、この遊具につきましては、平成20年に国土交通省より都市公園における遊具の安全確保に関する指針と、遊具メーカーで構成されている社団法人日本公園施設業協会より、遊具の安全に関する基準というものが公開をされております。グリーンスポーツの場合に耐震診断を義務づけられている施設は、今のところないという状況でございます。

しかしながら、子どもたちが遊びの価値を尊重しながら、遊びに伴うリスクを適切に管理をし、安全・安心を担保することは大変重要なことでございますので、既存の製品、そしてまた新製品についても、新基準に基づいた開発、改良がされておりますけれども、さらに来シーズンに向け

ては、専門的に専門業者による検査をしてまいる予定としているところでございます。

3つ目の、歴史民俗資料館及び古民家についての現状と利用状況でございます。

今後の事業の進め方でありますけれども、現在、歴史民俗資料館を展示所蔵している歴史民俗資料館は、平成21年度から、先ほど申し上げましたように一括して振興公社に業務委託をしているわけであります。利活用状況を見ても、議員おっしゃったとおり、本当にこの施設は激減をしているというか、利用されていないというのが実情でございます。決してこれが望ましい状態ではありませんので、これまでの歴民館及び古民家施設の保管を一元的に管理ができるような体制をしながら、今後に向けては新たな資料の調査、収集もしながら、本村の豊かな自然風土に根差した習慣、先人の知恵を伝承していくことが必要でありますので、そうしたことを重要なことととらえて、すぐには無理でありますけれども、近いうちには専門職の配置を検討することが必要ではないかと、このように考えております。

また、この施設を活用し、企画展示や講座等を開催し、誘客にも結びつけていくための施策やアイデアも当然必要となってまいりますし、その考えもしているところでありますし、岳の湯についても利活用検討委員会の中でも当然検討がされるものと、このように思っているところでございます。

グリーンスポーツ全体を総合的に見ながら、そして管理も何とか一元的にできるような方向に向け、さらに減少したお客さんを、もう一度大勢のお客さんに訪れていただくような、そんな施設に向けての取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひ、施設の方は、特に白馬の夏の平地観光の目玉でありますので、できるところから、一度にということは無理でしょうから、できるところから少しでも改善をしていただこうようにお願いしたいと思います。

1点だけお伺いしたいと思います。これはグリーンスポーツの方に関しましては、振興公社に指定管理という形をお願いをしているわけでございますけれども、例えばグリーンスポーツの森だけに関して申し上げますと、部門損益として平成20年度は531万円強、21年度は197万円、22年度に関してはマイナスの205万円というふうに、どんどん減ってきております。

しかしながら、補助金の額の方は依然として200万円一律のままであるわけですね。そうすると、特に自主事業部門などに、それらのお金を使いながら運営をされてきているんだと思っておりますけれども、マイナスになってきているのに補助金は一定とあるということであれば、これらのいろいろ、例えばアトラクションの充実や雨天対策としての内容検討とか、イベントの開催などをもし検討されるにしても、なかなか予算がなければ具体化することは大変ではないかと思いま

すし、お金をかけるということによって、お客様がきちんと来てくださる。お金をかけなくなると、やはりお客様もどんどんほかにも新しい施設ができますので、そちらの方に行ってしまうということもありますので、村としてのこの辺のバックアップをどのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。篠崎議員が言われることもよくわかるんですけども、このイベントをやる、そしてそのイベントで大勢のお客様を呼ぶ、それは一時的ではありますけれども、それ相当の投資をすれば不可能なことではないと考えております。

しかし、シーズンを通して見た場合には、決して私はそれであそこの経営状況がよくなるものとは思っておりません。やはり地道に、長い夏休みの期間、安定的にお客に訪れていただけるような、そんな魅力ある施設にしていくことが大事だと、こんなふうを考えているところでございます。その辺のところ、観光の事業の一番難しいところではないかなあと、こんなふうに思っております。

そして、できることならば、やはり村税を投資する以上は、少なくとも投資をした価値が上がるような、結果を出すこともまた必要かと思えます。ただ、行政でやる場合には、利益追求だけで事が解決つくわけでないことは、これももう百も承知の上で申し上げることでもありますけれども。ただ、そうした経営ができるような体制づくりは、これは民間企業に倣うところも多々あるかと思っておりますので、議員ご指摘のように1つ1つを積み重ねながら、時には適宜適切な企画等もしながら、補助をする以上は有効な補助となるような仕組みも当然考えていかなければいけないと考えております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁を含め、あと14分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、最後に農業の活性化についてお伺いをいたしたいと思えます。

農業に関しましては、国の政策、制度の影響を非常に受けやすい分野であります。例えば白馬村においては営農支援センターに関して申し上げますと、一村一農場計画をさらに進めるという目的のもとに、2007年から、それまで庁舎内にあった営農支援センターをJAの神城支所に移転し、当初職員は7名、うち常駐職員4名という体制で始まったと聞いております。その後いろいろな担い手の育成や農地の集約化などに、その役割を果たしてきたと思われま

す。本年4月には、今までのさまざまな組織を取り込む形で、白馬村農業再生協議会というものが設立され、農業に関しましては、また新たな局面を迎えていることと存じます。行政といたしましても、農業を取り巻く変化する課題に常に対処していかなければならないことと思われま

す。そこで以下について質問をいたします。

現在の白馬村営農支援センターの具体的な業務内容、職員の配置と役割分担等をお伺いいたし

ます。

次に、地域の高齢化などが進む中で、新規就農希望者は、今後の農業を持続していくためには非常に大事なことでありますが、新規就農希望者の掘り起こしや農地のあっせん、技術指導などについての取り組みをお伺いいたします。

最後に、第4次総合計画の中の観光と農林業の提携の中の施策でうたわれているところの、農業分野での白馬の特産品栽培と開発、販売促進の取り組みについて、また地産地消への村としての取り組みをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員お尋ねの3つ目のご質問、農業の活性化について。

1つは白馬村営農支援センターの具体的な業務内容、職員の配置、役割分担についてのお尋ねにお答えをしております。非常に範囲の広い部分になります。時間が経過するかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

この営農支援センターについては、少しさかのぼりますけれども、平成8年3月に県が策定した長野県農業長期ビジョンのポイントの1つに、地域農業を支える人づくり、組織づくりがあり、地域全体で効率的な農業を展開する地域営農システムの構築を目指すといった内容がうたわれております。これは地域農業が抱える構造上の課題、農業従事者の高齢化、兼業化等に対応し、専業農家も兼業農家も含めた地域の話し合い活動を通じて、地域の農業生産や土地利用について考え、地域の農業に活力を生み出すような取り組みを進めていこうとするシステムでございます。

例えば高齢化等により耕作ができない農家の土地を、地域内の他の農家が借り受けて耕作をしたり、兼業農家の機械作業を担い手農家が請け負ったり、大規模農家の労働ピークを兼業農家や非農家の助けを借りて軽減する等の取り組みを行い、農地や人材等の地域資源を有効にすることで、持続可能な地域農業、農村を構築しようとするものでございます。

地域営農システムを構築するためには、行政や関係団体、農業者が、地域の農業をどのような方向に持っていくのかを考えて、その方向に向けた具体的な活動に、関係者が一枚岩となって取り組めるような場が必要となっておりますが、この場というのが営農支援センターに当たるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

村では平成10年から、この地域営農システムの構築に取り組み、13年には県の地域営農システム大北地域推進班の指導を仰ぎながら、白馬村農業技術者連絡協議会において営農支援センターの設立に向けた検討を進め、14年白馬村営農支援センターを設立し、活動をスタートさせました。

しかしながら、センターを立ち上げたものの、余り機能していないという状況がございまして、関係者で協議の結果、平成19年度から、現在の大北農協神城支所の中に事務所を構え、業務を行うこととなり、村から職員2名、農協から1名を配置し、業務を行ってまいりました。事務局

組織は観光農政課長、農政係長がそれぞれメンバーに入っておりますが、観光農政課の業務内容からは、農協へ行っての事務処理をすることは大変難しい状況になってまいりました。このことは、それぞれわずか四、五年の間ですけれども、前段で申し上げましたような農業を取り巻く環境が大変変わってき、そして事務量等もまた煩雑化しているようなことも加え、この4月からは村職員1名については役場へ引き揚げ、役場の中で事務を執ることの方が効率的だということで、現在は役場職員1名、農協職員1名で、神城支所の方で業務を行っております。

業務的には農業関係機関等と生産者が一体となり、長期的かつ総合的な地域農業の振興を図ること、担い手の育成確保、経営改善の支援、特色を生かした農業構造の確立、耕作放棄地の再生利用への取り組みなどでありまして、具体的には農家懇談会、各種栽培技術講習会の開催、地域再生協議会事務等を行っているとごさいます。

これまで営農支援センターの活動等により、認定農業者は13人、農業法人3団体、土地利用集積も水稲とその作物面積で約400ヘクタール、率にして75%以上となり、前段先ほど申し上げましたけれども、求めている目標値に近いものとなってきているところであります。

白馬村の農業は、観光産業が成長するにつれて経済的な役割は低下してきたところでありますけれども、近年、観光産業の低迷している中で、今後ますます農業と観光の連携を含め、農業の役割は重要なポイントとなるものと考えているところであります。

白馬村の農業をさらに発展させるためには、さまざまな課題や問題の解決。また、毎年のように国の農業施策が変化していく中で、対応していかなくてはならない状況にもあり、白馬村営農支援センターの役割も、そうした中では大変重要な役割を担っているところであります。

次に、新規農業者希望者の掘り起こし、農地あっせん、技術指導の取り組みについてですが、新規就農の相談は正直なところ余り多くなく、年間1件程度でございます。自然条件が他地域より厳しく、栽培作物に限界がある中での新規就農は大変難しく、新規就農に至った例はほとんどございませぬ。

農地のあっせんについては、耕作放棄地の新規発生防止の観点から、新規貸し付け希望農地については、担い手へのあっせんを第一に行っているところであります。よって、常にお貸しできる農地を確保しているものではありませんけれども、具体的な就農相談があれば、新規就農者のためにあっせんすることは可能でありますので、営農支援センターへ直接ご相談をいただけるようになっておりますので、ご相談いただきたいと思いますと考えているところでございます。

技術指導については、営農支援センターの構成員には、農業改良普及センターや大北農協の技術指導員がおりますので、ご相談いただければと思っております。作物ごとにはブルーベリーや水稲の栽培講習会、現地指導会などを行っているとありますが、そのほかの作物もニーズがあれば開催は可能と考えております。例を申し上げますと、アスパラ、キキョウ、トマト等で専業にしている方もおいでになります。具体的なご相談をいただければ、いつでもお答えができ

るような体制は維持をしていると思っております。

次に3つ目の、4次総合計画の白馬の特産品栽培と開発販売促進、地産地消の取り組みについてのお尋ねでございます。

第4次総合計画では、観光と農林業の連携として、関係機関と連携して水稻以外の農産物や特産品の栽培と開発をさらに進めていくようたっているところであります。村では米の生産調整作物として、ソバの栽培に力を入れ、村内各地の転作田等に村内2法人と1農家で大規模な栽培を行うなど、収穫したソバを原料として、村内の料理店でそば料理の提供や、新しい特産品として、そばガレットに力を入れて、村内での普及を図っており、生産から消費まで行うソバの里づくりを推進をしているところであります。さらに20年度からは、取り組みが始まった大豆生産と、それを使ったみそ加工の普及に力を入れるなどの取り組みも行っているところであります。

地元の農産物を使用した特産品を、北安曇地方事務所においては北アルプス山麓ブランド商品として、申請方式による認定を行っております。北アルプス山麓ブランド品としては、白馬村内の商品で認定されておりますのは、みそ玉仕込み味噌、ヤギのチーズ、イワナ、HAKUBAガレット、ブルーベリー、青ゴショウ、白馬紫米、石焼き蕎麦粉の8商品が認定をされているところであります。

地方事務所です務局を行う、北アルプス山麓ブランド運営協議会では、新たな流通販売体制の確立として、インターネット販売等の体制整備を進めております。村でも製造者、地方事務所、白馬商工会等と連携し、ブランド商品販売の拡充に今後も努めてまいりたいと考えております。

また、地産地消の取り組みとしては、農家が青空市場等で自家製野菜の直売や、村内の学校等の給食用食材として、農家の自家製野菜を提供する取り組みを、白馬村地場産推進会が中心となって推進をさせていただいており、事務局を行っている村も、この取り組みを積極的に支援をしているところでございます。

生産者の農家や法人と、消費者の村民、宿泊施設など、食の提供者と利用者が情報交換を行い、白馬の温度差を生かしたおいしい食材の提供など、顔の見える形で地産地消を推進していくことが大事だと、このようにとらえているところであります。

こうしたことから、白馬村振興公社道の駅でも、特産品開発に向け、本年度より組織を変え、職員を配置し、その実現に向けて頑張っていくところでありますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めてあと1分少々であります。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 営農支援センターの設置場所についてでございますが、観光農政課所管ということで、課長も名を連ねているというふうにお伺いしましたが、職員の仕事の効率性、あるいは利用者の利便性を考えると、役場に移してもよいのではないかという意見もあります。そ

の見直しの予定はないかをお伺いいたします。

地産地消についてでございますが、ただいま答弁がございましたけれども、例えば県の方では平成20年度から地産地消推進計画というものが策定されております。これによって地産地消の抱える問題点を浮き彫りにして、それらをどうクリアしていくかということ、毎年度検証して進めていっているということでございます。村もこのような計画の策定予定はないか、以上2点をまとめてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。時間がありませんので。

村長（太田紘熙君） 最初の1点については、私の方からお答えをし、あとの1点は課長の方から答弁をさせます。

今、議員ご指摘の支援センターの組織、そしてその事務所の位置については、私ども改革と申しますか、実態に合った方法をとりたいということで、今度、会員である皆様による総会の席で、この辺は協議をさせていただきたいと。その結果で、役場になるのかを決定していきたいと思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） ただいまの地産地消の推進計画についてでございますが、現在、白馬村では推進計画につきましては樹立してございません。今後、計画を立てていく、その予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 篠崎議員の質問時間が終了をいたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番、太田伸子でございます。本日は、1番目に観光振興策について。2番目に共同調理場の現状について。最後に行政区加入について、3点について伺います。

道の駅は、国土交通省により登録された休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設であります。道路使用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、この施設を核とした地域における自治体間の連携を促進させる地域の連携機能という3つの機能をあわせ持つものであります。

一般的な施設整備として、駐車場、トイレの整備、地域振興の発信の役割があると思います。

1つ目に、このような観点から道の駅白馬の現状について。

2番目に、現状の駐車場は大型バス6台、乗用車が33台、身障者用の駐車場が1台駐車できると案内されています。しかし、現実はとても狭くて、この台数が入るような駐車場ではないと思います。本格的な道の駅白馬の機能をさらに充実させるための、将来の構想についてお伺いいたします。

また3番目に、観光業活性化を村内産業の機軸ととらえ、観光局の役割とは別次元のものであ

と考える必要があると思います。立地条件を再考し、白馬村の中心的な場所、現存する村有施設と連携、活用させることができ、観光客の道路利用の利便性、特産品や地域文化の発信地など条件をクリアできる場所への移転を考えるということを提言したいと思いますが、村長のお考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から、3つのご質問をいただいております。観光振興について、共同調理場の現状について、行政区加入についてでありますけれども、私の方からは観光振興策についてと行政区加入についてをお答えをさせていただき、共同調理場については、教育長から答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

最初の観光振興策について、1つ目の道の駅の現状についてのお尋ねでございます。道の駅白馬については、議員ご承知のとおり、指定管理者の白馬村振興公社が運営管理を行っております。まだ決算等についての理事会、評議員会が開かれておりませんので、正確な数字をお示しすることはできませんので、まずお断りをさせていただきます。

平成22年度は順調に推移してまいりましたが、3月11日に発生した東日本大震災以降、来村者が激減をし、売り上げに占める割合が対前年比80%とマイナスになりました。平成22年度末の決算については、0.2%増程度にとどまることとなっているところであります。

また、平成23年については震災の影響が色濃く、4月についてもマイナスを記録しましたが、その後ゴールデンウィークから8月までは、その影響を払拭するかのようにお客様にはご来場をいただいております。しかしながら、個人の消費金額については、ここ数年の傾向と同じく減少をしており、総売上としてはわずかな伸び、推定2.1%となってしまいました。全体としては、今までその他の施設の減収を道の駅でカバーをしておりましたが、平成22年度は道の駅が微増であったために、正味財産を減らす結果となっているところでございます。以上が現状でございます。

次に、道の駅白馬の将来構想と、道の駅白馬の場所の移転について、関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

現在の道の駅白馬については、平成4年に夢白馬として第3セクターによる運営で始まり、その後、全国的に道の駅の設置が広がり始め、白馬村でも平成8年に道の駅白馬として認定をされました。特に近年それぞれの地域の特産品等、地域を代表するものを取り扱うなどして、道の駅のブランドが確立をされてきております。利用者は一般車両から大型バス、トラック、自転車に至るまで、いろいろな方々が訪れる施設となり、特にトップシーズンには駐車場が狭く、車が入れないこともあるなど、現在の情勢にはなかなかついていけない状況となっております。

また、地域の特産や地場産野菜などの売り場面積の狭さと、レストラン面積の狭さなども課題となっており、道の駅の利用者の規模に合った施設の整備が必要であることを、村としても十分

認識しているところであります。

糸魚川から豊科までの地域高規格道路の計画が進みつつあります。地域高規格道路のルートの確定を待ちながら、国道、オリンピック道路等主要な道路を含め、村として道の駅をどのようにしていくか、十分な分析と検討が必要になってくると考えております。そのような状況になりましたら、議会の皆さん方からも積極的なご意見等をお寄せいただきたいと思います。この高規格道路白馬村内ルートの決定についても、まだまだ相当の日数を要し、さらにはこの工事着工に至るまでには、それ以上の長い年月が必要となるのも事実であります。そうしたことを十分折り込みながらも、どうあるべきかということについては、今から検討していくことも大事なことで、このように考えております。

さらには今の現状の中で、当面の間は改善できる点には改善をし、費用対効果等も兼ねた、やっぱり改善を考えると当然あるものと、そんなふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上で答弁を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今、道の駅白馬なんですが、振興公社の方に指定管理者としてされている。村長は振興公社の方でも、やはり長としていらっしゃるわけですね。それで、現在現存する振興公社の役割として、岳の湯が今利活用の検討委員会が立ち上げられている。岳の湯の二の舞というものを、道の駅白馬では二の舞を踏むということは断じて許されないことだと思います。

岳の湯も、初めのころは保養センターとして、また村民も大変利用して、ありがたく使わせていたんですけども、やはり温泉が出たりいろいろ条件が出てきたときに、不足を補わなかった結果が、観光客の人も使わなくなった、また限られた村民の方たちだけが使うような保養センターとなって、今回閉鎖されるようなことになったのではないかとこのところもあると思います。振興公社の方々も努力はされたとは思いますが、どれだけの危機意識を持って岳の湯の運営に当たられたのかなというところも、村民は疑問を持っていると思います。

この道の駅白馬、それからグリーンスポーツの森、最近グリーンスポーツの森で整備されましたランニングコース、きこりの道など、連携させて白馬をアピールして、観光客の皆様には白馬の気持ち、白馬がお客様を迎えます、どうぞ来てくださいというふうな、直接伝えるような総合施設への転換というものを、道の駅白馬の意識に持っていけばいいのではないかなというふうに考えています。

また、今回大きな災害というものは白馬にはなかったのですが、今年のように大きな自然災害が発生したときに、防災拠点の機能としても、道の駅白馬が断水時でも使用可能なトイレ、また非常食、飲料水の備蓄、停電のときの非常用の電源の確保なども考えるような、そういう施設になればいいのではないかとこのように思います。

先ほど、地域高規格道路のルートの確定を待って、その着工にはまだまだ時間がある、その辺

を考えながらと村長はおっしゃいましたが、村長の方から、道の駅白馬は、白馬の中のこういうところに移転したい、そういう場所を検討して、ルートを積極的にこちらの方、白馬の方から高規格の方へ指定してもよいのではないかと思うのですが、村長はいかがなようにお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。道の駅に関連して、岳の湯の二の舞をしないように道の駅を考えろというご指摘があったかと思えます。岳の湯の二の舞ということの意味するところ、うち理解できる点もありますけれども、岳の湯建設当時は、当時の施設としては、村民サービスの点で大いに貢献をした施設であったかと思えます。

しかしながら、それ以降、社会情勢の大きな変化、さらには考えられなかった白馬での温泉の湧出、それも5つの源泉があるというようなことから、本来、保養センターとする大勢のお越しをいただいたお客様に、サービスを提供する役目は終わったのではないかというのは、ここ四、五年のお話であったと思っております。事実そのことは、利用者の減少を見ても、そして利用される方々の統計をとった数値にも、明確にあらわれているところでございます。

そうしたことから、昨年来、何とかこの岳の湯を再構築したいということで検討委員会も立ち上げて、今検討をしているところでございますので、道の駅と一元化して、その管理をできるような体制の中には、岳の湯の整備も当然必要となってまいりますし、道の駅は道の駅としての力を十分発揮できるような、そんな施設にしていきたいと、このように思っております。

また、その道の駅を防災拠点として考えたらどうかと、こういうことでありますが、それぞれ地区では自主防災組織を立ち上げていただいておりますし、非常用のものも、それなりに用意をしておりますし、村も用意をしております。ただ、トイレの件を申されましたけれども、あそこも同じ村営の水道が入っている水洗トイレでありますので、トイレが村じゅう障害を得た場合には、あそこも当然だめになりますので、トイレだけに限定してものを考えるわけには当然いかないこともありますが、ただ、今後建てるに当たっては、そういう拠点にも利用できるようなことも考えていくことも1つの考察かなと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それから、高規格道路のルートについて、村長が明確に、村長の立場で出すべきだというふうにおっしゃられましたけれども、多分、議員にもご参加をいただけたことと思えますけれども、もう既に白馬村では、この高規格ルートの早期着工実現に向けての実行委員会が立ち上げてあります。その皆様から、ルートとしては姫川を中心とした東側が望ましいということで、図示したものを要望としていただいております。そしてその要望も県の方にも上げてございます。そのことは、それなりに進めてきておりますし、またこの大北市町村の首長、県議も含めて、このルートの今後に向けての勉強会も今重ねているところであります。

ただ、今、役所の方は仮称であります豊科北インターの周辺整備と、堤防道路の新しいルート案について、今、大変忙しい状況にあるようでありますけれども、我々の要望は要望として、これからまた上に上げていく、そのための村内での委員会等も既に立ち上がっておりますので、それを利用しながら、村の意向を上げていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 何事にも先手が必要だと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

道の駅白馬の地域振興、地域の連携機能の役割ということを考えたときに、道の駅は、先ほど来村長がおっしゃっている、HAKUBAガレットのクレーピエの認定を受けた方がいらっしゃらないんです。白馬の名物として、また今これからテレビの中継も、明日ですか、あると思うんですけれども、白馬の特産品でHAKUBAガレットがあると、みんなで推奨しているわけですが、白馬の中のレストランで試食ができない。それからまた観光局が作りましたムック本、それも置いてないんです。

それで、やっぱり道の駅白馬というのは、お客様が見えたときに、まずは今のこの道の駅というものには、やはり観光客の方がよく寄られるところです。まずは白馬へ行ってみれば、道の駅白馬に行ってみれば、何か白馬の場所がわかるじゃないか、観光のことが聞けるじゃないかと思って立ち寄られるお客様が多いと思います。そのときに、これだけ白馬でHAKUBAガレット、ガレットと言っている、そのクレーピエがない。HAKUBAガレットが提供できていない。観光局で一生懸命つくって、お金をかけた白馬のムック本が売られていない。白馬の観光事業の共存ということを考えたときに、振興公社もやはり観光でやっているんですから、一体となって白馬を売り出そうっていう、そういう意気込みが感じられないんですけれども、村長はいかがなように思われますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。大変厳しいご指摘をいただきましたが、ごくごく当たり前のことであり、大いに反省をしているところでもございます。このHAKUBAガレットについては、一応白馬の特産品として売っていきこうということでありますので、ご指摘を受けたように、振興公社でまだクレーピエの資格を持った者がいないというのは、大変お恥ずかしい限りであります。早速にこの資格を公社の職員に取らせるようにし、対応してまいりたいと思います。

そしてまたムック本等の陳列等についても、すぐ指示をして、陳列をさせるようにしてまいります。また商品の陳列等、職員も鋭意努力をしておりますけれども、また太田議員お寄りになった際に、目についた点等あれば、適宜適切なご指摘をいただければと、このように思います。よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ、村民またこの議会、携わる者みんなで白馬を売り出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では次に、共同調理場の現状についてお伺ひいたします。

先ほど、池田松川の共同調理場が、松川中学校敷地内に建設されることになりました。大北地域の現存する共同調理場の中で、白馬村の共同調理場が最も古い調理場になるように聞いております。昭和60年に竣工されていると思うんですけども、この調理場のことについてお伺ひしたいと思っております。

昨今、衛生基準が厳しくなっている現在ですが、今年のように猛暑の中、まだこの二、三日も残暑がとてもしんどいんですが、こういう中で、あの狭い共同調理場の中の衛生状況、また職員の方々の就労の状況、調理の状況はいかがになっているのでしょうか。

2番目に、学校給食における地場産の利用状況、また放射性物質が今いろいろ言われていますが、検査はされているのでしょうか。

3番目に、老朽化しつつある学校給食センターの今後のあり方を検討する必要があると思っておりますが、お考えを伺ひます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。1番と2番につきましては教育長。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） お答えいたします。太田伸子議員さんの、2番の、共同の調理場の現状についてのご質問でございます。

太田議員さんにおかれましては、この5月から学校給食共同調理場運営委員長ということでお勤めをいただきまして、大変ご苦労様でございます。そんな関係もあつてかということでのご質問ではないかと思っておりますけれども、まず、1番目につきまして、非常に衛生状況が厳しくなっている現在、ここのところ非常に夏が暑くなっているわけですけども、この猛暑の中の衛生、調理状況についてのお尋ねでございます。

先ほど議員さんの方から言われましたように、この学校給食共同調理場につきましては、昭和59年11月に完成をし、昭和60年2月から業務を開始しております。既に26年が経過をして、非常に老朽化しているというのが現状かと思っております。昭和56年建設の池田町松川村学校給食センターが建てかえになれば、議員さん言われましたように、大北管内で最も古い共同調理場となっております。

この施設につきましては、鉄骨平屋建て鉄板ぶきの建物で、床面積が381平方メートル、うち調理室が187平方メートルで、最大1,000食の給食能力を持ち、当時としては最新鋭の連続自動炊飯設備を備えるなど、1億2,000万程度の費用をかけて建設されました。建設当初、教育委員会では村内3校の小・中学校の給食を、すべてこの施設で賄うという考えもありましたけれども、白馬南小の施設が十分に使用可能であったというようなことから、調理場の老朽

化が激しい白馬北小、中学校を、共同調理方式により早急に新築した方が望ましいという結論に至り、建設されたという経過がございます。

夏の衛生、調理の状況のご質問ですが、学校給食における衛生管理は、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準によって細部にわたって示されているところです。この学校給食衛生管理基準は、平成7年に大阪府堺市で発生しました病原性大腸菌O-157による大規模食中毒事故をきっかけに、平成9年4月に制定されました。その後、学校給食を取り巻く状況や学校給食法の改正にあわせて改定が行われたわけですが、平成9年の制度から抜本的に改正がされて、平成21年4月1日から、この学校給食衛生管理基準というものが改正され、施行されているところでございます。

今までの基準よりもより厳しく、調理過程の関係とか、施設整備の関係、あるいはドライシステムを導入するように努めることなどが明記をされているところでございます。こういった、この新しい管理基準によりますと、調理場は換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つように努めることとされています。

しかしながら、現在の共同調理場には、換気扇はありますけれども、冷房空調設備は備えていないため、調理中の調理室内の温度は、6月から10月にかけて25℃を超え、夏場には特に暑い日は30℃を超える日も珍しくない状況が生じてきております。特に昨年の猛暑、残暑、本年の梅雨明け、そういったときの猛暑時におきましては、室内温度が35℃を超える日もあるというようなことから、食品衛生面のみならず、従事している調理員の労働衛生面からも望ましくない状況も、時間的に発生してきているというのが現状でございます。

このような状況につきましては、保健所が実施する食品衛生管理指導においても改善指導を受けているところであり、平成21年度から本年度にかけては、国の地域活性化交付金を活用して、衛生管理基準に少しでも沿うことができるための改修工事を実施してまいりました。

平成21年度、22年度、そして22年度の予算から23年度、今年度に繰り越ししてきた活性化の交付金事業の関係、トータルしますと1,493万円ほどの改善、改修の費用を費やして、事業も行ってきているというような現状ですが、十分すべてのものが改善できているような状況ではありません。

しかしながら、空調設備の導入と、剥離等の損傷が激しい床の改修につきましては、今申し上げましたように改善ができていないのが現状でありまして、これを改修するということになれば、大規模な改修工事にもなりますし、その費用もかかるというようなことの中から、現実、実施を見送ってきているのが現状でございます。

2つ目の、学校給食における地場産品の利用状況、放射性物質の検査についてのご質問にお答えいたします。

この関係につきましては、長野県が定めた平成20年度から24年度を計画期間とする長野県

食育推進基本計画で、学校給食での長野県産特産物の利用率を、食材ベースで40%以上とする達成目標が示されております。これに基づきまして、毎年2回給食に利用される県内及び村内産の食材の使用の状況を県に対して報告をしているところですが、昨年の11月15日から19日までの1週間の利用状況を申し上げますと、共同調理場では県内産が63%、村内産が33%。南小では県内産が52%、村内産が32%というような状況でございました。また、今年6月13日から17日までの1週間の利用状況につきましては、共同調理場では県内産が35%、村内産が7%。南小では県内産が36%、村内産が5%という状況でありました。

本村の場合、地場産の農産物の生産につきましては、ご承知のとおり7月から10月がピークであるということから、6月及び11月の調査時点では、村内産の利用率が低くなってきているのが現状でございます。村内産の食材の使用につきましては、常時使用しているものとして米とみそがございます。米はAコープ白馬店から、あきたこまちを購入し、みそは白馬村味噌漬物生産組合から購入しております。また野菜類につきましては、白馬地場産推進会が提供できる品目については、購入をして使っているという現状でございます。

具体的に少し申し上げますと、平成22年度の購入実績でございますけれども、共同調理場と南小給食を合わせますと、タマネギで340キログラム、ジャガイモで290キログラム、カボチャ294キログラム、キャベツ239キログラム、大根205キログラム、キュウリ122キログラムなどがあります。

次に、放射性物質の検査のご質問でございますけれども、村独自で放射性物質検査は、現在のところ実施しておりませんが、農林水産省長野県農政部、長野県健康福祉部から提供される情報を日々確認をしつつ、献立の作成、食材の発注に当たっているところでございます。

いずれにいたしましても、学校給食の食材における基本的な考え方は、地産地消を基本に安全な食材を使用することを念頭に置き、まずは村内産、続いて県内産、そして国内産をとというような順で、原則的に提供しているところでございます。

地産地消のものを使うということは、十分配慮しているわけですが、一定の給食の食材の量というものが必要になってきますので、全員の子どもたちに賄えるような、そういった地産地消の食材の提供というものが基本的に確保されてくれば、より一層に地元の食材が使えるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 失礼しました。私の方から給食センターの今後のあり方について、答弁をさせていただきます。

村は平成18年2月に策定をいたしました行政改革大綱集中改革プランにおきまして、平成20年度までに学校給食業務を民間委託に移行するという目標を掲げました。そこで平成19年度

には小・中学校教職員、PTA、議会、民生児童委員、教育委員会から構成する学校給食民間委託検討委員会を立ち上げ、意見交換を重ねてまいりました。

しかし、ちょうどその当時の平成20年6月に、学校給食法がその主要目的を従来の栄養改善から食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ食育に転換をした改正がされました。これは平成17年に制定された食育基本法に基づき、学校における食育の推進に学校給食が大きな役割を果たすことから、実態に合った内容に改善する必要があるものとされているところでもあります。このことをきっかけに、学校教育における給食の役割がますます高まり、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供することは、行政の責務となってまいりました。

こうしたことを背景に、給食センターの今後のあり方を考えますと、1つに、高い衛生水準の確保。2つに、安全・安心でおいしく、栄養バランスのとれた給食の提供。3つに、食育の推進と食に関する情報発信機能の導入が必要不可欠であるというふうに考えております。また、アレルギー対応食への対応、環境負荷の低減、災害時の支援拠点施設の役割など、さまざまな要素と可能性を思いつくところでございます。

共同調理場も既に26年が経過する中で、そろそろ村民の皆さんとともに検討していく時期が来ているものと、このように考えているところであります。よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 昭和60年につくられたときには、最新の共同調理場であった調理場ですけれども、今おなべやおかまを洗った水も床に流す。今、床はそういうふうに水を流すような床ではなく、ドライの床でなければっていうか、ほとんどがそういう床になっているそうです。

また、その0-157が出たころから、生野菜を出さない。一たん火を通してそれを冷やす。今、白馬では水で冷やしているそうなんですけれども、新しいのになると、さっと入れるとさっと冷えるような、そういう調理器具もあるそうです。冷たいものは冷たく出す、温かいものは温かく出す、そういう献立っていうか、そういうものが食育になると思います。

先ほど大規模にお金がかかるから、冷房・空調の備えていない調理室の室内とかというのでは、やはり安心・安全の質の高い給食を、将来を担う子どもたちに提供するっていうのは、とても難しいと思います。先ほど村長がおっしゃられましたが、多方面からの検討が必要になると思います。

給食センターっていうと、大きな事業になると思いますので、まずはじっくりと検討できるように、早急に給食センターの、学校給食施設を考える会のようなものを立ち上げていただきたいと思います。

次の、行政区加入についてお伺いしたいと思います。

白馬村の人口が9,000人を割った現在、村民が1つになって、この村を盛り上げていかなければいけないと思います。そこで前のときにも質問をさせていただいたんですが、現在の行政

区加入者数、また割合はどれくらいになっているのでしょうか。

それから、行政区加入に対して、未加入者の行政の方たちの促進対策は、どういうふうになっているのでしょうか。

それから3番目に、いろいろ行政区加入者には負担があるのですが、未加入者に対しての行政サービスの格差を考えるとというような必要があると思うのですが、村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の3つ目のご質問にお答えをしましてまいります。それぞれ関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、昨年の一般質問で同様のご質問をいただいた際に、加入率としては80%前後で推移しているというふうにお答えをしたと記憶しております。直近で新たに調査を行ったわけではありませんが、恐らく現在も、2割ほどの未加入世帯があるものと推測をしております。

これまで、白馬村が長年にわたって培ってきた行政区制度は、まさに村づくりの柱であり、第4次総合計画でも協働の村づくりをうたっている中で、区への加入促進を進めていかなければいけないことは、重々承知をしております。しかしながら、昨今の住民間の連帯意識の希薄化、組織より個を重んじる風潮、さらには役員負担に対する懸念などから、なかなか加入が進んでいかないのが実情であります。

こうした中、行政区への加入促進策として、行政サービスの格差づけをしたらというご質問をいただいておりますが、こういった内容のご意見は、かつてもちょうだいしたことはございます。しかしながら、行政運営の根幹である公平性の確保という観点からすれば、消極的にならざるを得ないという考えでおります。

また、運用上の課題として、区への加入確認の必要性も生じてくることから、村側の押しつけでなく、区長会等で各行政区の意見も伺いながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをし、また議員の皆さん方のご協力もお願いをしたいと思うところでございます。

今後も村の成り立ち、文化、歴史について知っていただき、自分たちの地域づくりには自助、共助、公助の精神が何よりも大切であり、こうしたことから、権利の主張ばかりではなく、義務を果たすことが、協働によるコミュニティー、村づくりにつながることを根気よく説明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁を含め、あと15分です。

質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 行政区加入のことなんですけど、最近なんですけど、白馬の歴史の中で長く貢

献していただいていた婦人会が、今年度をもって北城婦人会が解散されると聞きました。私の住んでいる神城の地区では婦人会あるんですけども、私の住んでいる沢渡地区も数年前に婦人会の解散を行っています。数年前に沢渡で立て続けに火事が起きました。そのときに婦人会があれば、あのときに炊き出しなり、その相互の助け合いが、もっとスムーズにいったのではないかなというふうに、いろいろな話が出ていました。

婦人会に入っているって言うだけで、いろいろな何ていうんですかね、負担、役員が回ってきたり、どっかへ行かなきゃいけないとか、いろいろなそういう負担があるという不公平感から、若い方々の入会が、下からの人たちが、なかなか入ってきていただけないので、存続が大変難しくなっています。それで、こういうふうに北城のような大きな地区でも、婦人会が一たん解散されるってなってくるっていうことは、区の中で女性のやっぱり横のつながりっていうのが、ごく限られたもの同士の横のつながりになってくると思います。こういうときに地区に女性の横のつながりがとても薄いということは、緊急時、例えば先ほど申しました火事や災害とか、事故のときなどに炊き出しとかでも、とっても不都合になってきます。行政の方からも行政区の方に対して、女性の何か参加を促すようなお考えっていうのはありますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の答えられる部分について、私の方からお答えをいたします。今、太田議員ご指摘のことをすべて含めて、最初に回答をしたつもりでございますが、改めて申し上げますと、その婦人会の存続について、行政側でそれを促進をしろとか、継続をしろとか、そういう指導をできる立場にはございません。

願うならば、議員のような方々が、それぞれの地域で主導的な役割を果たしていただいて、地区ごとにそうした女性団体をつくっていただく。そしてまたある団体を継続していくというようなところへ、ぜひお力添えをいただければと、このように思うところでございます。

行政としては、私が就任した当初、行政運営の中で女性の力が必要なときには、すべて婦人会へお願いというような、過去の歴史を踏襲してやってきたことに対して、いろいろご批判も出ました。そうしたことを受けて、行政側としては可能な限り、婦人会に直接お願いをするということではなくて、地域にお願いをするということに方針も変えてきたところであります。

1つの例でいきますと、児童の登下校の際の立ち見って言うんですかね、そうしたことについても、地域の皆さんとともにPTAの方にも出ていただくようなことが望ましいのではというような提案をした経過もございますけれども、そうしたことも地域にお任せをしようということで、婦人会等に直接かかわる負担は避ける体制をとってきたつもりであります。まだまだそれ以外に入らない理由等もお持ちのようでもありますので、これは根気をよく、この婦人団体の必要性を説いて回ることが必要であろうと思います。

そういった観点で、行政がやるべきことはこれからもやってまいりますけれども、それぞれの

議員の皆さん方、地域の区長等役員の皆さん方にも、ともにお力添えをいただかなければ、できないことでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 行政運営の中では、男女共同参画社会の充実ということが、大きく求められておりますので、そうした観点からの婦人会組織は、非常に重要な役割を担ってきたわけがあります。

しかしながら、婦人会組織がそのような状況にあるということになれば、当然、行政区の中でそうしたものに代わる組織を、男女共同参画社会を進めていく上で組織してもらうような手だてをとってまいりたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、あと8分であります。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第3番（太田伸子君） こういう話をさせていただくと、村長の方からは、議員各位にぜひご協力をというふうに言われます。それで私も行政区に加入していない人っていう人に、加入をぜひお願いしたい。また、行政区を立ち上げていない方たちに、ぜひお願いをしています。いろいろお話もさせていただいています。

そういう人たちからの声として、今、別に入っても入ってなくても私たちには何の弊害もないと。また、入っても何のメリットもない。ましてや煩わしいことがいっぱいある。だから、どうして今入らなきゃいけないのかっていうふうに言われます。それはその人たちの、ある程度勝手な言い分もあると思うんですね。

私たち入っている者としては、それが当たり前だと思って、区に加入するっていうことは、この村に住む中では村の生活、村民生活を維持していく中で、村民として当然のことだと思っている方が多いと思います。その中で、例えば今、環境課でお願いをしています、各地区にごみの集積場を設置してもらいたい、行政から補助は出ます。でも事業費の4分の1っていうのは区の負担です。村道を維持する工事をしましょう。それでも維持管理費の区からの負担金も出ていますし、普請も出ます。また先日っていうか昨日、同僚議員の質問の中で、地区の防犯灯の話も出ました。そのときの電気料とか、いろいろなその負担は区が管理、負担しています。夜道を安全に歩けるあの防犯灯も、区の負担になっています。やっぱり区の中の、区に払っているお金から出ているっていうことも、大きくかかわっていると思います。

先ほど村長は、村民の公平性の確保があるので積極的にとおっしゃいましたが、では公平でしょうか。入っている人と入っていない人と。だから、やっぱり行政区に入っている人たちからは、何らかの恩恵がないものかなあっていうふうにも声も聞きます。例えば区の加入者は白馬村のごみの指定の袋を無料で配っていただくとか、区の加入者っていうか、先ごろリフォームの補助制度もありましたが、それを区で受け付けるとか、区に入っていれば大変有利だと思えるよう

なことも、ぜひ考えてもらってもいいのではないかなというふうに思うんですけども、村長は、どういうふうにお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。言われていることはわかります。十分わかりますけれども、行政の立場、そして村の歴史、本当に先人たちのことを考えますと、今の方々には割り切れないところも多々あるかと思えます。

こうした一寒村が、観光でこうして大きくなってきたわけでありまして。そして今この白馬村の住民構成、移り住んでこられた方々半数、そして土着の人が半数というような状況の中で、今、議員ご指摘のようなことは当然起こり得ることだというふうに考えておりますが、ただ、私としても残念なのは、一寒村であったがゆえに、やはり道路の構築、そして人と人との支え合い、家族のきずな、そういうものが何よりこの地域の文化であったと、このように思っております。

このごろの東日本の大震災の状況を見の中で、それぞれコミュニティーの皆さん方が何を言っていたか、一人一人の個の主張よりも、ともに助け合い地域を再構築したい。復興させたい。あの強い思いが、ああした映像からひしひしと伝わってきたわけでありまして、ああした気持ちを何とか白馬村民にも全員がわかっていたいただければ、こうした問題もなくなるのではないかと、大いに期待をしているところであります。

議員ご指摘の道路維持管理、清掃等も、先ほどと重複しますけれども、地域住民のまた白馬村民の知恵から生まれ出たことだと、このように思っております。そうした歴史、文化を移り住んでこられた方々にもご理解をいただくと同時に、昨今の、組織よりも個を大事にする風潮、家庭の家族のきずなの弱さ等も、こういったところへも大変影響する部分もあるのかなと、私なりきに想像をしているところでありますけれども、またもう1回みんなで出直しをする、そんな体制づくりをすることが急務だと、このように考えております。

くどい話になりますけれども、行政としては、そういう先人たちが築いてくれた伝統文化を、今もやはり守りながらやっているという事実、そして本来、そういうものは行政がすべてやるべきだという新しい方々の考え、私はどちらが正しくて、どちらが悪いというようなことで、簡単に結論の出せない問題だけに苦勞をしているという状況でありますので、そういった面で、今後どうしたらいいのか、それについては議員の皆さん方のご意見も拝聴させていただきたいと、このように思うところであります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁を含め、あと1分でありませう。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 村長が一生懸命頭を悩ませていらっしゃるみたいです。これまでの白馬をここまでにしていただいた先人たち、私たちは区に入るのが嫌、区の普請が嫌だとか、そういうことを言っているのではなくって、まだ入っていない方も行政区に入っていただいて、白馬が1つに

なって前に向いていけばいいなというふうに思っている。そこで行政区加入を、これだけいろいろと言わせていただいています。これからも、前を向いて白馬が進んでいけるように、ともに進んでいきたいと思えます。

本日はありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第8番高橋賢一議員の一般質問を許します。第8番高橋賢一議員。

第8番（高橋賢一君） 8番、高橋賢一です。本日は、海外人による土地買収の対応について。海外観光客の受け皿事業について。災害時の飲料水の給水需要について。以下、3問につきましてお伺いをいたします。

まず、海外人による土地買収の対応についてであります。

観光局の聞き取り調査によりますと、村内の外国人所有の施設で、宿泊施設として営業している施設は37軒であり、年々10軒ほど増加しているとのことですが、現在、白馬村内の外国人登録者は336人でありまして、そのうちオーストラリア人が130人で、一番多いようであります。

今年の春先であります、海外の個人や、海外資本による水資源や、投資目的での大規模な土地買収が行われているとの報道がありました。白馬村でも一部ではあります、スキー場に外国資本のファンドが入りまして経営をしていることはご存じのとおりであります。

これらの対策として、県下でも、佐久地方では近隣市町村と連帯をとり合って、1ヘクタール未満の森林取得は届け出不要とする国土利用計画法について研究したり、条例制定や森林買収を防ぐ方策について検討中であるとしています。

国際観光地を標榜する白馬村にあつて、上物販売はともかく、海外資本、あるいは個人による土地売買について、条例による規制を検討する必要があるかと思われ、提案をいたしたいと思えます。

日本にも大正14年に制定された外国人土地法があり、外国人あるいは外国法人に対しては、日本における土地の権利の共有について、その外国人あるいは外国法人が属する国が制限している内容と同様の制限を制令によってかけるとなっておりますが、法令に基づく制令はこれまで制定されていないとのことあります。

また、諸外国における外国人土地購入につきましては、自由文化の伝承の論拠に基づいて、土

地を取得できないとするものの条例が施行されているものが多く、ハワイのマウイ島での一個人名義での不動産取得登記可能な場合を除き、ほとんどの土地売買が成立しないのが現実なようがあります。

そこで最初に、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」の理念を掲げた白馬村、子どもたちに自然の営みと自国文化を伝承する条例の制定について、村長のお考えを伺いたいと思います。

2番目に、海外人が所有している固定資産について、税務課では国籍を管理していないので、所有物件の抽出には時間がかかるとしてはいますが、上物取得は別として、土地については実態はどこで把握しているのか、お聞きをしたいと思います。

3つ目、固定資産所有者で滞納した外国人の財産の差し押さえを実施したとしておりますので、所有資産の内容については把握をしているものと思われそうですが、実態はどうなのでしょう、お伺いを申し上げます。

以上3点について、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員から3つの質問をいただいております。

最初に、海外人による土地買収の対応についてお答えをさせていただきます。

この買収にあわせて高橋議員からは外国人、外国資本による森林買収について具体的にお尋ねをいただいております。外国資本が日本の森林を買収しているということが、昨年NHKの「クローズアップ現代」でも取り上げられ、そのような事例があることは承知をしております。

林野庁と国土交通省が、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出情報から、都道府県を通じて調査をしたところ、昨年1年間では中国、シンガポールなどの資本による買収が10件、45ヘクタール。外国法人の子会社の日本法人による取得が3件、57ヘクタールあったという発表がなされていますが、あくまで国土法の届け出のあったもので、恐らくこればかりではないものと推測がされるところであります。

林業不振で森林の放置が進み、二束三文となっている日本の森林を投資目的で買収し、木材販売や価値を高めてのかえ販売、またはCO₂の排出権取引に利用するという話もあり、おっしゃるとおり、水不足と水質汚染の進む中国の資本がねらうのは、日本の清涼な水質源の確保だという報道もございます。国レベルでもこのことを問題視し、超党派の国会議員による勉強会が持たれましたが、日本の法律が、土地の私的所有権を強く保護する法律となっていること。外国人のみが日本の木材や水資源を無秩序に海外に持ち出し、日本人は守るだろうとの決めつけはできず、国際法上からも外国人、外国資本のみに権利制限をかけ、規制することはできないという見解となったようでもあります。

しかし、この勉強会での議論から、議員立法で本年4月に森林法が改正され、森林の売買が現

在の国土法に基づく1ヘクタール以上の土地取引があった場合の届け出からしか把握できなかったものが、来年の4月からは1ヘクタール未満の場合でも、新たに森林の所有者となった場合には、市町村長へ届け出なければならないという法案が成立をいたしました。これにより、森林の所有権の移動は、登記情報などを待たずに把握できるようになります。また、この問題については、今後も新たな法整備がなされてくるものと期待をしているところでございます。

議員には、村の条例による規制はできないかというお話であります。議員がおっしゃるような理念、条例としては環境基本条例が既にあります。理念は理念として、国の議論でもあったように、民有林の所有権移転を妨げることは大変難しいことであり、無理もあり、残念ながら条例では実効性の上がる規制をすることは難しいものと考えているところであります。

続いて、2番目の海外人が所有している固定資産、土地についての実態。3番目の所有資産の把握の実態、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

固定資産のデータの管理は税務課で行っております。土地につきましても、税務課のデータとしては国籍を管理していないことは同じでありますので、国籍で抽出することは困難であります。今年の1月1日の現在の土地リストから、アルファベットや片仮名の所有者を抽出し、外国籍の個人・法人と思われる土地を見ただけで抽出をしましたところ、神城で110筆、北城で368筆の該当がございました。

差し押さえの現状については、昨年外国籍の個人、法人で7件の差し押さえを行いました。課税データとしての情報は把握をし、管理をしておりますが、国籍を指定しての抽出ができないということでございます。

なお、税務課での固定資産の所有者の管理は、法務局での登記が完了した後、法務局から村に対して登記済み通知書が送付されてきます。それには登記の権利者の住所、氏名、登記の原因及びその日付などが記載をされており、それをもとに入力を行い、翌年の課税データの作成を行っております。

国籍の管理につきましては、住民として村に登録されている人は、住民福祉課で管理をしておりますが、そのデータと課税データの連携はできるようになっていないのが現状でございます。

以上申し上げましたが、今後これらの問題については、本村においても慎重に見守っていくべきものと考えております。ただ、白馬村の場合、重要な水源域である西山山城一体は、おおむね国立公園や保安林で守られていることから、恐らく深刻な事態を招くことは、今のところないだろうと思っております。

具体的な数値、専門的な見知に至っての答弁は担当課長にさせますので、再質問をお願いをいたしたいと思っております。以上で答弁を終わりといたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありますか。

第8番（高橋賢一君） ちょっとこれ、再質問の域を脱しているかとも考えたわけでありませう。

ども、子どもたちに白馬の自然な風土を、手つかずな風土を残して行ってやりたい。と同時に、風土は生活の積み重ねでありますので、この子どもたちに何とか自然を失われない、郷土を失わない方法で渡していきたいということを、先ほど申し上げたわけでありませけれども、子どもたちに白馬の風土文化の伝承をとということで、村長公約の中に、子どもたちは地域の宝ですと、地域力を養い、健やかに育つような施策に努めますと、このような村長公約があります。

私はこの中で、地域力を養うと、養えという部分について再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員お尋ねの、私の公約に掲げてある、子どもたちは地域の宝であると。地域で地域の子どもたちを育てる、そんな基盤整備をしたいということは、間違いなく公約に掲げた1つでございます。そうしたことの基盤づくりについては、議員、今お尋ねになったこの海外の人たちによる土地買収の問題と、私は正直なところ結びつけて考えてはおりませんでした。

ただ、この次の世代を担う子どもたちを育てる、地域で育てるということは、何をおいても大事なことであり、それには大人社会が、一人一人がそのことに気づき、地域がこの白馬の先人によって培われてきた風土、文化、そういうものを伝承をしていくということは、ぜひしていかなければいけないことだと、こんなふうに思っております。

私の子ども時代を振り返ってみても、地域の大人からいろいろな文化を学んできた数々のものがあります。高橋議員もその世代に生きてきた一人として、その辺は十分ご理解をいただいているものと思っております。

またさらにそれを具体的に、言葉として残す手法というものも、当然、今後具体的に考えていかなければいけないことだと思っております。これは海外の方たちということではなくて、学校教育の中でも、また地域での集まりの中でも、お互いに共通認識として持ちながら、子どもたちに接していくということは、何としてもやっていかなければいけないことだと、このように考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） ただいま村長から答弁をいただきました内容の中に、白馬の水資源の保全ということが出てまいりましたので、3番目の質問に水資源給水所についてご質問をいたしますので、その折に再度質問をさせていただきたいと思っております。次にまいります。

2番目といたしまして、海外観光客の受け皿事業についてお伺いをいたします。

外国人観光客の移動手段確保事業として位置づけされております循環ナイトシャトルバス元気号は、平成18年から観光局の負担金250万円をもって、12月より3月までの79日間運行をし、運賃200円で7,300人ほど輸送した事業であります。その後、20年には観光ルネサンス事業から、あるいは21年には県地域発元気づくり支援金から250万円の補助金を受け

て、観光局が事業管理をしてきました。

しかし、22年度になって観光局予算書に補助金が計上されなくなり、今回の22年度成果説明書の中に、バス借り上げ料として833万円程度の補助金が記載されておりました。どこから拠出されたものか、決算書ではわかりにくかったものですから、地方公共団体の白馬村が主催者、公共交通の認可は運輸局、運行管理は観光局、利用運賃250万円は白馬村の収入ということの事業について、質問をいたします。

1つ、白馬村地域交通会議の支出に観光シャトルバス実証運行事業費が掲載されております。報告書の補助金と違いますなぜですか。ご質問いたします。

2つ目は、国からの地域公共交通活性化、あるいは再生総合事業費として、補助金は申請された事業の内容に準じて交付されるものでしょうか。

3番目、22年ナイトシャトルバス利用者は、1台平均13人、旅客から収受する対価としての運賃を300円から200円とした理由と、デマンドタクシーと同じカテゴリで運行しているのだから、個人施設を巡回する公共性の低いナイトシャトルは一部受益者負担にして、デマンド利用者枠を広げ、補助金をかさ上げすることはできないかどうか。デマンドタクシーの利活用事業の拡大は、村長の公約でもあります。

以上、3点についてお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります海外観光客受け皿事業について、3項目にわたってご質問をいただいております。順を追って一括お答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。また、数字等でおわかりにならない点、再質問がございましたら、再度担当課長からも説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まず、ナイトシャトルバス事業に関しまして、白馬村地域公共交通会議の決算額と、主要な成果説明書との金額の相違についてのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

成果説明書の中では、主要な経費としてバス借り上げ料の832万8,000円ほどが記載をされておりますが、ここに記載のない経費として、周知用のチラシの印刷、バス停の設置経費が別に98万9,000円ほどかかっております。この合計額922万7,000円から、運賃収入である250万9,000円を差し引いた額が、地域公共交通会議での支出額である680万7,900円と一致をいたします。

国の補助制度上、あくまで地域公共交通会議が事業主体となっていることから、少し複雑な会計体系となっており、説明上わかりづらい点があったことは、おわびをしたいと思います。会計処理上は国の制度及び認可された事業計画に基づいて適切に行っておりますので、ご理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

2番目の、地域公共交通活性化再生総合事業補助金のご質問に関しては、まず村が策定しまし

た地域公共交通活性化再生総合事業計画について、国の認定を受け、それに基づいて事業を実施しております。この計画の内容につきましては、乗り合いタクシー事業及び観光シャトルバス事業の実証運行を3年間行い、平成24年度以降の本格運行に向けて、よりよい方向性を見出していくというものでありまして、無論平成23年度も、これら事業計画に対して国からの補助金交付決定を受けて、それに準じて事業を進めているところでございます。

3番目の、ナイトシャトルバスの運賃についてのご質問であります。この事業の実施に当たりましては、先ほどご説明をいたしました白馬村地域公共交通会議のもとに、さらに事業ごとの検討委員会を設け、運賃のほか、路線、運行形態等さまざまな内容を検討をいただき、その検討結果を公共交通会議に諮った上で、シャトルバスやデマンドタクシーの運行を行っているところであります。

この検討委員会や公共交通会議には、観光関連事業者を初め、陸運支局、村内のバス運行事業者、タクシー事業者の方からも加わっていただき、総合的な議論を踏まえた上で運賃等を決定をいただいております。

平成21年8月31日に開催しました検討委員会において、乗車料金について、300円の乗車運賃は高いと感じている、ナイトシャトルバスの利用率を上げるためにも使いやすい料金設定にすべきとの意見が出され、検討の結果200円とされ、その後開催されました白馬村地域公共交通会議において改正案が承認され、乗車運賃が200円となったものであります。

次に、ナイトシャトルバス経費の一部を受益者負担にとのご質問であります。海外から訪れるお客様の多くは、1泊朝食付といった宿泊形態で、夕食は宿泊施設以外で召し上がるケースが多く見られるところであります。その場合の移動手段として、このナイトシャトルバスが多くの外国人のお客様に利用されていることは、いろいろ報道でご承知のことと存じます。

また、観光統計の1つとして、外国から訪れた旅行客数等を調査する外国人宿泊実態調査を毎年度実施をしております。観光局会員の宿泊施設に調査票を配布し、回答をいただいている調査で、ナイトシャトルバスのバス停設定についても、この調査結果を参考とさせていただいております。よって、多くの外国人の方が宿泊されるエリアには、多くのバス停が設置されることになります。また、本バスに乗車される方の目的として、夕食のほかにバイキングや買い物といった際の移動手段としても利用されていますので、そのニーズに合った場所へもバス停を設置をしているところであります。

今まで述べましたように、宿泊施設だけが受益者ではなく、飲食店、小売店等もその受益者となりますが、受益者施設を特定することが困難であることから、運行のための自主財源の確保といった点から、受益者負担につきましては、今後の課題であると考えているところであります。

また、国の補助事業である地域公共交通活性化再生総合事業につきましては、3年間の実証運行に対して交付される補助制度であります。この実証運行とは、運賃やルートを初めとするいろ

いろなことを試行錯誤しながら検討を加え、本格運行に向けて、その方向を見出していくというものでございます。そしてまさに本年度がその最終の3年度目になるわけでありますので、議員ご指摘の受益者負担の問題ですとか、デマンドタクシーとの連携、さらには補助金なき後の村の負担のあり方等についても、検討委員会や公共交通会議でしっかりと議論を交わしていただき、その結果を尊重してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

足りないところについては、再質問の方でお願いをいたしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 再質問をいたします。今、村長から説明がありました、本年度限りで補助金を打ち切りということで、来期からは白馬村地域交通会議の予算、すなわち補助金がゼロになるのかどうかわかりませんが、なくなるということでありますので、全額この事業について税金で賄うのか、あるいは観光局が従来に戻して運行管理にしてやるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。この事業が3年間、本年度で終了するという事は、議会の皆様方にも、たしか昨年の早い時期にお話しをしたことがあるというふうに記憶をいたしております。今、高橋議員がご指摘のようなことを、正直私も心配をしながら、一日も早くこの実証運行に入るに向けての基本的な整備をしなければいけないと、こんなふうに思って、観光局でも理事会等でも再三お話をしてきたところでありますが、いよいよ今シーズンが終われば廃止ということになりますので、今、高橋議員がご指摘のことは、言われるとおり、何としても1つの方向性を見出していかなければいけないと、このように考えております。

受益者負担のことも当然考慮の中に入れていかなければなりませんし、さらには、どういった形で村の負担金を出していくことにするのか。その辺の詰めた話はこれからということで、取り組みをしてまいりますので、またその折には、経過も含めて議会の皆さんにもお話しをしてみたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） この件につきまして、ちょっとまた教えていただきたいことがあるんですが、私この質問の中で、デマンドとそれから海外のいわゆるシャトルバスとのカテゴリーが一緒であるということを申し上げたんですが、この補助金を受けるという中に、カテゴリーが一緒だという表現をさせていただいたんですが、デマンドタクシーは通年の事業でありますよね、これと短期間に運賃を設定する事業、おのずから違いがあるかと思うんですが、なぜデマンドと比較したかと申しますと、デマンドを使用になりますと、タクシー業界の人たちに相当のお金が入ります。これがシャトルを回してしまうと、その人たちの方に全くお金が入らないわけでありまして、歩合で生活しているタクシーの皆さんは、大変悲鳴を上げている状態が聞こえてくるもの

ですから、ご質問を申し上げました。この点わかりましたら。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、高橋議員ご指摘の業者、それぞれ運輸関係の業者、とりわけタクシー業界の分野を侵すものではないかというご指摘がございました。当初、そういうことも心配をされました。そうしたことについて業者の皆様方といろいろな角度から検討をしながら、最終的にはご理解をいただくことで、結論を今の運行形態にご協力をいただく、そういう取り決めになったと記憶をしております。そうしたことから、タクシー1台当たりの売り上げ収入等は減ったかどうかは、ちょっと私は今定かではありませんけれども、しかしながら、全体としては、そういう方たちを有効に運ぶ手段としては大変意義ある施策ではないかと、このように思っておりますし、今は業者の皆さん方のご理解もいただけているものと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） それでは、3番目の質問に入ります。

災害時の飲料水の給水事情についてお尋ねをいたします。

このたびの東日本大震災の地震と津波は、破壊的な災害を筆頭に、福島第一原子力発電所の機能を封じ込め、かつて経験したことのないレベルの原子力災害を誘発し、多岐にわたって被害が広がりました。放射線はもとより水にまつわる被害が広く、東京に暮らす親族のミルクをつくる水のペットボトルの確保に奔走するなど、水道から直接水が飲める白馬の水のありがたさを、災害を通じて改めて感じた次第であります。

このたびの震災に際して、白馬村からも給水タンクを搭載した車両が出動をしました。このタンクの貯水量は2トンだそうでありまして、1人に4リットルの飲料水供給を予定しているということです。約500人分が搭載されていることとなります。白馬の水道が壊滅的被害を受けた場合、村民9,000人に給水するとなると、18台の車両の稼働が必要となります。手早く給水補給できる水源が必要です。この9,000人の給水というものの18台というのは、あくまで飲料水のことです。

次について、質問をいたします。長野県水道施設災害時相互応援要項の協定に沿って、被害を免れた直近の市町村から何台ほどの貯水車が駆けつけていただけるのか、おおむねの数字で結構ですので、お知らせをいただきたいと思っております。

次に、停電により源太郎浄水場及び二股の浄水場の給水ポンプが稼働できない場合の給水補給は、どこの地下水をくみ上げるのか伺いたいと思っております。

続きまして、3番目でありますが、新田地籍の楠川右岸に北堰の貯水場があります。水質から見て多分母池自然園を源とした伏流水だと思われます。切久保上部にポンプアップして、北部地域に給水する貴重な水源地であります。既に貯水タンクは老朽化して、ブルーシートで水漏れ

補修をして使用している状況であります。千国北城線より水源地までの道路と貯水タンク、管路を整備すれば、タンクや車両への給水は十分できると思われれます。現在は森林整備が始まり、水源地周辺の森林が間伐されて、重機が通行できる道路が取り付けられているようであります。以下、2点について、この状況を受けて質問を申し上げます。

森林整備は、農水省の林野庁管轄の事業であります。上水道水源地に保護の目的で補助金をつけた例があるやに伺っておりますが、この事業とセットで、給水場補修の目的が達成できないものかご検討いただきたい、できるかどうかを伺いたいと思います。

この水源地の改修について、5年前にもお尋ねを申し上げましたが、水資源の確保は国民生活の根幹をなすものであります。検討したがやらないのか、検討のテーブルに上がらなかったのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員3つ目のご質問、災害時の飲料水給水事業について、2項目にわたってお尋ねをいただいております。

最初に、緊急給水支援体制についてお答えをさせていただきます。この体制については、長野県水道施設災害等相互応援要綱につきましては、長野県水道協議会の緊急支援体制で、応急復旧や応援業務について必要な事項を定めたものでございます。応援地区は東信、北信、中信、南信の4地区とし、中信は松本市が代表となり、大北地区は大町市が取りまとめを行うこととなっております。被災会員は、県知事又は応援地区から被害状況、必要な応援内容、具体的には応援人数、機械器具及び材料、給水車台数等でございますが、それと日時及び場所を決定し、援助要請をする必要があります。応援経費については、原則として被災会員が負担をすることとなっております。また、他県への応援については、県知事より厚生労働省へ要請を依頼することとなっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次の、停電による給水対策についてのお尋ねでございます。停電については電力供給者に復旧依頼をする場合と、過去の56豪雪による源太郎配水池への雪崩災害のように、早急に復旧が見込めない場合がございます。白馬村には3カ所の水源と14カ所の配水池があるため、水系の切りかえ等の対策で、ある程度断水区域の解消が可能であると考えております。

なお、短時間のものについては、断水にご協力いただくことになろうかと思っております。長時間にわたるものは給水車での給水、発電機でのポンプ稼働、または先ほど述べました長野県水道協議会の緊急支援体制要請となろうかと思っております。

次に、2つ目の楠川水源の老朽化対策についてのお尋ねでございます。白馬村は農水省の森林整備事業での水道水源改修工事は行っておりません。他県での事例では、岐阜県下呂町等での枝打ち、間伐等の補助事業があるようであります。これは農水省の森林整備補助事業の総合対策で行ったのではないかと、長野県からお聞きをしておりますが、現在はそういった補助事業はない

のことでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

楠川の水源改修については、歴代課長が上部機関に問い合わせてきましたが、水道水源が改修できる農水省森林整備補助事業、その他の補助事業もないということで、これまで小規模な修繕を行い、対応をしてきたところであります。現在、楠川水源についてはフェンスが朽ちてなくなっておりますが、雪深いこともあり、夏場だけロープで囲いをしているところであります。

また、コンクリート集水堤の堤部についても漏水しているため、応急対応をしております。ご指摘のとおり、外見上は管理不行き届きと思われる部分もあると思えますが、ポンプ室も老朽化しているため、今後、進入路及び集水堤堤部、フェンスの改修工事を含め検討をまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 私のお聞きしたかったこと、もう1つは、今、森林整備という事業があって、その周りの木が切られて、そこにキャタピラ車が通れるだけの道が空いたというようにお伺いしておりますので、新しく途中の道路は大変きつい厳しいところもありますけれども、そのようなチャンスをとらえて、そしてあの水槽のところの地下水の保全をしていただきたいと、こういうことが1つの理由であります。

もう1つは、あの水の件でお伺いをいたしましたところ、地下水から出たものが貯水槽に入るまでに自然の、要するに空気に触れると、空気に触れるというのはちょっと行き過ぎかもしれませんが、外気に触れる状態が出ると。そうなりますと、その中に当然菌が入りまして、水槽から、タンクからもう一度上げて、上のタンクで消毒して使わないと使えないということであります。これを水源をきちっと出すことによって、その部分だけ覆いをして囲って、貯水槽を地下水の部分を引き上げれば、十分地下水もくみ上げられるし、流水が使えない災害でございまして、できるんじゃないかなあという、こんなことをあわせて整備の方をお願いしたいわけですので、この辺について、やることのできないのか、それとも予算措置に苦勞しているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは説明申し上げます。まず、平成17年の9月の定例会におきまして、高橋議員さんより今おっしゃられたご質問がありました。そこでは回答としまして、今後整備については、検討してまいりたいというようなご回答をさせていただきました。

その後、ご質問の中で検討しなかったのかということですが、当時、水道課会計は赤字でございまして、平成19年度ころより、やっと黒字に転換をしてきました。要するにその当時はお金に余裕がなかったということですが、この平成23年度から、多少余裕が出てくる黒字会計というような状況になっております。また、平成17年から平成21年までは企業債

を借り入れしまして、緊急の対応をしなければいけない建設改良を行っております。

楠川水源につきましては、まず感謝を申し上げなければいけないんですが、高橋議員さん地元の新田地区の皆さんに、毎年春と秋に草刈りの作業をしていただいております。感謝申し上げます。私ども、今、課内で検討をしておるのは、先ほど村長が整備内容を申し上げましたけれど、進入路及び集水堤部、それからポンプ室、フェンス等を整備していきたいと。24年度から順次計画的にですね、1年ではできないので、企業債の借り入れ等を行いまして整備をしていきたいという考えでございます。

また、現地はですね、おわかりだと思うんですが、旧建設省による工事用道路がありまして、そこから水源地までは約30メートル。その30メートルの間を森林整備によりまして、重機等が入れるような状況になっているので、その辺、進入路を買収するか、お借りするかというのは、また地主さんと話を相談しながら、そのいわゆる水源まで車両が入れなければ工事もできませんので、その辺から手をつけていきたいという考えでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 先ほど質問のところでも申し上げましたけれども、水資源の確保というのは、国民生活のこれ根幹をなすものであると私は思うんです。やればお金がかかるから、あるいはその水源は予備としても、今のところは予備として考えているのか、あるいはやってもお金がかかるので、今、ペンディングの状態であるというようなお話をされておりますけれども、そういうことじゃないと私は思うんですね。地下水源は幾つもあった方がいいと思いますので、次について、その件について質問をしたいと思います。

昨日の報道によりますと、佐久市議会では定例会において、地下水と、あるいは湧水保全都市宣言を決議すると報じられていました。地下水やわき水を、欠くことのできない市民共有の財産として位置づけて、水環境を後世に引き継ぐための保全や管理体制の構築のための条件を整備することを目的としての決議であるとしております。

白馬村にとっても、開発や森林伐採等によって影響が出たわき水の水源が幾らもあります。この条例のような制定について、どのように考えているのか1点、村長の意見を伺います。

それから、もう1つであります。昨日、県下の汚泥からセシウムが見つかったという報道がありました。これについてはグラムとか数値などは別にして、どの地区から出たのか、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初にお尋ねの、良質な水環境を後世へ引き継ぐということは、まさに今一番世間でも関心を持っているところだと思います。私も北海道のある地区が買収をされたその目的は、水の環境が大変悪い中国へ、ペットボトルで送るための水源確保を目的とした買収が本来の目的であったと、こんなニュースを聞いた折に、やはりこうしたことが白馬では起きないよう

にということ、常々考えてきたところでありますけれども、答弁で申し上げましたように、白馬村の場合には西側山麓一帯が国立公園にかかわるところ、砂防指定地にかかわるところ、大変な面積を占めておりますので、北海道のような広大な土地、取引対象となる広大な地域は、白馬村の中では、そうないだろうというふうに、安心は、まあしているところでありますけれども、そうは言いながら、今後に向けては何らかの効果の上がる取り組みはしていかなければならないと、こんなふうに思っております。

今、議員おっしゃられました、佐久市会の地下水保全宣言であります、この9月定例会の最終日に決議をされるように報道がなされております。ここも貴重な財産を後世にという目的で、高橋議員おっしゃられることと同じ内容であるというふうに理解をしております。今後に向けては、我々ももう一度テーブルの上で検討をする余地はあるのではないかと、こんなふうには考えております。

議長（下川正剛君） 今セシウムの関係については、答弁は。今調査中でありますので、ほかに高橋議員、質問がありましたら。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） ただいまちょっと理屈っぽい言い方ですけども、飲料水、これは販売されている飲料水っていうのは、ペットボトル510ミリリットルの入ったもので110円ぐらいすると思います。ちなみにこれで比較していいのかわかりませんが、ガソリンは1リットル150円近くであります。ということは、ガソリンより高い高価な飲料水を買求めているわけであります。この辺を考えると、水はもうとてつもなく高価な、生きるため、生かされるための資源であるというふうに思います。流水は直接飲めません。ですから、しつこくその地下水を保全していただきたいと。そこから災害の水をくみ上げてほしいと、こんなことをお願いしているわけであります。

安全な水道水源の確保のために、整備保全をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 今セシウムの関係については、事務局の方で調査をしておりますので、またその関係については、追って高橋議員の方に説明するというところでございます。あと9分ございますが、よろしいでしょうか。

第8番（高橋賢一君） はい、結構です。後ほどじゃあ。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第8番高橋賢一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第11番太谷正治議員の一般質問を許します。第11番太谷正治議員。

第11番（太谷正治君） 11番、太谷正治でございます。私は3点について、村の考え方をお聞きしたいと思います。

まず1点目、税制の見直しについてお伺いをしたいと思います。

私も所属しております旅館ホテル連盟の団体でございますが、上部団体の方で、来年度の税制

改修に向けた要望で、政府が検討を始めている旅館ホテルの建物にかかる固定資産税の評価基準の見直しの実現を求めて、消費税については、東日本大震災などで景気が低迷している現状での税率引き上げに反対をしておるところでございます。

税制改正要望をそれぞれにまとめ、国土交通省に提出、両団体に共通する項目としては、旅館、ホテルにかかわる固定資産税の評価基準の見直し、所得控除制度の創設、消費税率の据え置きなどがございますが、固定資産税の評価基準の見直しでは、本年度の税制改正の大意に早期に検討することが盛り込まれ、実態調査などの検討が進められているところでございます。来年度に向けて、改めて建物の使用実態に即した評価基準に改正するよう求めているところでございます。

引き上げの是非が論議されている消費税では、景気が浮揚するまでの間、現行税制の据え置きをと訴えたほか、増税分を宿泊料金にも転嫁するのは難しく、震災などで宿泊需要が低迷しているこの時期の引き上げでは、避けてほしいという要望でございます。

さて、村におかれましては、東日本大震災後、大変な景気の落ち込みに見舞われ、国においては消費税が増税になろうとしている。村においては、税制の優遇をお願いしたいところでございます。

2点目といたしまして、旅館ホテルにかかわる固定資産税の建物評価基準の見直しをお願いいたします。特に、当村は観光が主産業と村長も申しておるとおり、なるべくこの税制の軽減をお願い申し上げたい。

3番目としまして、皆さんご承知のように、鉄筋製、鉄骨製、鉄筋コンクリート製の下げ幅が少ないので、大幅な税の見直しをお願いしたい。

まず、第1点目のお願いでございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から、3項目にわたってのご質問をいただいております。

まず最初の税制の見直しについてお答えをいたします。固定資産税の優遇、建物の評価基準の見直しについてのご質問というようにとらえておりますが、景気低迷による固定資産税の減免という視点で、本年の3月議会では小林議員から一般質問がありましたが、太谷議員からは評価基準の見直しという視点でのご質問でございます。

ご存じのとおり、固定資産税の評価基準は地方税法第388条第1項で、総務大臣の任務として評価基準を定めることが規定され、第403条第1項では、その評価基準によって固定資産税の評価額を決定しなければならないと法律で規定されているものでありますので、独自に評価基準の見直しはできるものではないという制度となっております。国から地方交付税の交付を受けて財政運営をしている中では、一村の考えでの税制の優遇ということも、大変難しい状況にあると認識をしております。

評価基準の中で、建物の経過年数に応ずる減点補正率がありますが、ご指摘のとおり鉄筋コン

クリートのホテルの場合は下げ率が少なく、60年かけて0.2まで下げる計算になります。これも評価基準の中の1つでありますので、白馬村だけの判断で下げられるものではございません。

しかしながら、特別の要因で建物が通常以上の損耗、劣化した場合には、その状況を調査し、減点補正できる場合がありますので、該当すると思われる場合には税務課にご相談をいただければと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の、非常に税の高い率を率直に議員お感じになっておられることは、大勢の人は思いを一緒にしていることだと、このように思っているところでありますけれども、国の方でも来年の評価がえに向けて、こうしたことを踏まえながら検討がされるのではないのかと、こんなふうには思っているところではございますので、その制度改正により、我々もその定めるところに従って、税の決定をしていくということになりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） なぜ、このような質問をしたかといいますと、私も何年かこういう商売を、私の代になってからやっています、税金の積み重ねがかなりの金額になってきております。それで今村長からお聞きしました、60年で0.2というのもうなずけるんですが、前に私のところも木造の旅館をやっておりました。そのときには、もう何年か過ぎたところで、簿価がなくなりました。ですが今の建物になってからは、なかなか税率も下がってこない、税金もびしばしと来るわけでございます。払わないわけにはいかないわけなんですけれど、何十年という年数を重ねますと、今度はメンテナンス費用がかかってまいります。二重の支払いをするような形になりますので、観光産業が主産業だといわれる白馬村で、観光業の方が多いので、何とかいい方法はないかなあという形で、今回質問をさせてもらいました。

もう一度、村長にお伺いしたいんですが、観光業の村である白馬村が、何か特例を設けていただくようなわけにはいきませんかでしょうか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 私の方から税率とか、今の維持管理費ですね、それが余計かかるということについてお話をさせていただきたいと思いますが、白馬村では固定資産税を1.4%ということで、地方税法で定められております標準税率というもので計算をして、課税をさせていただいているということで、長野県内では77市町村あるわけですが、その標準税率を超えて課税しているところが11町村あるというような状況でございます。標準税率で課税しているところの方が断然多いという状況でありますので、白馬村もその1つということになります。

それから、維持管理費でございますけれども、建物、営業施設という場合には、かかった経費につきましては所得税、あるいは法人税の経費の算入になると思いますし、そういう面では優遇というわけではありませんけれども、そんなことは当然されているとは思いますが、そう

いうこともあるということを知っていただきたいとは思いますが、以上です。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から議員からご質問がありました、白馬村は観光立村だから特例をと、
が設けられないかというご質問をいただきましたが、その特例措置というのは、なかなか難しい
というのは、今、課長から答弁があったとおりでございます。

そうした中で、議員ご指摘の観光立村を標榜している白馬村、営業種目は観光、宿泊設備だけ
ではなくて、飲食店もあれば、観光会社へ努めている方、索道事業者、大部分の方々が観光に従
事をしている方々であります。そうした大規模であれ小規模であれ、公平に税の課税はされてい
るわけでありまして。お気持ちは十分わかりますし、そういう特例措置がとれるものなら、本当の
ところ時限立法でもできるというような制度があれば、これは取り組む必要があるとは思ってお
りますけれども、そうできない事情にあることも、ぜひご理解をいただきたいと、このように思
います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ただいまは強い強い要望ということで、白馬村特例みたいなものをつ
くっていただければ、村長の評判は非常によくなるんじゃないかなと、私は思ってここに立った
わけでございますので、太田村長、あのころはこういうことをやったよと、後々の話になるよう
なことを、ひとつ英断を持って進めてもらえればと思っております。

次の質問にまいりたいと思います。村長のマニフェストの成果はということでお聞きをしたい
と思います。

1番、財政の健全化は大切ですが、村民のために基金を活用してもらいたい、その件につい
て。住宅リフォーム助成ということで2,000万。このたび入浴補助券ということで応募が
あったのが155人と聞いております。私がなぜこんなことを言いますかというのは、何で
2,000万なんだと。すぐもう要望があつて消えてしまったんじゃないかなと。これは白馬村
だけでやっているんでしたらわかるんですけど、隣近所みんなやっております。また、同じよ
うに隣近所みんな追加をしております。どうせやるんでしたら、来年のまた3月に要望が強いか
らやるよといったお話が聞ければいいかなと思っております。

それから、入浴補助券でございますけれども、新聞の折り込みで見ました。対象者が65歳以
上、体や精神等に障がいのある方、手帳保持者、母子家庭等の小学生の方だけでございます。そ
れから入浴の回数も制限されておまして、月に1回、12枚までというふうになっております。
ですから、村長が幸せになるためには、村民が幸せでなければ、村長はいい村長だと言ってもら
えないんじゃないかと、何でここでこういう制限をされるのか、ちょっとこの部分で聞いてお
きたいと思います。

2番目としまして、観光の活性化、観光局の情報発信、インバウンドの対策、山岳基盤整備の

進め方の進捗状況をお聞きしたいと思います。

3番目で、村長は営業マンとうたっておりますが、観光関係で年間何日くらい営業をされておりますでしょうか。

4番目としまして、情報公開では情報公開度は長野県内で何点で、順位はどのくらいでしょうか。

5番目としまして、高速道路の無料化が中止となりました。当村ではかなりの影響があると思われれます。特に冬期間、またその対策はお持ちでございましょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員2つ目のご質問であります、マニフェストの成果についてのお尋ねであります。5項目にわたってお尋ねであります。順を追ってお答えをしておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成22年度決算の基金積み立てや、それら基金が今後どのような場合に取り崩しを想定しているかについては、篠崎久美子議員への答弁のとおりでございます。それぞれに目的を持って基金を積み立てておりますので、中長期的な計画により、必要な時期に必要な額を活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2番目の観光の活性化、観光局の情報発信、インバウンド対策、山岳基盤整備の進め方と進捗状況についてのお尋ねでございます。観光の活性化につきましては、国内外の景気の動向に大きく左右される面がありますが、そのような中でもお客様に選ばれ、訪ねたい地域になっていく必要があると考えております。そのためには、白馬に訪れているお客様の来村目的、属性、地域性等の正確な把握を行い、そのデータに基づいた計画の策定とセールスが必要であると考えております。

たまたま今期のウインターシーズンにおいて、財団法人日本交通公社の自主研究の一環として、観光客満足度調査が全国の調査地点の1つとして実施されることになりました。この調査結果をもとに、夏季においても同様の調査を行うなど、両シーズンのデータを踏まえ、観光関係者を初めいろいろな方に加わっていただき、これからの白馬の観光地づくりや観光戦略を立てていくよう進めてまいりたいと考えておりますし、このためには会員の皆様方の深いご理解とご支援、ご協力が必要となりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、観光局の情報発信についてでございますが、会員向けの情報発信につきましては、従来から実施をしておりましたファクス、または電子メールによる情報発信に加え、会員用の専用サイトを6月から稼働し、観光局関係の会議の議事録等すべての公開を行っております。会員以外の方々には、観光だよりを年4回発行し、広く情報をお伝えしていくこととしております。

次に、インバウンドについてですが、昨日の松沢貞一議員のご質問にもお答えをしたとおり、

JNTO日本政府観光局、長野県が立ち上げましたスノーリゾート信州プロモーション委員会とともに誘客事業を実施してまいります。

次に、山岳基盤整備につきましては、白馬山案内人組合、各山小屋の協力をいただきながら、登山道の維持整備を継続するとともに、八方尾根自然研究路については環境省の直轄事業で、平成21年から24年度事業として整備が行われておりますが、石神井ケルン下の尾根道の崩落などの迂回ルート整備等、24年度以降引き続き整備ができるようお願いをしておりますので、よろしく願いをいたします。先般、環境省長野環境事務所、長野県の担当者による現地調査が行われ、迂回ルート設置に向けての協議を行ったところでもありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、村長が営業マンとうたっていますが、観光関係で年間何日営業をされていますかとのご質問であります。一寒村であった白馬村が、白馬三山を初めとする後立山連峰のたぐいまれな山岳環境を生かし、登山とスキー観光地として発展してきたことは、申すまでもなく周知の事実であります。一方で、バブル経済の破綻、少子高齢化社会の到来、スポーツの多様化、ライフスタイルの変化等々、社会状況の変化によりスキーブームが去り、通年観光にシフトしなければ、観光立村として白馬村は成り立たないとの認識は、観光に携わる人の共通認識だと思います。

社会経済の変化とともに、観光に対する消費者のニーズも大きく変化をしております。今成功している企業は、設備や物を売る時代から、標的とする市場を明確にした上で顧客ニーズを理解し、顧客の期待にこたえ、満足させることに専念をしている企業であります。今日では物を売るという古い概念、宣伝して販売するのではなくて、顧客ニーズを満たすという新しい概念でマーケティングを理解していかなければならないと考えておりますし、取り組みをしていかなければいけないと認識しているところでございます。

観光局はこの考えの上に立ち、戦略目標を立て、そのための計画を立て、営業展開をしているところでございます。山岳観光リゾート地白馬村をどう売っていくか、訪れていただくお客様を一人でも多くするにはと、局員と検討をしながら、自分としては365日先頭に立つ営業マンの気持ちで取り組んでいるつもりでございます。

議員のご質問の趣旨、わからない点もございますが、業者、エージェント訪問についての営業行為としてとるならば、1日かけることも半日のときも、出張で時間の空いたときも、いろいろございます。また、いろいろの経緯の中で電話でお願いをすることもございますし、観光局職員、役場職員とも必要に応じて宣伝活動に出向いてもいます。

しかし、今トップとしてさらに必要なことは、これらに加え自己実現、自己開発の目的地として白馬を訪れるお客様のニーズにいかにかたえていくか、そのための環境整備をいかに充実させていくかが大きな課題であると考えております。そうした見知から、観光にかかわる公的機関、外郭団体、民間団体等との連携、そして白馬を応援してくれる、理解をしてくれる個人、有識者

との人脈づくり、こうしたことが観光にも欠くことのできない大事なことでございます。

こうしたことは地道な宣伝活動であり、表に出ない面がありますが、5年、10年を見詰めて取り組みを進めているところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

したがって、具体的に何日というお答えはできませんが、村の長としての仕事も忙しい日々でありますけれども、観光で生きる白馬村の再構築については、頭から片時も離れることはございません。ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

この定例会が終われば、秋冬の宣伝も兼ねながら、お世話になっているエージェント、民間機関、さらには公的機関を訪問する予定でありますし、海外の数社のエージェントからも訪問を求められているところでございます。いろいろ調整をする必要もございまして、今後の検討としていきたいと考えているところでございます。議会の皆様方にも、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、4番目の情報公開の公開度の点数と順位についてのお尋ねでございしますが、この順位といたしますのは、恐らく先ごろマスコミで発表されました情報公開度ランキングのことではないかと思っておりますが、このランキング調査につきましては、全国市民オンブズマン連絡協議会が行ったものでありまして、全国40都道府県及び771の区と市からの回答をもとに公表されたものようであります。したがって、町村単位での客観的データは、現在持ち合わせておりませんので、ご理解のほどをお願いいたします。

ちなみに、昨年度1年間の本村の情報公開請求は20件ございました。このうち個人や法人等に不利益を与える恐れのあるもの、文書自体が存在しない等の理由で7件を非公開といたしました。いずれも情報公開条例に沿って処理をしているところでございます。今後、公開請求の要件緩和措置等につきましては、今後、他の自治体の運用状況も参考にしながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、高速道路無料化休止による影響についてのお尋ねでございまして、あわせて休日制限区間の休止による影響についてもお尋ねでございまして、あわせてお答えをさせていただきます。

高速道路の無料化社会実験は、白馬方面へ訪れるために利用する区間以外の特定の区間で実施をされておりましたが、東日本大震災の発生により本年6月19日でこの制度は終了いたしました。無料化が終了した6月以降の白馬村の平地観光の観光客の入り込みは、6月が6万400人で前年比117.5%、7月は15万8,000人で前年比119.6%、8月は5万9,670人で110.8%と、前年度を上回る結果となりました。夏季につきましては、まだ細部についての分析をしておりませんが、無料化終了による影響は余りなかったのではないかと推測をしているところであります。

白馬村としましては、日本アルプス観光連盟に加盟する他の市町村等とともに、高速道路のサービスエリアにおける観光キャラバンを、7月9日と10日に上信越横川サービスエリアで、

9月10日に中央自動車道双葉サービスエリアで実施をし、白馬方面への誘客も図ったところがございます。このほかにもJR東日本観光局と共同しての観光キャンペーンを実施する等、誘客促進に向けては精いっぱい努力をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

通告にはございませんでしたけれども、住宅リフォームと入浴券のことでお尋ねをいただきました。住宅リフォームについては大変好評であったこと、その結果については、小林議員にも答弁を申し上げたとおりでございます。今当面、年内に再実施をするという見通しはないというご答弁をさせていただきましたが、今後、来年度に入ってからまた状況等を見ながら、またさらにこの住宅リフォームとは違ったよい方法があるか等も検討もしながら、前向きにとらえていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、岳の湯の入浴券のことでございます。こうしたデータをというか、実施をするに当たっての基礎データは、岳の湯の方でも何年かにわたってデータを持っておりました。そうした方々の利用実績、そういうものを踏まえながら、1つのベースとして出して、それをもとに今度の入浴券の配布となったところがございます。議員ご指摘のように、特定の人にとっては毎日自分のおふろと同じ感覚で利用をしている、大変親しみのある施設を継続してほしいというご希望もありました。大勢の中にはそういう方もおいででありますけれども、やはり全体を考え、そして建設当初の果たす岳の湯の目的も、時代とともにその目的を達成した、そんな感も持っているのは大勢の村民の方、特に地元の皆さんも、そのことは承知をしているところでございます。

今後に向けては、今、岳の湯の利活用検討委員会でも検討をされているところでありますので、その出た結果を尊重しながら、また村民益につながる施設としての運用を心がけていきたいと、このように思っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ただいまはマニフェスト、村長の掲げたマニフェストについて答弁をいただきました。通告はしていなかったんですけれど、住宅リフォーム、それから入浴補助券等も、財政にかかわることですから質問をさせていただきました。

今年の住宅リフォームは、知らない人は突然出てきたのではないかなと思っております。それから、入浴補助券につきましても65歳、精神的な方等々では、一人ではいけないんじゃないかなと思うような年代の方々があるのではないかなあと思っております。そういった中で、もしどうしてもやるという趣旨のもとが大前提になりますので、そういった意味では、村民の方で行きたければ補助を出しますよと。そしたら65歳の方も、精神的な方も一緒に連れていけるのではないかなあと思ったわけでございます。できれば村内で補助金の増額をしていただいた中で、こういったことができればいいかなあと思っておりますので、もう一度答弁をお願いしたい。

それから、高速道路の無料化につきましては、当時、村内のスキー場でも車で見た方は50

0円を差し上げますと、キャッシュバックをいたしますといった宣伝の仕方をして、かなりその当時は反響があったように覚えております。白馬村として、確かにあちこちで宣伝をされている、しているというのは聞いておりますし、ある程度わかっているつもりでございますが、時が時でするので、村として、白馬になればできないよという意味のものがないかどうかということで、もう一度お聞かせいただければと思っております。

議長（下川正剛君） 倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 温泉の助成の券について、村民全員に補助をしたら介護者も一緒におふろに入れるから、余計にお年寄りの入浴が増えるのではないかとご質問の趣旨だと思います。一応この温泉の入浴の助成については、温泉へ入浴することに対して助成をするということの主目的にはしておりません。あくまでも外出機会を増やす、温泉へ入浴することによって外出機会を増やして、介護予防に結びつけていきたいというところを主目的にしております。月1回の頻度云々というところもありますが、そこについては月1回くらい入って、温泉のよさをおかっていたらいい、それが次の外出に結びつけていけばというようなところで考えております。

一応、この9月20日に区長さんへの配布物がありますので、そこへもう一度チラシを全戸配布していきたいということでございます。本年度実施をしたところで、変更すべき点があるかどうかを検討しながら、次年度に結びつけていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず最初に、情報の周知徹底についての件でございます。住宅リフォーム補助金制度についてもある日突然出てきたというような認識でお出での方もいるという話をいただきました。そうしたことがあったとすれば、また情報の周知の徹底の仕方が悪かったとするならば、おわびをしなければいけませんけれども、言われるまでもなく、この情報の周知徹底については、今まで以上に配慮をしながらやってきたつもりでございます。ある程度の期間も、予告もしてきたと、このように思っておりますけれども、もし至らなかつたとするならば、おわびを申し上げておきたいと思っております。

それから、高速道路の無料化についての再度のお尋ねでございます。私としましては、総体的な数の人数増は今申し上げたとおりでございますけれども、私は逆に高速道路がなくてもトータルとして増えたけれども、一時的な戸隠の盛況さ、それから軽井沢、小諸周辺を中心としたお客様の増、それから「おひさま」の影響もあるでしょうけれども、安曇野地域のお客さんの増等を考えれば、もし、この白馬に高速道路があつたらどうだったろうと考えたときに、やはり高速道路を含めた社会資本の整備、一日も早くしていただきたいものだと、そんな思いを強くしたところでございます。

議員ご指摘の、一人でも多くお客様に訪れていただく1つの大きな条件として、地域高規格道路の整備の一日も早い実現に向けて、地域を挙げてやっぱり取り組んでいくことが、今後の白馬

村の観光立村としての発展につながる大きな要素だと考えておりますので、これこそまさに議員の皆様を初め、地域の皆さん方が一体となって、この運動を盛り上げていくことが必要だと感じているところであります。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、白馬村の宣伝方法として、白馬村ならではのやはりイベント、企画等ができないかというご質問でございますけれども、私も思うところは一緒でございます。いろいろ今知恵を出し合いながら考えておりますけれども、観光局任せ、あるいは行政任せではなく、まさにここにも協働の精神が必要なことは言うまでもないことであります。ぜひ、会員の皆様方にもそんなところをご理解いただいて、ともに観光振興に向けての一体感を持てるように取り組みをしてみたいと、こんなふうに思っているところであります。

また、具体的な例としてキャッシュバック等の宣伝方法も、私も報道で見ましたけれども、一部これは各個人がやはりやられることであると同時に、また今2泊3日の旅行等についても1万円を受け入れますよというような宣伝をしているところも数多くあるやに聞いております。そうした厳しい競争の中で、生き残っていかなければいけない会員の一人一人の皆様のご努力は、大変なものがあると思っておりますけれども、それも今許されている市場経済の中では、これは生き残っていくためには、それだけやっぱり厳しい中をお互いがぐり抜けていかなければいけないのは、まさにこれが市場経済の宿命であろうと、こんなふうに思っております。

そうした厳しい中で我々行政、観光局が、いかに会員の皆様方のバックアップができるか、支援ができるかということ、常日ごろ考えているところでありますので、今後もその姿勢で局、行政は臨んでまいりますので、ぜひ議員の皆様方を初め、会員の皆様のご協力、ご理解もいただきたいと願うところでございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁を含め、あと17分です。質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ちょっと時間がありませんので、またの機会に質問をさせていただきます。

3問目の質問に移らせていただきます。社会福祉・教育施策の充実についてでございます。

遊具の設置につきまして、白馬村の子どもは他の村に比べ公園や遊具が少ない。グリーンスポーツは遊具が古くなり危険だとし、撤去されるばかりでございます。大きな遊具のある公園、目新しいものの子どもの遊べる遊具というものを、設置をお願いするところでございます。

確かにお金はかかります。でも、白馬村の小さな子どもを連れて大町の公園に行くと、遊具で遊ばせたというような話も聞いております。また、民間ではございますが、川の上部のスキー場では親水の子どもの遊べる施設を今年からオープンし、かなりの評判を得ております。白馬へ来る子どもさんが、先ほどの同僚の議員ですと3万を切ったという中で、白馬へ行けばこんなおもしろいところがあるんだよ。子どもが行きたいよと言うようなものがなければ、意味がないよ

うな気がします。だから当然グリーンスポーツを訪れるお客さんが減って当たり前のことをやっ
ていて、減りましたでは済まないような気がいたします。

2番目としまして、南北小学校の勉強内容の違い、これは教育長にお願いをしたいんですが、
白馬北小学校と南小学校は同じ村、同じ教育委員会のもとにありながら、その内容について大き
く違っている。また、学力を初めとする格差があると聞いておりますが、実態はいかがなもの
でございましょうか、お教えいただきたいと思えます。

3番目としまして、中学校のプール解体工事が決定いたしました。今までもプールが使われて
いなかったから、どうっていいことはないという考え方なのではないでしょうか。また、今後中学生に対
するプール等、泳ぎができる等の考え方、どういった方針でおられるのか、その辺をお聞かせく
ださい。

また、子ども手当の減額が決まりましたが、村として9,000人を切ったという現状の中で、
子どもさん一人一人が大切だと思われまますが、その辺の村としての考え方をお聞かせくだ
さい。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員、最後のご質問であります、社会福祉・教育施策の充実について
でございます。具体的に1番、2番については教育長から答弁をいたしますけれども、その前段で
グリーンスポーツの遊具の整備について、私の方からお話しをさせていただきます。

大きな玩具のある公園を要望する声が多くあるというのは、相当前から要望として、私も聞い
ております。そうした公園整備が必要なこと、また観光客ばかりではなくて、ここの村で子育て
をするお母さん方と子どもが触れ合う場としても、公園的なものがあれば、そこで多くの村民も
いやしの場として使うことができることを考えれば、できることならば、こうした公園を何とか
整備したいものだという考えは持っているところでございます。

しかし、なかなか一挙にそれが進まないところが現実でありますけれども、グリーンスポーツ
の遊具につきましては、議員がたしか使えないものがたくさんあるというようにおっしゃられま
したけれども、本年度今まであったものすべて復旧をして使えるように改修をいたしました。6
月には、あのグリーンスポーツを起終点とするランニングコースの整備も行い、村民の方に利用
されているところでございます。かつてあった遊具整備補助金により整備された場所、飯森、大
出、八方口等にありますが、やはりその当時のいつきのものであり、やはり公園を兼ね
たり、あるいはスポーツをする場所としての整備にしては、非常に今満たすものではないとい
うことから、補助事業を廃止をした経過があるというようにお聞きをいたしております。

村といたしましては、次世代育成支援行動計画の子育てを支援する生活環境の整備の中で、遊
び場の確保として、子育て支援ルームの開放を掲げており、園庭の整備も進めているところで
ございます。そうしたおかげかどうか、ちなみに支援ルームの庭園の利用者は21年、22年度と

もに1,000人近くに上っていることは、多少効果があったのかなど、こんなふう思っているところでございます。

前段については、私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 太谷議員さんの3つ目の質問の、2つ目の項目の南北小学校の勉強内容に違い、対応が大きく違っているというふうに聞いているんだけど、実態はどうかということにつきまして答弁申し上げます。

白馬北小学校と南小学校の勉強内容の違いのご質問でございますけれども、本年7月の折に議会、教育委員会、小・中学校及び保育園の懇談会を開催をさせていただきました。例年この懇談会は議会の総務社会委員会に所属している議員の皆さんから、以前参加していただいていたところですが、本年度は全議員さんからご参加をいただき、懇談会に参加していただき、大変ご苦労さまでした。

その中で、白馬北小、南小の学校長の方から、それぞれの学校の教育目標、重点活動、あるいはランドデザインというものを説明をさせていただきました。また、この各学校のランドデザインという内容は、特色ある学校づくり、信頼される学校など、学校の自主性、自立性に任せ、中長期的な視野に立った学校の将来像を描くとともに、これらの実現に向けて今取り組まなければならない課題等を明確にするために、日ごろの教育活動の成果と課題、児童生徒の様子や外部評価委員の意見なども取り入れて、策定をしてきていただいているものであります。

少し申し上げますと、北小は、元気で明るく今を頑張る北城の子ども。白馬南小は、学び合う、励み合う、むつみ合うを学校教育目標としまして、それぞれの特色を生かした活動を展開をしてきているところであります。

ご質問の勉強内容の違いについてということでございますけれども、特に今年は小学校の新学習指導要領が全面的に実施をされまして、従来よりも各教科の指導、内容が充実してきております。教育委員会といたしましても、北小と南小で指導内容が異なったり、学習内容に落ちがないように、両校で連絡をとり合って進めていくようにということ、年度初めの5月に開催した3校校長・教頭会議において指示をしてきているところでございます。また、これを受けまして、8月末には両校の学校の担任によります合同学年会を開催をして、学習指導の進捗状況、あるいは指導内容の確認等を行ったところでございます。

また、両校の児童の家庭学習の時間を把握するために、日々の宿題のボリュームについても情報交換をしていただき、その結果について教育委員会へ報告等をいただいているところでございます。

以上、状況等についてはご説明を申し上げましたけれども、教育委員会といたしましては北小、南小それぞれの地域の特性を生かした、特色ある学校づくりを推進しておりますけれども、学習

内容におきましては、格差が出ないということに十分配慮をして、対応をしてきているというふうに思っているところであります。

ご質問の関係につきまして、以前、太谷議員さんからも宿題の量とか、朝のドリルとか、そういったものが違うのではないかとというようなことをちょっとお聞きしたこともありますけれども、格差が出ないように対応をしてきているつもりでございます。その状況の結果といたしますか、参考までに、今年の4月に両校の2年生から6年生が実施したNRTの検査結果、いわゆるNRTの検査と言いますと、全国基準に対してどの程度の学力を保持しているのかという、簡単に言いますと、他の学校等と比較する検査でございますけれども、その結果では、白馬の子どもたちの国語と算数の正答率の平均は、どの学年も全国比を上回っていました。

また、北小と南小を比較した場合、国語と算数の各教科の中でもそれぞれの領域がありまして、その領域によって北小の方が正答率が高かったり、南小の方が高かったり。また、同じ領域の中でも、男子は北小の方が高いけれども、女子は南小の方が高いというようなこと。そういったことから見ますと、両校の学力格差というものは認められず、議員さんがおっしゃって感じているお話の中では、あくまでも個々の学力の差によるものではないかというふうに分析をしているところです。

いずれにいたしましても、学力の向上は、本村の学校教育施策の基本的な方向性でもあり、重点的な課題でもありますので、子どもたちの基礎的、基本的な知識、技能の習得と身につけた知識、技能を活用していく学習活動の充実を通して、学力向上に向けた取り組みを一層推進していきたいというふうに考えているところでございます。

そういった面では、学校の子どもを持つ保護者の皆さん、あるいはPTAの皆さん、そしてまた議員の皆さんが、いろんな面から声を聞いた場合は、忌憚のないご意見を率直に教育委員会の方へまたお寄せしていただければ、改善できるものは改善していかれるように、学校長等に指示をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から中学校のプールについてと、子ども手当の減額に対するご質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、中学校のプールの今後の設置についてのお尋ねでございますが、平成24年度から中学校学習指導要綱の改正により、体育授業が各学年15時間増となり、水泳は1、2学年が必修化、3学年は選択して履修することができることとなりますが、学習指導要領の解説の中に適切な水泳場が困難な場合は、水泳を扱わないこともできるとなっております。そうした経緯とこのプールの状況、今後について、実は前白馬中学校の校長、PTA、教職員等と打ち合わせをした経過がございます。打ち合わせをする中で、今言ったように中学生くらいになると、特に女生徒等はあのプールで泳ぎたがらないというようなこともあり、結論として選択制である中で、

あのBGを必要に応じて使わせてもらえれば、今のプールは壊してもいいという了解のもとに、プールとしての使用を、それ以来たしかやめてきているはずで。

そうしたことから、今年度プールは取り壊す予定をしております。そのかわりと言っては何ですが、村といたしましては、B&Gのプールを大幅に改修をしたいということで、BG財団の方へ私も訪問しながら何とか補助をお願いをしてきたところでございます。そうした経緯を踏まえて、このBG財団の補助を予定しながら、このプールの整備をしたいと、こんなふう考えているところでございます。

ちょっとつけ加えになりますけれども、南小学校のこのごろ水泳大会のビデオを見させていただきました。もう早い子どもさんは2年、そして3年生以上になると、大半の子どもたちがあのプールで泳げるような状況になっているのを見るにつけ、やはりその施設を充実してやることは大切なことだなあというふうにも実感もし、寒いこの地域でありますので、この改修の中に少しでも、もう4月ないし5月から水泳ができ、そして終わりは9月、10月にまで延ばしたいというようなことも考慮した大規模改修を検討しているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 村長、時間が過ぎているので、簡単をお願いします。

村長（太田紘熙君） 子ども手当の減額に対する村補助でありますけれども、本年8月民主党、自由民主党、公明党の3党協議により、子どもに対する手当の制度のあり方についての合意があり、これを踏まえて、第177通常国会で成立した、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき、交付を行うこととなります。減額分に対する村の援助はとのご質問であります。村としては国の制度に従い、子ども手当を支給していく予定で、村費による上乗せの支給は考えておりません。

なお、この新たな制度については、交付事務やシステム改修費、経費等に対する国の財政支援が現在の段階では明確になっていないことを申し添えさせていただいて、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（下川正剛君） 太谷議員の質問時間が終了をいたしました。第11番太谷正治議員の一般質問を終結をいたします。

ここで、先ほどの高橋議員の再質問への答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 先ほど長野県に確認をしましたところ、県下で飲料水及び飲料水水源から、基準値を超えるセシウムが検出された事実はないようでございます。

なお、下水道処理場の脱水汚泥からは、北信・東信地区の処理場で、基準値を超える沃素、セシウムが検出をされております。

なお、白馬村の状況でございますが、7月に下水道脱水汚泥と水道水源のセシウム検査を行っており、どちらからも基準を超えるセシウムの値は検出されませんでした。以上でございます。

議長（下川正剛君） 以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から9月20日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月21日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月の20日までの間を休会とし、その間、日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月21日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

平成23年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成23年9月21日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成23年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成23年9月21日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 4 号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 発委第 4 号 村長の専決処分事項の指定について
- 日程第 5 発委第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
- 日程第 6 発委第 6 号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書
- 日程第 7 発委第 7 号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と
複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
- 日程第 8 発委第 8 号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第 9 発委第 9 号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第10 発委第10号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成23年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成23年9月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

書 記 松 沢 三 貴 子

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第4号（村長提出議案）説明、質疑・討論省略、採決

発委第4号から発委第10号（総務社会委員長・産業経済委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

なお、太田議会事務局長が病気療養中のため欠席しておりますので、報告をいたします。

△日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 3番太田伸子です。

平成23年第3回議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案5件、請願4件、陳情2件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

主なものは、第9条第3項を次のように定める。2世帯以上が入居するアパート・マンション等の賃貸又は分譲住宅で指定管理者が判断するもの、以下集合住宅という、の各居室のテレビ受像器で、既設又は新設の自設内部配線を経由してテレビ放送を分配する場合の加入申請については、次のいずれかによるものとする。

1、該当集合住宅の所有者又は管理者、以下管理者等という、が1棟を単位として加入申請するもの。

2、入居者又は管理者等が、一居室を単位として加入申請するもの。ただし、入居者が申請する場合は管理者等の承諾を要する。

第16条第1項中、別表1に定める額を、1加入承認当たり3万円に改める。

第17条第1項中、別表2に定める額を1加入承認に当たり6万円に改める。

一時休止。第22条、加入者は指定管理者に対し、サービスの一時休止を届け出ることができる。前項の規定による届け出があったときは、指定管理者はサービスの提供及び利用料の徴収を休止し、停波措置する。

3、加入者は第1項の規定により、一時休止されたサービスを再開しようとするときは、指定管理者に届け出るものとする。この場合、指定管理者は手数料として、届け出1件当たり8,000円を徴収するとともに、直ちに停波を解除してサービスの提供及び利用料の徴収を再開する。

別表を改める。別表1では、集合住宅の金額が1棟で4戸までは月額1,600円とし、1戸増えるごとに月額400円を加算する。

別表2では、放送施設利用料の放送料が15秒放映1カ月3万円に、30秒放映1カ月4万5,000円、15秒放映スポット1回1万円に改められました。

質疑に入り、放送施設利用料の値下げは、利用がなかったから安くしたのかという質疑があり、広告料をいただくような営業活動は行ってこなかった。半年が経過して、これから営業活動のような取り組みもやっていきたいという中で、条例改正を提案した。現状広告料を取って流した実績がないので、新規の10月1日からの対応と考えると回答がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてであります。

字句の入れかえなどによる書類の整備と、法律の適用の変更による改正が主であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第4条1項第1号中、維持していた遺族の次に、兄弟、姉妹を除く（以下、この項について同じ）を加え、同項に次の一語を加える。死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であっても、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に対して災害弔慰金を支給するものとする。このように改正することで、兄弟姉妹の位置づけを明確にするものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第41号 白

馬村災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）についてであります。

平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,722万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億9,462万5,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費6目企画費336万1,000円の増額です。ケーブルテレビ白馬管理運営費で、信毎文字ニュースのような無人ニュースや、気象情報などの施設運営管理料が主なものです。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費783万1,000円の増額です。東日本大震災で現役消防団員が251名死亡されたため、消防団員等災害補償掛金等の掛金が1,900円から2万4,700円に上がりました。ほかにポンプ操法県大会出場、危険予知研修会費であります。

税務課関係では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費に140万7,000円の増額です。賦課収納業務電算委託料で、新しいシステムに変えたためです。

住民福祉課では、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費765万4,000円の増額です。地域支え合い体制づくり事業補助金、災害時住民支え合いマップ策定事業費が主なものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費42万2,000円の増額です。女性特有のがん検診から子宮、乳房に加え、大腸がんが加わり、がん検診事業となりました。

教育委員会関係では、9款教育費1項教育総務費2目事務局費に75万1,000円の増額です。幼稚園就園奨励金補助金で20名の見込みでしたが、対象児が25名になったための増額です。

9款教育費3項中学校費1目学校管理費781万5,000円の増額です。プールと校長宅の取り壊し費用であります。

質疑に入り、プールの取り壊しはどのようにするのかとの質疑があり、建造物だけの撤去の予定と説明がありました。

幼稚園就園奨励費補助金の算定方法はとの質疑があり、所得の状況により変わるとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、可決すべきものと決定されました。

議案第43号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてであります。

白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,680万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億

2, 568万8, 000円とするものであります。

歳出では、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費1, 200万円、9款基金積立金1項基金積立金1目給付費準備基金積立金3, 469万9, 000円、10款諸支出金2項国庫支出金等返納金1目療養給付費負担金等返納金1, 563万2, 000円が主な増額です。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第43号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、可決すべきものと決定されました。

請願第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。

受理年月日、平成23年8月4日。提出者、長野県教職員組合大北支部白馬単組執行委員長、細川朗についてであります。

請願事項は、平成24年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当などを復元すること。

審査に当たり、義務教育なので国で見るとはならないかという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は、採択すべきものと決定されました。

請願第5号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書。

受理年月日、平成23年8月4日。提出者、長野県教職員組合大北支部白馬単組執行委員長、細川朗であります。

請願要旨は、平成24年度国の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

審査に当たり、白馬中学校でも30人学級となれば3クラスになるので希望したいという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第5号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書は、採択すべきものと決定されました。

請願第6号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書。

受理年月日、平成23年8月4日。提出者、長野県教職員組合大北支部白馬単組執行委員長、細川朗であります。

請願要旨は、平成24年度長野県の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために、

長野県独自による30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自で教職員配置増を求める意見書を、長野県知事あてに提出していただきたい。

審査に当たり、請願5号にあったように、白馬中学校も当てはまる事例になってくるという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第6号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書は、採択すべきものと決定されました。

請願第8号 山の恩恵に感謝し、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書。

受理年月日、平成23年8月22日。提出者、白馬村宮沢敏文後援会会長、津滝和生であります。

審査に当たり、海の日があって山の日がないので反対する理由はないが、白馬の日というのは、もう少し議論が必要なのでは。山の恩恵に感謝しとあるが、昔から白馬の文化として、山の講に感謝するお祭りもあり、貞逸祭、開山祭も開いている。提出者から本来の趣旨を確認するなどして、継続して検討すれば等の意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第8号 山の恩恵に感謝し、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書は、継続審査すべきものと決定されました。

陳情第6号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書。

受理年月日、平成23年7月20日。提出者、中信地区私学助成推進協議会会長、赤羽勝巳であります。

陳情の趣旨は、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助、通学補助を行ってください。国・県の関係者に対して、私学助成の大幅増額のための意見書を上げてください。

審査に当たり、近年、私立高校に通う子供が増えている。公立、私立とも高校になると教育費の負担が重いという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第6号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書は、採択すべきものと決定されました。

陳情第7号 白馬村情報公開条例及び白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情書。

受理年月日、平成23年8月22日。提出者、中村敬（代表）、渡辺俊夫、越善千尋であります。

陳情の趣旨は、2010年12月に同陳情書を提出したが、不採択となった。以下の事実と理由をもとに、同条例と施行規則の改正を再度要請する。

事実、本村の情報公開条例は電磁記録を公文書と認めていない。2011年3月議会の紙媒体の議事録は、6月16日に用意され、ホームページにアップされたなどです。

理由。地方自治法、憲法、障害者基本法、IT基本法に違反する。

審査に当たり、12月議会の委員会でも、情報公開条例というのは議会だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会など他の行政委員会にもかかわってくる。電磁的記録を公文書として公開する場合、個人情報など公開に適さないことの処理をする必要がある。その時間、予算の問題がある。

議会の場合にはケーブルテレビで放映されているのを見るとか、傍聴もできる。視覚障害のある方で書面だけでは利便性が悪いという実態があるので、趣旨にこだわりたい。公文書の公開に当たり、視覚障害のある方からの申し出があれば、社協で読み聞かせをしているなどの意見がありました。

採択したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第7号 白馬村情報公開条例及び白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情書は、不採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は、以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第39号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第40号 白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第41号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第43号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、請願第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。請願第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。
請願第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。請願第5号 30人規模学級の早期実現、教職員

定数増を求める意見書提出に関する請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

請願第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。請願第6号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第6号は採択することに決定をいたしました。

請願第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は継続審査であります。請願第8号 山の恩恵に感謝し、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書の件は、委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第8号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。陳情第6号 私立高校に大幅公費助成をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第6号は採択とすることに決定をいたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。篠崎久美子議員。

第2番(篠崎久美子君) 2番、篠崎久美子でございます。陳情第7号の趣旨に賛成の立場から討

論をいたします。

現在、白馬村の情報公開の方法は、閲覧またはコピーによるものであります。この場合、特に視覚に障害のある方にとっては閲覧という手法自体がないに等しく、コピーの場合においては音声化するという作業が伴います。よって、時間的なずれがあり、スムーズに情報を得ることは難しいと言えます。

その解決には、電磁的記録を公文書とすることが適しているのか、可能であるのかということですが、それには経費や人的配置、また個人情報保護の観点からの処理に伴う技術面、記録の保管方法など、さまざまな側面から総合的に考えることが必要とされます。その結果、もしも今の段階で電磁的記録を公文書とすることには適さない結論づけるならば、公平な権利の保障のために現在の手続や公開方法では不利益をこうむると思われる視覚に障害がある方ばかりではなく、情報を得ることに何らかの障害のある方が、健常者と同じようにスムーズに情報を得られるようにするいずれかの対策を考え、早急に条例化することが必要です。

また、そのみならず、現在の条例には事務の執行に著しい支障を来す恐れのあるような、一度に大量の公文書の請求がなされた場合の特例、情報公開の目的に沿って利用者が適正な請求に努めること、請求書類に形式的不備があった場合の行政の対応なども明確には規定されておられません。

行政情報の電子化は日々進展していますし、情報公開の要望の状況も含め、情報公開をめぐる環境は常に変化をしております。将来に向けて村政の理解を継続的に深めるためにも、変化する状況に応じた条例の見直しを常に行い、条例にのっとった請求者と行政の秩序ある関係を明確にするべきものと考えます。

以上のことから、障害のある方への情報の提供方法や、電磁的記録を公文書とするかということも含め、さまざまな角度から包括的に条例の検討をするべきと考えます。

よって、条例改正を求める陳情第7号の趣旨に対して、賛成するべきものいたします。

議長（下川正剛君） ほかには討論ありませんか。第11番太谷正治議員。

第11番（太谷正治君） 11番、太谷正治です。私は反対の立場から討論を行います。

陳情第7号 白馬村情報公開条例及び白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情。

白馬村は白馬村情報公開条例の対象となるのは、村議会だけではなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会などの他の行政委員会も該当してくるので、大変難しい問題だと思います。電磁的記録を公文書にする場合、個人情報の処理など、さまざまな情報が出てくるので、高度な機器の費用、時間的な問題もあります。視覚障害者に対しては、村議会はケーブルテレビ白馬でも放映されていますし、定例議会の議事録については、読み聞かせができるように社協の職員がテープに声を入れて対応しています。したがって、現状で判断すれば、どちらかが村民益にかなうかは火を見るより明らかだと思います。

よって、陳情第7号 白馬村情報公開条例及び白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情は、不採択すべきものと考えます。

議長（下川正剛君） ただいま、それぞれ原案に賛成の発言、それから原案に反対の発言がありました。ほかには討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論をこれで終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。したがって、採択するかどうかについて採決をいたします。

陳情第7号 白馬村情報公開条例及び白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情書の件は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（下川正剛君） 起立少数です。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 7番田中榮一です。

平成23年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託されました議案1件、請願1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の所管事項であります。これは歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,722万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,462万5,000円とするものです。

環境課関係ですが、4款1項1目環境衛生費274万円減額、環境衛生事業380万円減、公衆トイレ管理事業に106万円増とするものです。

委員から、南神城トイレパネルヒーター交換ということですが、設置からどのくらいたっているのかとの質問があり、15年から16年たっている。電気料は約半分になるのではとの答弁がありました。トイレのいたずらについての質問もあり、できたばかりの森上トイレドアが壊されたのは、非常にショックだったというような答弁がありました。

観光農政課ですが、5款2項1目林業振興費255万2,000円増額で、主なものとして、林業振興林道維持補修事業に107万5,000円、林道改良統合補助事業に73万5,000円、有害鳥獣被害対策事業に72万2,000円の増。

6款1項4目観光安全浄化対策費273万5,000円増額で、ふるさと白馬村を応援する基金から繰り入れ、観光安全浄化対策事業、観光浄化対策関係団体負担金273万5,000円、

八方尾根自然協議会の方へ。

6款2項1目商工振興費560万円の増額で、商工振興事業、信用保証協会保証料補給負担金が560万円とするものであります。

委員から、火事で焼失した小屋の撤去費107万円とあるが、保険はどうなっていたかの質問があり、入っていなかった。もとは県の建物であり、村に管理を引き継ぐときに漏れたのではないかと。基本的にはこのような建物は保険に入っている。犯人に賠償能力がないのではとのことと、放置しておく状況ではよくないと考え、撤去することとしたとの答弁がありました。

有害鳥獣被害対策事業の電気さく補助について、個人、団体とあるが、効果を検証されて、どちらかの方向を村として出したらどうかとの質問があり、基本的には区や団体に大きくやっていただくことを基本としたいが、団体に管理できない部分もあり、そういうのは個々に対応させていただいているとの答弁がありました。

次に、建設水道課関係ですが、7款2項2目道路維持費725万円の増額、10款2項1目現年発生公共土木施設災害復旧費に1,558万8,000円を増額するものであります。

委員から、災害復旧工事費1,500万円ほどあるが、災害の内容はどの質問があり、青鬼地区の路肩の崩れ、菅地区で法面の崩れなどがあり、国から査察官が見えて災害であることを認めていただき、7割近くが国の負担金で、起債の方は充当率100%の災害復旧事業債が出る形になるとの答弁がありました。

以上、議案第45号について、環境課、観光農政課、建設水道課、それぞれの所管事項の質疑終了後、討論もなく、採決した結果、委員長を除く全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願です。

平成23年8月12日受理。提出者、白馬村索道事業者協議会会長、倉品光之。

請願の趣旨、理由であります。これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成24年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度は道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税1リットル当たり32円10銭を免税する制度で、船舶、鉄道、農業用機械や、倉庫・港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められてきたものです。

スキー場産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にもはかり知れない悪影響を与えることとなります。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を国会及び政府関係機関に提出していただくよう請願いたします。

記

免税軽油制度を継続していただくこと。

委員長より、白馬村索道会社が年間使う軽油の量は平成21年度資料によると68万6,548リットル、それに対してリットル38.1円掛けると2,200万ほどになる。長野県全体では1億4,000万円ぐらいの金額になるとの説明があり、委員から、実現していくには全国規模の大きな運動にしていかなければならないとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、請願第7号は委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

産業経済委員会の報告を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

請願第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願の件は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、請願第7号は採択することに決定をいたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第42号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一決算特別委員長。

決算特別委員長（松沢貞一君） 12番松沢貞一です。

本定例会において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

認定第1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について。

初めに、総務課財政担当より決算の概要について説明がありました。

決算の概要

1、歳入は56億3,642万4,000円、前年度比6億4,970万7,000円、13.0%の増。歳出は55億3,244万4,000円、前年度比6億1,292万7,000円、12.5%増。翌年度へ繰り越す財源1,350万2,000円を差し引いた実質収支は、9,047万8,000円の黒字決算となりました。

2、財政調整基金に1億3,086万6,000円を積み立て、6億3,208万8,000円となり、減債基金3億3,418万1,000円との合計9億6,626万9,000円となりました。取り崩しを始める以前の平成13年度末に比較して、6,268万9,000円上回る積立額となりました。

3、福祉基金に1億円、義務教育施設整備基金に1億円、ふるさと納税制度寄附による基金に1,550万7,000円を積み立て、特定目的基金の総額は3億8,600万1,000円となりました。

4、実質公債費比率は3カ年平均19.2、単年度数値では16.0と順調に減少し、平成23年度には18を切る見込みとなりました。将来負担比率は64.4となり、全く心配の要らない状況となっています。

総務課関係の審査で、質疑の主なものは以下のとおりでございます。

1、経常収支比率について質問があり、経常収支比率は前年度比5.9ポイント下降し75.2%となった。これは公債費や一部事務組合への負担金が減少し、積立金が増加したことによる。国の施策によって変わるものであり、かなり幅があるため、10ポイントほど加算した数値が適当であると言われていたという答弁がございました。

2、下水道事業特別会計の償還について質問があり、起債が25年から30年と長期にわたり、利率の高いものを借りがえし先延ばしになるため、平成33年から34年くらいまで、なかなか減らないという答弁がございました。

3、事務事業評価について、37事業の選定経緯及びその生かし方について質問があり、すべての課の事業250事業について各課で評価調書をつくる、庁内の評価委員会、すなわち課長会議が全部にわたり評価、その結果、外部評価の対象とするものを選んだのが37事業である。37事業の評価結果を所管課にフィードバックし、所管課はそれを検討した上で予算要求する。外部の目で評価することが大事であるという答弁がありました。

続きまして、税務課関係でございますが、1、滞納整理機構についての質疑があり、2月に事

前通告を出した、正式な受け渡しは6月からとなる。事前通告により徴収率が上がり効果があらわれたという答弁がございました。

2、徴収率について質問があり、徴収率は全体で63%、前年度比2.1%の増となった。村税未収額は8億7,700万円で、前年比2,400万円、2.7%減となった。これは税務課職員の大変な努力の結果であると思うという答弁がありました。

3、賦課徴収費の電算委託料及び国税連携委託料について質問があり、平成23年1月から国税連携業務、国税と地方税をデータ連携させるものが始まったことによる電算システムの改修の費用及びTKCへの委託費用である、平成23年度は通常に戻るという答弁がありました。

4、賦課徴収事業の補償補てん及び賠償金についての質問があり、固定資産税の過徴収分について平成22年6月の補正で承認されたもので、補てん金として支出したという答弁がございました。

続きまして、住民福祉課関係でございます。

1、老人福祉費雪害救助員派遣事業及び緊急通報装置貸与事業について質問があり、雪害救助員は民生委員が把握し、派遣する人はその家の近所や親戚の人を自分で見つけてもらう。高齢者世帯の独居単独世帯に対する派遣である。緊急通信装置はペンダント型のもので、ぐあいが悪くなったときや何かあったときに押す。セコムに巡回してもらっている。利用者は33世帯で、162万5,000円である。リース料は一月4,000円強であるという答弁がございました。

2、乗り合いタクシー運行事業について質問があり、交通協議会が補助事業者となり運行するという原則であるが、実際は協議会から白馬村に運行を委託し、白馬村が運行している。補助期間は3年で最初は試験運行、残り2年間は実証運行としている。補助事業は平成23年度で終わるため、デマンド型集合タクシーを今後どうするかを決めなければならないという答弁がございました。

環境課関係でございますが、1、公衆トイレ管理事業について、管理委託料の金額に幅があるがどういう基準かという質問があり、シルバー人材センターに委託する場合、1日1,400円、毎日掃除するところ、週1回のところ等あるので、金額が異なるという答弁がございました。

2、廃屋対策について、廃屋認定の基準について質問があり、廃屋認定の基準は、明らかに居住または利用されていない家屋で、屋根及び壁等の主要な部分が崩れるなど、通常の居住等の用に耐えられず崩壊の危険にさらされており、景観上及び周辺に悪い影響を及ぼす建築物であるという答弁がございました。

3、白馬山麓清掃センターの土地使用料について質問があり、契約期間は60年で、平成55年までの契約となっている。新施設ができた場合は跡地利用の問題等もあり、見直す必要があるという答弁がございました。

続きまして、観光農政課関係でございますが、1、信州DCキャンペーン、10月1日から1

2月31日への参加と協力の内容と効果について質問があり、パンフレットづくりのための写真やデータ情報等の発信の協力、列車到着時の白馬駅での歓迎行事、太鼓、振る舞い等の協力、観光局駅前振興会、婦人会の協力を得て実施した。お客様から大変好評で、効果は大きかったと認識しているという答弁がございました。

白馬村観光局負担金1億100万円について、もう少し細かい内容の報告が必要ではないかという質問があり、一般論として、補助金についてはそれぞれの事業で補助金交付申請書を提出し交付決定される。予算査定の段階では細かな項目をチェックすることにより総額を決めている。一般に対しての報告は、観光局で決算状況を出している。これは組織運営の負担金であり、請求形態は一括となる。白馬村の決算の内容については広報で流している。観光局に特化して、その内容を広報することはないという答弁がございました。

3、オリンピック記念館維持管理事業について質問があり、管理委託料、警備委託料、清掃委託料はどこへ委託しているかという質問があり、管理委託料は観光局へ50万円、これは施設の管理費用で人件費ではない。警備委託料はセコムへ23万9,000円、清掃委託料は清掃会社へ6万3,000円委託しているという答弁がございました。

4、白馬村遭対センター維持費について質問があり、敷地は白馬村が提供し、建物は長野県が建てたもの、途中で県が移管し村が受託したことになっているが、その書類がなく、40年経過し、最終的に白馬村の管理物になった。山に眠る人々の石碑は、白馬山案内人組合が石碑に遭難した人の名前を刻んでいる。慰霊祭は白馬山案内人組合が主催し実施しているという答弁がございました。

5、森林病虫害防除事業について、実際の効果について質問があり、和田野、どんぐりは心配したが広がっていない。多少なりとも効果は上がっていると思う。白馬より南に広がっても困るので食いとめたいという答弁がございました。

続きまして、建設水道課でございますが、1、除雪関連委託料について質問があり、各工区により前年比20%減のところ、40%から70%も増加したところがあり、ばらつきが大きいという質問があり、白馬村の中でも地域によって雪の量が違う。特に、どんぐり15工区についてはシーズン初めに玉突き事故が続いたため、降雪15センチ以上で除雪出動という基準があるが、事故防止のため、基準に達しなくても出動したという答弁がございました。

2、道路改良国庫事業の橋梁の点検について質問があり、点検は102橋が終了している。修理については今年度計画策定し、24年度予算申請予定で手続をするという答弁がございました。

3、神城山麓線の工事について質問があり、完成は24年12月を予定、残りは延長350メートルで、予算は8,700万円であるという答弁がございました。

続きまして、教育委員会関係でございます。1、扶助費について対象となる人の基準について質問があり、白馬村は生活保護法の保護基準による最低生活費の1.2倍以内の所得の人に助成

する。最低生活費はゼロから2歳の子が1人いたら1万6,200円、3から5歳の子がいたら2万4200円。あるいは世帯員の人数で言えば、中3までの子供が1人いたら1万3,000円、障害1級、2級の人が1人いれば2万3,000円という基準がある。保護者からの申請によって支給するという答弁がございました。

2、スキー選手育成会1,000円の寄附について、寄附額は企業、団体を除けば130万円くらいとなり、地区配布件数2,600件から推測すると、寄附している人は50%くらいではないか。個人から集めるよりは村の補助金で出すべきではないか。またスキーばかりに助成するのは不公平ではないかという意見もある。行政区に加入している人だけが負担しているという不公平感もあり、行政区未加入問題も絡む。さまざまな面で見直しを検討すべきではないかという意見があり、このような制度は白馬村がスキー観光で成り立ってきたためだが、社会情勢が急激に変化してきたため、さまざまな考え方が出てきた。いろいろと検討する時期に来ているという答弁がございました。

3、体育施設利用者は増加している中で、AEDの設置状況についての質問があり、ウイング、B&G体育館、プール、スノーハープは設置している。北部・南部グラウンド、グリーンスポーツは未設置である。今後必要なところへ設置していくという答弁がございました。

認定第1号の採決でございますが、以上総務課、税務課、住民福祉課、環境課、観光農政課、建設水道課、教育委員会の質疑が終了後、採決をしました。その結果、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、歳入は11億5,660万3,000円、前年度比314万4,000円の減、歳出は10億7,978万6,000円、前年度比6,035万7,000円減、次年度繰越金は7,681万8,000円、前年度比5,721万4,000円増となりました。

質疑において、不納欠損額135万7,000円、収入未済額6,189万4,000円の内容について質問があり、不納欠損は、死亡3件、行方不明8件、資産なし13件。収入未済については税務課で行われていて、詳しい内容は不明という答弁がございました。

採決でございますが、審査の結果、認定第2号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、歳入は6,081万9,000円、前年度比11万2,000円の増、歳出は6,072万1,000円、前年度比23万8,000円の増、収支は9,800円、前年比12万6,000円の減となりました。

質疑において、1人当たり医療費は75万円だが、長野県内の位置はという質問があり、医療費の高い方から25番目であるという答弁がありました。

審査の結果、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、歳入は30万2,000円、前年比603万3,000円の減、歳出は30万2,000円、前年比586万5,000円減、収支はゼロ円、平成23年3月31日をもって特別会計は廃止となっています。

質疑は特になく、審査の結果、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要は、収益的収支は1億2,464万5,000円、資本的収支はマイナス1億2,269万5,000円、単年度収支は195万円の黒字、実質収支は前年度繰越金751万6,000円を加え、946万6,000円の黒字となりました。

質疑において、1、加入率についての質問があり、75.4%、前年度は74.5%という答弁がございました。

2、分担金及び負担金について質問があり、負担金は受益者負担金のことである、面積に応じて支払う、5年で支払うもの。分担金は加入分担金のことである。加入の際に支払う。平成22年度は加入分担金は30万円、残りは受益者負担金1,245万7,000円であるという答弁がございました。

3、分担金というのは、新しく入った人が支払うものかという質問があり、下水道では受益者負担金が基本である。下水道区域内の宅地については、家が建っていないにもかかわらず賦課される。しかし、受益者負担金を賦課されたが、家も建てていないのに支払えないという人がいるため、平成13年に加入分担金制度を新たにつくり、賦課がえが可能になった。これは受益者負担金を3年間支払わない場合は、3年を超えると加入分担金に賦課がえができるという制度である。この場合、新たに家を建てて下水道に入るとき加入分担金を支払う。加入分担金は受益者負担金1平方メートル当たり900円の1.5倍で、1平方メートル当たり1,350円に設定しているという答弁がございました。

4、下水道に加入してもらうために、もう少し加入条件を優しくして、加入促進を進めるようにした方がいいのではないかという意見があり、平成元年下水道事業開始のとき、さまざまな検討をして、宅地、雑種地、農地を含めて賦課することに決めた。農地については申し出によって猶予されるようにしたが、宅地と雑種地は一律1平方メートル当たり900円とした。その後、

雑種地だと家がないので今すぐには払えないという人があり、平成13年その救済措置として、現時点の支払いは猶予するが、将来家を建てる場合は1.5倍の分担金を支払う制度をつくったという答弁がございました。

5、負担金は調定額が1億7,300万円あるが、予算額は1,900万円しか上がっていないが、その理由はという質問があり、下水道ばかりでなく、一般会計の税の関係も同様である。滞納については確実に見込むことができる額で予算化しているという答弁がございました。

6、収入未済額と時効に対する対策について質問があり、収入未済額は1億5,800万円で、件数は322件、時効は5年で、対策として、1、誓約書をとる、2、催告書を提出する、または内入れを依頼、3、応じない場合は滞納処分可能なものについては差し押さえ等が可能になるような体制づくりを検討するという答弁がございました。

審査の結果、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算の概要は、収益的収支は1,815万8,000円、資本的収支はマイナス1,734万4,000円、単年度収支は81万4,000円の黒字、実質収支は前年度繰越金40万3,000円を加え、121万7,000円の黒字でございます。

質疑において、白馬村公共下水道との統合に際しての補助金の返還について質問があり、施設を後利用する場合は補助金返還はない。どのような方法があるか検討し、農水省に申請する。後利用の案としては、災害用の骨材や消防資材を置く、地下は防火水槽といった方法を検討するという答弁がございました。

審査の結果、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定についてでございます。

決算の概要は、収益的収支において、収入は2億9,729万8,000円、支出は2億6,309万3,000円、純利益は3,346万7,000円。資本的収支において、収入は697万5,000円、支出は1億3,475万8,000円、資本的収支不足額は1億2,778万3,000円となりますが、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額ほかで補てんするものでございます。

質疑において、1、特別損失42万950円について質問があり、内訳は破産4件、転出・転居等による行方不明9件、死亡により後継者のいない人が1件の計14件、破産のうち個人が1件、会社が3件の合計4件、行方不明はアパートの人が多という答弁がございました。

2、未収金5,591万円について質問があり、9月2日現在で5,245万6,000円と

なっている。前年同月比で135万6,000円の減となっている。5カ月滞納で給水停止の通知を出し、6カ月過ぎても入金しない場合は給水停止としているという答弁がございました。

審査の結果、認定第7号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。認定第1号 平成22年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第2号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第3号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。認定第4号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第5号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第6号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第7号 平成22年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定をされました。

次に、村長から同意案件の申し出、議会運営委員長、常任委員長より発議の申し出、議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出があり、また常任委員長、議会運営委員長よりそれぞれ閉会中の所管事務の調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。

日程第3 同意第4号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。

同意第4号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 同意第4号は質疑、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

△日程第3 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長（下川正剛君） 日程第3 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 任期満了を迎える教育委員の新たな委員を任命するに当たり、ご同意を求めらるるものであります。朗読して説明を申し上げます。

同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命について。

次の者を、教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城10664番地1

氏 名 松倉 好乃

生年月日 昭和44年3月27日

平成23年9月21日 白馬村長提出であります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 採決をいたします。

同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

△日程第4 発委第4号 村長の専決処分事項の指定について

議長（下川正剛君） 日程第4 発委第4号 村長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 発委の説明を申し上げます。

発委第4号 村長の専決処分事項の指定について。

村長の専決処分事項の指定について、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出をする。

平成23年9月21日。

村長の専決処分事項の指定について。

白馬村議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定する。

- 1、村の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 2、既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、字句を修正すること。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第4号 村長の専決処分事項の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

議長(下川正剛君) 日程第5 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書を国会(衆議院議長、参議院議長)及び関係行政庁(内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣)に提出する。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書。

平成24年度予算編成においては、義務教育の水準維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当などを復元すること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第6号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書

議長(下川正剛君) 日程第6 発委第6号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第6号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を関係行政庁(内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣)に提出する。

平成23年9月21日提出。

次代を担う子供たちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、国の責任において、早期に30人学級定員を実現することを含めた新教職員定数改善計画を即座に実施すること。また、学校現場に必要な教職員の人数、人材を確保すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第6号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第7号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書

議長(下川正剛君) 日程第7 発委第7号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第7号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書を関係行政庁（長野県知事）に提出する。

平成23年9月21日提出。

次代を担う子供たちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、県独自の30人規模学級を中学校全学年へ早期に拡大すること。
- 2、現行の複式学級の編成基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
- 3、県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第7号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第7号は原案どおり可決されました。

△日程第8 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第8 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、免税軽油制度の継続を求める意見書を国会（衆議院議長、参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）に提出する。

平成23年9月21日提出。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、本村の観光及び経済に大きな打撃を与えることが危惧される。よって、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第9 発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、私立高校への公費助成に関する意見書を関係行政庁（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣）に提出する。

平成23年9月21日提出。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解、ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校に大幅な経常費補助を行うこと。
- 2、私立高校の教育条件改善のために、大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校の保護者負担を軽減するため、大幅な学納金の補助を行うこと。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第10号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第10 発委第10号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第10号 私立高校への公費助成に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙、私立高校への公費助成に関する意見書を関係行政庁（長野県知事、長野県総務部長）に提出する。

平成23年9月21日提出。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解、ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校への経常費2分の1助成を堅持し、大幅な経常費補助を行うこと。
- 2、私立高校の教育条件改善のために、大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校の保護者負担を軽減するため、大幅な授業料軽減補助を行うこと。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第10号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長(下川正剛君) 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

△日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(下川正剛君) 次に、日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、今定例会に付託されました議事日程は、すべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成23年第3回白馬村議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

9月6日の招集、開会以来、本日まで16日間にわたり本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出をいたしました全案件につき、ご承認とご議決を賜り、まことにありがとうございました。

いつの間にか朝夕めっきりと涼しくなり、確実に季節が秋へと移行していることを肌で感じられるようになりました。台風15号の接近により、収穫間近になった水稻への被害などが心配されるところでありますが、大きな影響がないことを願っているところでございます。

平成7年の豪雨の際には、本村も大きな被害を受けましたが、その記憶はだんだん村民の脳裏から消えかかっております。近年は前線等が停滞すると、どこでもこうしたゲリラ豪雨により大きな災害に遭遇する危険性をはらんでおり、台風12号による近畿地方の被災状況を見るにつけ、水害、土砂災害の恐ろしさを再認識させられたところでもあります。

被災された皆様には心よりご冥福とお見舞いを申し上げる次第ではありますが、今回の災害においても、土砂崩落や道路の寸断等により集落が孤立し、安否の確認がとれない、避難勧告が出せないといった報道を目の当たりにし、立地上、孤立の恐れがある集落には、電話が不通となっても衛星回線を通じて、連絡なり、行政としての指示を出せるような体制や、住民に災害対応と啓発資料としての防災ガイドブックの配布の必要性を痛感をしており、今後、着手を予定しているところであります。

村内においては、文字どおり豊穰の秋を祝う恒例の秋祭りが各地区で行われるとともに、稲の刈り取り作業も始まりました。まさに秋たけなわという状況であります。収穫作業が天候にも恵まれまして豊作となりますことを期待するとともに、事故等がないよう、十分気をつけて農作業にいそんでいただくことをお願いをするところであります。

さて、10月に入りますと、来年度予算編成に向けて例年開催をしております各地区役員との地域懇談会を予定をしております。例年より早めて開催することとしていますが、具体的な日程については、各地区役員を通じておつなぎをしたいと考えております。議員各位におかれまして

は、地区役員の相談に乗っていただき、それぞれのお立場でアドバイスをいただきますようお願いをいたします。

終わりに、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、第3回定例会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

長期間まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） これをもちまして、平成23年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時53分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年9月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員